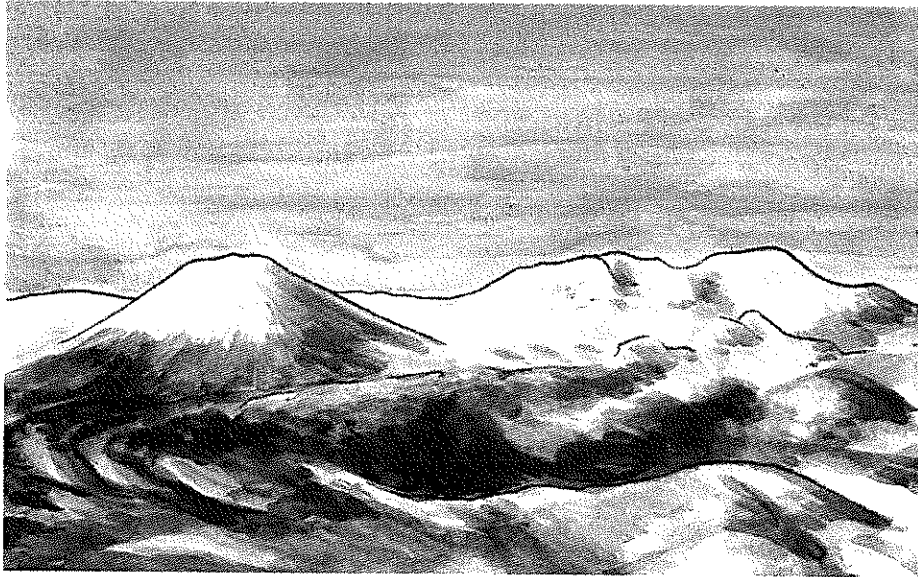


平成29年度

学校教育指導の重点



福島県教育委員会

目 次

平成29年度学校教育指導の重点	1
幼稚園教育	2
小・中学校教育	
児童生徒一人一人の夢がかなう小・中学校教育	4
「言語活動の充実」について	6
学習評価について	8
少人数教育について	12
各教科指導の重点	

国語 (14)	社会 (16)	算数、数学 (18)	理科 (20)
生活 (22)	音楽 (23)	図画工作、美術 (25)	体育、保健体育 (27)
家庭 (29)	技術・家庭 (家庭分野、技術分野) (30)		外国語 (32)

道徳	33
外国語活動	34
総合的な学習の時間	35
特別活動	36
生徒指導	37
キャリア教育	38
図書館教育、人権教育	39
環境教育、情報教育	40
国際理解教育、へき地・小規模学校教育	41
健康教育	42
防災教育、放射線教育	43
特別支援教育 (小・中)	44
高等学校教育	
生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育	47
「言語活動の充実」について	48
学習評価について	49
各教科指導の重点	

国語 (52)	地理歴史 (53)	公民 (54)	数学 (55)	理科 (56)
保健体育 (57)	芸術 (58)	外国語 (59)	家庭 (60)	情報 (61)
農業 (62)	工業 (63)	商業 (64)	水産 (65)	福祉 (66)

総合的な学習の時間	67
特別活動	68
道徳教育	69
生徒指導	70
進路指導	71
健康教育	72
防災教育	73
放射線教育	74
主権者教育	75
特別支援教育 (高)	76

特別支援教育	
「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育	77
【全校種】	
交流及び共同学習	78
【特別支援学校】	
特別支援学校の教育	79
各教科	81
道徳	82
外国語活動	83
総合的な学習の時間	84
特別活動、自立活動	85
各教科等を合わせた指導、生徒指導	86
進路指導	88
情報教育	89
健康教育	90
防災教育	91
放射線教育	92
主権者教育	93

小・中・高等学校の指導の関連

国語 (94)	社会、地理歴史、公民 (95)	算数、数学 (96)	
理科 (97)	音楽 (98)	図画工作、美術 (98)	体育、保健体育 (99)
家庭、技術・家庭 (家庭分野) (100)	外国語活動、外国語 (101)		

学校教育指導の重点

福島県教育委員会

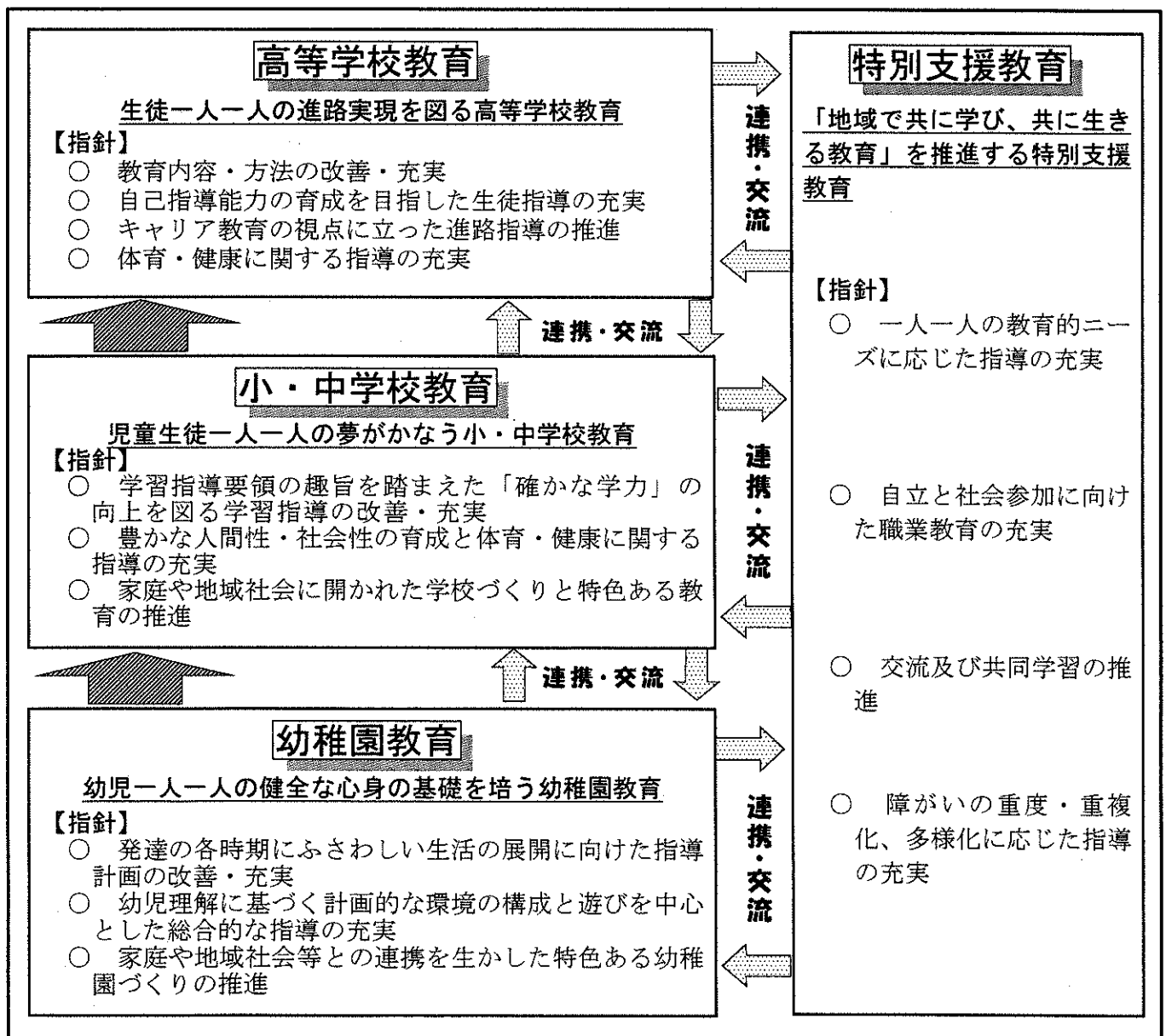
【第6次福島県総合教育計画の基本理念】

“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり

福島県教育委員会では、第6次福島県総合教育計画の基本理念である「ふくしまの和」で奏でる、こころ豊かなたくましい人づくり」に基づき、次の3つの基本目標を掲げるとともに、それぞれの目標について各施策を展開することにより、目標の達成を目指します。

- 【基本目標1】 知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成
- 【基本目標2】 学校、家庭、地域が一体となった教育の実現
- 【基本目標3】 豊かな教育環境の形成

学校教育においては、特に基本目標の1つである「知・徳・体のバランスのとれた、社会に貢献する自立した人間の育成」の実現のため、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において、一人一人の「生きる力」を育み、各分野で活躍できる人づくりを進めます。



幼稚園教育

幼児一人一人の健全な心身の基礎を培う幼稚園教育

発達の各時期にふさわしい生活の展開に向けた指導計画の改善・充実

- 教育課程編成においては、幼児期の発達の特性を踏まえながら、発達の各時期にふさわしい生活が展開されるよう、具体的なねらいと内容を組織する。
- 指導計画の作成に当たっては、教育課程の反省や評価を適切に行い、それぞれの時期にふさわしい育ちや必要な体験などを具体的に押さえていくことが大切である。

幼児理解に基づく計画的な環境の構成と遊びを中心とした総合的な指導の充実

- 幼稚園教育は環境を通して行うことが基本であることを踏まえ、環境の中に教育的価値を含ませながら、幼児が自ら興味や関心をもって環境に取り組み、試行錯誤を経て、環境へのふさわしいかかわり方を身に付けていく教育を進めることが大切である。
- 環境を通して計画的な指導を行うためには、発達の見通しや幼児一人一人の行動の理解と予想に基づいた環境の構成と教師の援助が重要である。
- 幼児にとって、教師は重要な環境であることを踏まえ、幼児との温かい人間関係を育てながら、様々な役割を果たすことができるよう専門性を向上させる必要がある。

家庭や地域社会等との連携を生かした特色ある幼稚園づくりの推進

- 子育て支援のために幼稚園の施設や機能を地域に開いたり、預かり保育を進めたりする場合は、幼児の心身の負担に配慮しながら、職員間の共通理解の下、指導体制を整備して行うことが大切である。
- 家庭や地域社会等との連携を図り、幼児が豊かな生活体験を得られるよう工夫するとともに、互いに子育ての意義を共有しながら、望ましい発達を促していく必要がある。
- 幼児期の教育の成果を小学校につなげていくことが求められていることから、保育所、認定こども園等との連携も踏まえつつ、幼稚園教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、小学校教育との円滑な接続を目指した交流や情報交換、カリキュラム連携等、具体的な取組を進めていくことが重要である。
- 幼稚園における学校評価の結果などを適切に生かしながら「特色ある幼稚園づくり」に努めていくことが大切である。
- 日頃から様々な機会をとらえて安全に関する理解を深めるよう指導するとともに、地域の特性や実態に応じて幼児や施設等の安全確保に努めていく必要がある。

主体的な活動としての遊びを通して、幼児の健全な自立を促し、望ましい発達を助長する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 幼児が環境に主体的にかかわり、発達の時期にふさわしい生活が展開できるように、長期的・短期的に見通しをもった指導計画を作成・改善する。</p> <p>2 一人一人の活動の場面に応じて、教師が様々な役割を果たし、幼児の主体的な活動が確保されるような保育の展開に努める。</p> <p>3 幼児の育ちつつある面やよさに目を向けた評価を行う。</p>	<p>(1) 園の実態や一人一人の幼児の発達の実情を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な見通しをもった特色ある指導計画を作成するとともに、短期的な計画との往還を意識して改善を図る。</p> <p>(2) 家庭、地域社会、小学校、保育所、認定こども園と連携し、協力し合いながら生活及び発達や学びの連続性を踏まえた教育ができるよう指導計画を工夫する。</p> <p>(3) 小学校との接続の観点から、近隣の小学校低学年等との交流活動や生活科等との関連を図った遊びを計画するとともに、小学校作成のスタートカリキュラムの編成に積極的にかかわっていく。</p> <p>(1) 幼児の姿から、幼児の興味・関心や心の動きを理解し、発達に必要な体験を積み重ねていくことができるよう、環境を考えたり援助したりする。</p> <p>(2) 教師が人的環境として重要な役割を果たしていることを認識し、教師自身の環境へのかかわり方を工夫する。</p> <p>(3) 集団の生活を通して、幼児が他者とのかかわりを深め、協同して遊んだり、葛藤やつまづきを経験したりする中で、自分の気持ちを調整しながら、共通の目的を実現する喜びを味わったり、規範意識や道徳性の芽生えを培ったりできるようにする。</p> <p>(4) 障がいのある幼児の指導に当たっては、教職員の共通理解の下特別支援学校などの助言や援助を活用したり関係機関との連携を図ったりしながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画等を作成するなどして、発達を具体的に捉えられるようにする。</p> <p>(1) 一人一人の幼児の活動を見取り、その意味を理解するように努めるとともに、環境の再構成や次の手だてに生かすようにする。</p> <p>(2) 指導事例を基にした教師相互の意見交換などを通して、多面的・継続的に一人一人のよさや発達を捉える目を確かなものにし、保育を充実させる。</p>

幼稚園教育要領の趣旨を踏まえた指導のポイント

ポイント1 発達や学びの連続性を踏まえた指導の充実を図る。

- 幼稚園と小学校との教育内容や指導の在り方等について共通理解を図り実践につなげる。(授業・保育参観、研究協議等の教師間交流、学習指導要領や幼稚園教育要領の理解等)
- 幼稚園教育の成果(育つことが期待されている「生きる力」の基礎となる心情、意欲、態度などの育ち)を小学校につなげていくために、発達や学びの連続性を意識したカリキュラムを編成・改善するなどして、指導を充実させる。

<特に重視する事項>

- ◇ 協同する経験の積み重ねによる人間関係の調整力
- ◇ 集団の生活を通しての規範意識や道徳性の芽生え
- ◇ 生活や遊びの中で育つ好奇心や探究心、思考力の芽生え
- ◇ 言葉や表現を通しての伝え合いの基礎
- ◇ 遊びを通して体を動かす気持ちよさの体験

ポイント2 幼稚園と家庭や地域社会との連携を踏まえた指導の充実を図る。

- 学校評価等を活用し、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるようにする。
- 地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫する。

ポイント3 安全に関する指導の充実を図る。

- 幼児の発達段階や地域の実態を考慮して計画を作成し指導に当たるように工夫する。
- 日頃から様々な機会をとらえて安全に関する理解(防災や放射線に関することも含む)が深まるようにする。

小・中学校教育

児童生徒一人一人の夢がかなう小・中学校教育

学習指導要領の趣旨を踏まえた「確かな学力」の向上を図る学習指導の改善・充実

- 1 「確かな学力」の向上を図る継続的な検証改善サイクルの確立
 - 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度の育成を目指すグランドデザインを作成する。
 - ・ 全国学力・学習状況調査及び福島県学力調査等の結果から自校の課題を明らかにするとともに、課題解決に向けた具体的な手立てやそれを具現化する場面や時期、評価の指標や方法、評価の時期等の観点からグランドデザインの改善を図る。
 - 全教職員の共通理解のもと、グランドデザインに基づいた実践を行い、各種調査や定着確認シート等とともに児童生徒の変容や課題を確認しながら指導方法等を検証し、日々の学習指導の改善・充実に結び付ける。
 - ・ 年間指導計画や日課表、月・週指導計画、学習指導案等に、グランドデザインに位置付けられた具体的な手立てを更に具体化して位置付け、日々の授業において実践する。
 - ・ 全国学力・学習状況調査及び福島県学力調査の結果を活用し、年間を見通したロングスパンのPDCAサイクル、更には各種調査や定着確認シート等を活用し、日々の指導におけるショートスパンのPDCAサイクルを確立し、年間を通して学習指導の工夫改善を継続的に行う。
 - ・ 管理職のマネジメントのもと、研修主任等を中心に校内研修の工夫及び活性化を図るとともに、「授業スタンダード」を活用し教員の指導力の向上に努める。
 - 2 「確かな学力」の向上を図る授業づくり
 - 各教科等の授業の設計・実施・評価
 - ・ 学習指導要領に基づく指導内容を構造的にとらえるとともに、単元の位置付けや単元間の関連性等を踏まえ、単元及び本時のねらいを設定する。
 - ・ 児童生徒の主体的な学習場面における学習内容と教師の指導場面における指導内容を明確にして単元や授業を展開する。
 - ・ 観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を充実させ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図る。
 - ・ 総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するなど、探究活動の質的な充実を図る。
 - ・ 単元のねらいに沿って、評価規準と評価の場面を適切に設定するとともに評価方法の工夫改善に努める。
 - ・ 児童生徒が見通しをもって学習に取り組むことができるようにするとともに、授業のねらいに沿った振り返りやまとめの時間の充実を図る。
 - 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学習内容・方法等の円滑な接続
 - ・ 幼稚園、小・中学校、高等学校を見通した学習内容や方法等を把握するとともに、学び方にかかわる指導等についての連携を図る。
 - ・ 各教科等において、教科書や各種資料等を理解し評価しながら読む力や教科書及び各種資料等に基づいて自分の考えを書く力を育成するなど、「読解力」の向上を図るための指導方法を工夫する。
 - ・ 学校種間での教員の授業交流、授業研究等を進め、幼小連携、小中連携、中高連携の充実を図る。
 - 個に応じたきめ細かな指導
 - ・ 課題が見られる単元等において、習熟度別指導やティーム・ティーチングを効果的に取り入れるなど、少人数教育のよさを生かした指導体制や指導方法を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導の充実に努める。
 - ・ 一人一人の学習内容の習得状況の把握に努め、個に応じたきめ細かな指導を展開するとともに、児童生徒自らが自分の状況を把握し見通しをもって学習に取り組めるように工夫する。
 - ・ 補充的な学習や発展的な学習を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入する。
 - 授業改善の指導資料
 - ・ 基本的な授業の流れや留意点等をまとめた「授業スタンダード」（県教育委員会）に基づき授業を構想し、アクティブ・ラーニング等の視点を取り入れた授業を展開するとともに、常に自分の授業を振り返り授業改善に努める。
 - ・ 「思考力・判断力・表現力等」を育てるための授業づくりの視点については、県教育センターから発行された「授業改善ハンドブック『新・授業の窓』授業をつくる16の視点」の活用を図る。
- 【教育センターWebサイト：http://www.cms-center.gr.fks.ed.jp/?page_id=1407】

3 「確かな学力」の向上を支える基盤づくり

- 言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整

- え、児童生徒の言語活動を充実する。
- 学習習慣や生活習慣の確立に向けた各学校における課題を明らかにし、家庭との連携を図りながら、学校及び家庭における学習サイクルの構築を図る。
 - キャリア教育の視点を重視し、様々な機会をとらえて、児童生徒が「学ぶ意義」を実感できるよう工夫し、主体的に学ぶ意欲を醸成する。
 - 教師自身の言語環境を整え、明確な指示をするなどの指導技術を高めるとともに、発達段階に応じた聞き方や話合いの仕方などを習得させ、認め合い、磨き合い、高め合う学習集団をつくる。
 - 学校図書館の学習・情報センターとしての機能及び読書センターとしての機能を生かした計画的な活用を図るとともに、教科等における読書の指導を工夫するなど、主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図る。

豊かな人間性・社会性の育成と体育・健康に関する指導の充実

1 豊かな人間性・社会性の育成

- 全教育活動を通じて行う道德教育の推進
 - ・ 道德の時間を中核として、各教科等との関連を図りながら計画的・発展的に指導を行うとともに、家庭や地域社会等との共通理解を深め、相互に連携した道德教育を推進する。
- 道德の時間の充実
 - ・ 道德教育の要である道德の時間を、児童生徒の発達段階や指導上の課題等を踏まえ、計画的かつ確実に実施するとともに、道德教育推進教師を中心とした指導体制の充実、魅力的な教材の開発・活用、校長・教頭の参加や他の教師との協力的な指導の工夫、「私（わたし）たちの道德」の活用など指導方法を工夫する。
 - ・ 東日本大震災の経験を踏まえ、命の大切さ、家族愛、感謝の心、郷土に対する愛情などを考える道德教育を推進するため、「ふくしま道德教育資料集」の積極的な活用を図り、児童生徒の「生きる力」の育成に寄与する。
- 豊かな体験活動の充実
 - ・ 地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流や集団宿泊活動、職場体験活動、奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験活動などを充実させ、学びへの興味・関心を高め、心を耕し、自己の生き方を考えさせるとともに、思いやりの心や規範意識などをはぐくみ、活動の成果を各教科の指導や生徒指導等に生かすようにする。

2 生徒指導の充実

- 自校の実態を踏まえ、指導方針を明確にした具体的な指導計画に改善するとともに、校内指導体制を整え、全教職員で組織的に取り組む。
- 全教育活動を通して生徒指導の機能を生かした指導を行い、主体的な生活態度を育成するなど、積極的な生徒指導に努める。
- SCやSSWを活用し教育相談体制を充実させるとともに、教職員のカウンセリング技術の向上に努める。
- 家庭や地域、専門家、関係機関との連携・協力の下、いじめや不登校、暴力行為などの問題行動の未然防止と早期発見、早期対応、早期解決に努める。

3 体育・健康に関する指導の充実

- 体育については、心と体をより一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康安全についての理解を通して、生涯にわたって積極的に運動・スポーツに親しむ習慣や意欲、資質・能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力・運動能力の向上に努める。
- 保健・安全については、心の健康、薬物乱用防止、性に関する指導、生活習慣病や感染症予防、アレルギー疾患への対応など今日的な健康課題や防犯、防災教育等に対応した保健安全指導を進めるとともに、家庭や地域との連携の下、児童生徒が自らの健康や生活、環境を改善できる基礎的な素養の育成に努める。
- 食育については、食育推進コーディネーターを中心とした指導体制を充実させるとともに、各学校の実態に応じた食育全体計画等に基づき、給食の時間はもとより、各教育活動における食に関連する学習と相互に連携を図りながら、横断的・総合的な指導に努める。
- 東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所の事故による新たな課題の解決に向けた組織的かつ総合的な指導に努める。

家庭や地域社会に開かれた学校づくりと特色ある教育の推進

1 家庭や地域社会に開かれた学校

- 自校の教育方針や教育活動について、積極的に家庭や地域社会に公開する機会の充実に努めるとともに、学校運営に対する意見を聴取し、教育活動の改善・充実を図り、開かれた学校を実現する。
- 児童生徒のプライバシーに十分配慮しながら、必要な情報を適切に提供し、学校、家庭、地域社会が一体となって教育目標の具現に努める。

2 特色ある学校づくりの推進

- 自校の課題解決を図るため、創意工夫のある教育活動を展開する。
- 学校評価を適切に行い、自校の教育活動に対する自己点検・自己評価を行い、学校運営の工夫改善に努める。

「言語活動の充実」について

1 学習指導要領における「言語活動の充実」について

(1) 学習指導要領から

「小学校・中学校学習指導要領解説 総則編」(以下「総則編」という。)には、「児童(生徒)の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童(生徒)の言語活動を充実すること。」と示されている。これは、知識・技能を習得するのも、習得した知識・技能を活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、学習活動の基盤となるのは言語に関する能力であることを示したものである。また、言語は、論理的思考だけでなくコミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも大切なものである。

(2) 言語活動の充実に関する指導事例集について

文部科学省では、言語活動について、国語科で培った能力を基本に、すべての教科等において充実するために、言語活動の充実に関する基本的な考え方や言語の役割を踏まえた言語活動の充実を解説するとともに、優れた実践事例を収録した事例集を発行しており、校内研修や授業に生かしたい。

※言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～

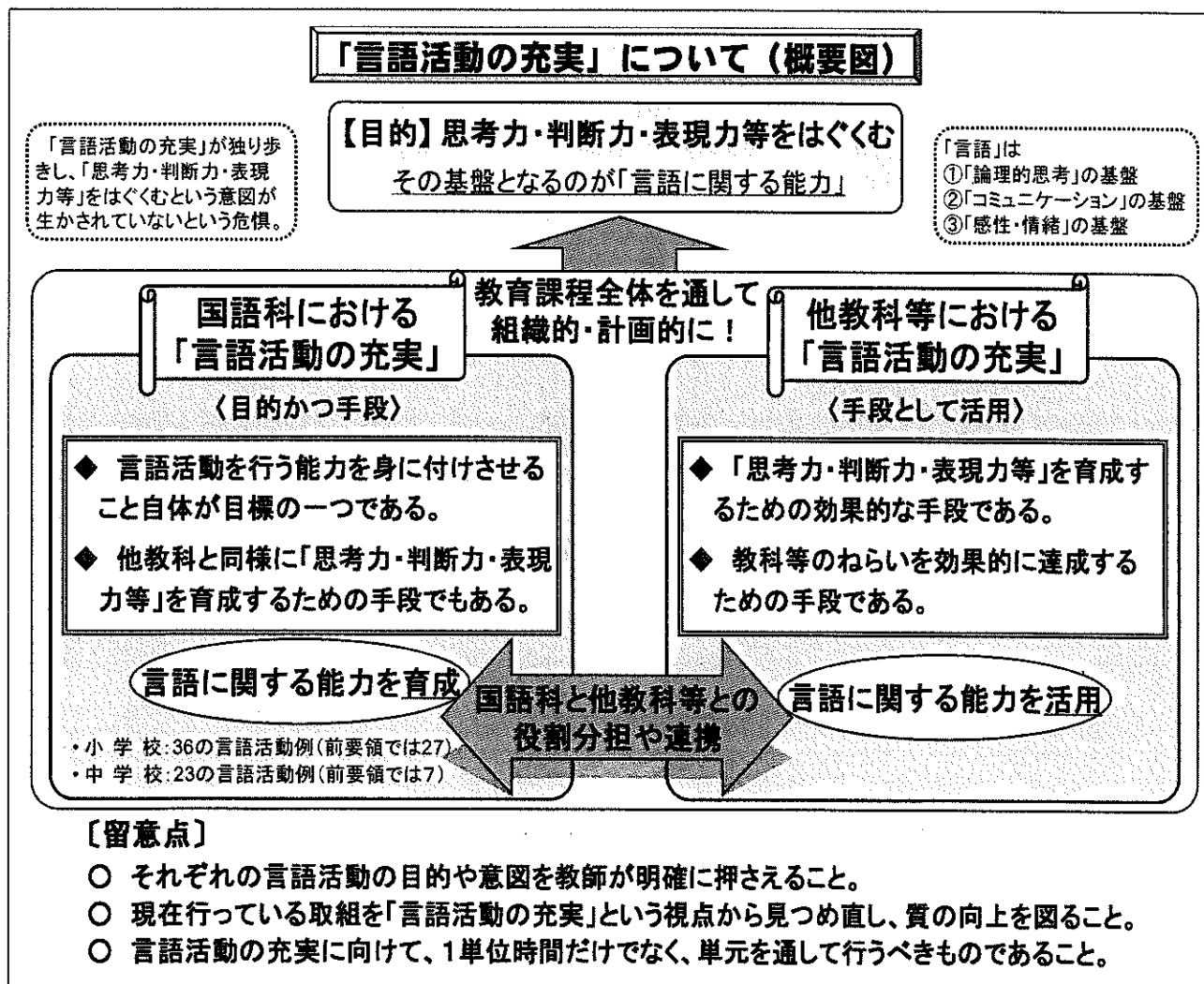
(小学校版、平成22年12月発行)(中学校版、平成23年5月発行)文部科学省

※事例集は、文部科学省Webサイトからダウンロード可能

【文部科学省Webサイト：<http://www.mext.go.jp/>】

2 県教育委員会の「言語活動の充実」についての取組

1のような観点から、県教育委員会としては、国語科とその他の各教科等における「言語活動の充実」についての役割や関連を下の概要図のようにまとめた。



また、県教育委員会では、以下のような「言語活動の充実」に対する取組を行っている。

(1) 小・中学校教育課程研究協議会の実施

平成28年9月に小・中学校教育課程研究協議会（以下「教育課程研究協議会」という。）を実施し、各教科等における言語活動の充実に向けた各校の実践について、課題と対応策を協議した。各校からは、言語活動に関する様々な実践例が出され、充実した協議会となった。

(2) 「言語活動の充実」実践事例集の作成・配付

平成21年度に、各学校における教育課程編成や授業づくりに資することを目的として、事例集を作成した。教育課程研究協議会の際に各学校から持ち寄った言語活動の実践事例をもとに、小・中学校の87実践事例を収めたもので、各学校に配付し、県教育庁義務教育課Webサイトに掲載している。

【義務教育課Webサイト：<http://www.gimu.fks.ed.jp/>（「言語活動の充実」実践事例集）】

(3) 県教育センターにおける研究の推進

① 「言語活動の充実についての調査研究」

県教育センターでは、「言語活動の充実」についての調査研究を平成21年度及び平成22年度の2年間実施した。1年目の平成21年度は、言語活動の充実に関する意識調査（平成21年10月）を実施し、調査結果を分析し、上記「言語活動の充実」実践事例集に掲載した。

2年目の平成22年度には、研究協力校における実践的な取組を通して、「言語活動の充実の日常化」を図る上で必要な授業の要素を次のようにまとめている。

○ 言語活動が位置付けられた指導計画・単元計画

「思考力・判断力・表現力等」が働く「話す」「聞く」「書く」「読む」という言語活動を適切に組み込んだ単元構成・授業設計を行い、実践する。

○ 学びがいのある魅力的な学習課題

「解決したい」「調べたい」「なんとかしたい」という思いを高め、児童生徒が意見や考えを「聞きたくなる」そして「伝えたい」という追求意欲を駆り立てる学習課題、あるいは話し合う必要感を生む、多様な意見や考えが導き出される学習課題を設定する。

○ 教師によるコーディネート

ア 考えや意見の共有

「個人→集団→個人」という学習プロセスが効果的に働くように、集団思考あるいは交流の場で、友達の言っていることを理解することができるようにしたり共有させたりするための「言語活動」を適宜行っていく。

イ 的確な発問と練り上げによる高まり合い

高め合ったり磨き合ったりする話し合いとなるように、ゆさぶりをかけたり焦点化したりするなどの的確な発問を行う。また、表出された考えや意見を広げたり、問いかけたりするコーディネートを適切に行う。

○ 親和的な学級集団

伸び伸びと、そして生き生きと自分の考えや意見を表出できる環境、間違っても笑われたり冷やかされたりしない安心できる環境が、児童生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ基盤となることを踏まえて、学び合う学級集団づくりに努める。

② 言語活動充実のための各教科等の指導資料

各教科等における言語活動の充実については、学習指導要領において「言語活動の充実」は各教科等を貫く重要な改善の視点となっている。県教育センターでは、「言語活動の充実」を図るための各教科等の方策について研究に取り組み、その結果をまとめているので、活用したい。

※ 詳しくは、県教育センターの「『言語活動の充実』を図る学習指導の在り方」を参照。

【県教育センターWebサイト：<http://www.center.fks.ed.jp/>「調査研究」(授業改善)】

学習評価について

1 学習評価の改善に関する内容

① 学習評価の意義・目的

- 児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すこと、個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善すること。

② 学習評価の改善に係る基本的な考え

- 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する目標に準拠した評価を着実に実施すること。
- 学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
- 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。(現場主義を重視した学習評価の推進)

③ 効果的・効率的な学習評価の推進について

- 学習評価を、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付け、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施する。
- 学習評価の妥当性、信頼性等を高め、組織的・計画的に学習評価に取り組む。
- 教師の負担感の軽減のため、国等が示す資料を参考にしつつ評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量等の向上を図る。

(平成22年5月 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(※1)、平成22年3月 中央教育審議会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」に基づき整理)

2 評価の観点の設定

(1) 学習指導要領を踏まえた評価の観点に関する考え方

「関心・意欲・態度」

学校教育法及び学習指導要領の改正等により、主体的に学習に取り組む態度が学力の3つの要素の1つとして示されている。他の観点に係る資質や能力の定着に関係する重要な要素でもあり、引き続き大切な観点。他の観点同様、目標に照らして「**おおむね満足できる**」状況にあるかどうかの評価を中心とする。

「思考・判断・表現」

従来の「思考・判断」に「表現」を加えて示し、この観点に係る学習評価を言語活動を中心とした表現に係る活動や児童生徒の作品等と一体的に行うことを明確化。

「技能」

各教科において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかどうかを評価。基本的には、これまで「技能・表現」で評価している内容は引き続き「技能」で評価することが適当。

「知識・理解」

各教科において習得すべき知識や重要な概念等を児童生徒が理解しているかどうかを評価。従来の「知識・理解」の趣旨を踏まえた評価を行うことが重要。

(2) 各教科における評価の観点に関する考え方

上記の整理を基本としつつ教科の特性に応じて観点を設定。

各教科の観点については、国立教育政策研究所教育課程研究センターの資料を参照。

3 目標に準拠した評価の着実な実施について

(1) 目標に準拠した評価の着実な実施において必要なこと

児童生徒一人一人の学習状況をきめ細かに把握し、学習状況に応じた指導の改善を行うことができるようにする（指導と評価の一体化）ためには、次の点が重要となる。

- ◇ 各教科の目標だけでなく、単元や内容項目レベルの指導の目標が整理され、明確になっていること。
- ◇ 児童生徒の学習状況において、どのような状態が学習指導のねらいが実現された状態であるか具体的に想定していること。



(2) 評価規準の適切な活用

目標に準拠した評価が観点別学習状況の評価として効果的に行われるよう、国立教育政策研究所教育課程研究センターで作成した資料（※2）や「福島県版生きる力を育む学習評価指導事例集」（福島県教育委員会）（※3）を参考にして、各学校において評価規準を設定する。評価規準を設定することで、児童生徒の学習状況の判断が教師の経験や主観に偏らない信頼性の高いものになる。

評価規準

児童生徒が学習指導要領に示す目標を実現した状況を評価の観点別に具体的に示したもの。

(3) 各学校における評価規準の設定に際しての参考事項

各教科における評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例（※2参照）
各教科における評価規準に盛り込むべき事項とは・・・

学習指導要領の各教科の目標、学年（又は分野）の目標及び内容の記述をもとに、学習評価及び指導要録の改善通知（※1）で示されている各教科の評価の観点及び趣旨、学年（又は分野）別の評価の観点の趣旨を踏まえて作成したもの。

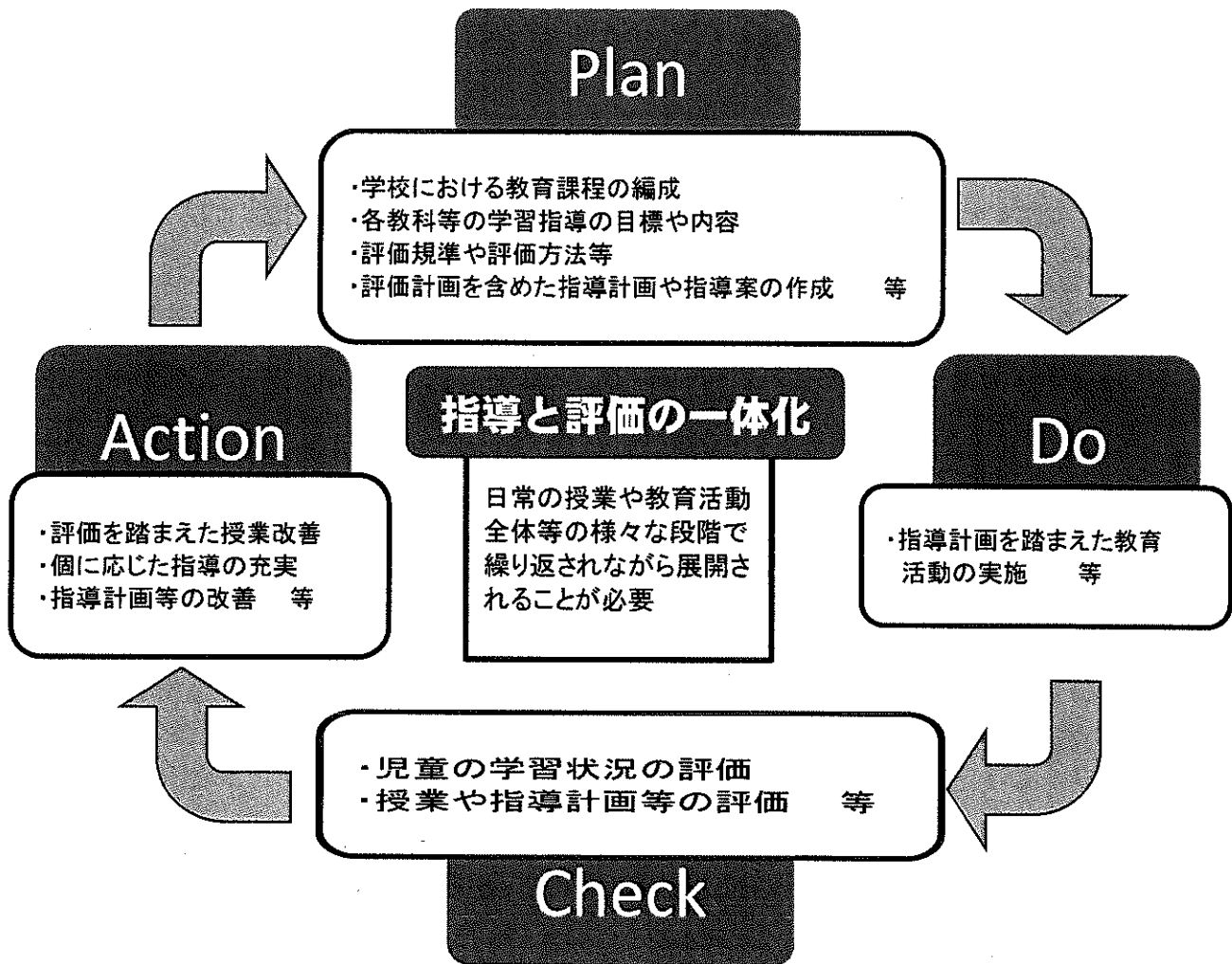
評価規準の設定例とは・・・

各学校において単元や題材ごとの評価規準や学習活動に即した評価規準を設定する際に参考となるよう「評価規準に盛り込むべき事項」をより具体化したもの。

評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例は、評価の観点別に「おおむね満足できる」状況を示すものである。

4 学習評価を踏まえた教育活動の改善

(1) 学習指導に係るPDCAサイクルの確立



学習評価を通じて、教師が授業の中で児童生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと等が求められる。また、このような学習指導に係るPDCAサイクルは、学校評価全体の枠組みの中で適切に位置付けられ、実施されることが必要である。その際、全国学力・学習状況調査及び福島県学力調査の結果を活用したロングスパンのPDCAサイクルと、定着確認シート等を活用したショートスパンのPDCAサイクルの活用も図っていく。

(2) 学校の創意工夫を生かす学習評価の推進

学習評価について、各学校における教育の目標や学習指導に当たって重点を置いている事項を、指導要録等においてこれまで以上に反映できるようにするなど、学校の創意工夫を一層生かしていく方向で改善を図っていくことが求められる。

5 評価方法等の工夫・改善

観点別学習状況の評価を円滑に実施するに当たっては、適切な評価時期を設定することや学習指導の目標に沿った学習評価を行うこと等が重要である。

(1) 評価方法の工夫改善

各教科の学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や児童生徒の発達段階に応じて、

観察、対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における児童生徒の学習の状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。これらの評価方法に加えて、児童生徒による自己評価や児童生徒同士の相互評価を工夫することも考えられる。

評価を適切に行うという点のみでいえば、できるだけ多様な評価を行い、多くの情報を得ることが重要であるが、他方、このことにより評価に追われてしまえば、十分に指導ができなくなるおそれがある。児童生徒の学習状況を適切に評価し、その評価を指導に生かす点に留意し、教師が指導の過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが重要である。

(2) 評価時期の工夫

指導後の児童生徒の状況を記録するための評価を行う際には、単元等ある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価することが重要である。なお、「関心・意欲・態度」については、表面的な状況のみに着目することにならないよう留意するとともに、教科の特性や学習指導の内容等も踏まえたい。

なお、各学校で年間指導計画を検討する際には、それぞれの単元（題材）において、観点別学習状況の評価に係る最適な時期や方法を観点ごとに整理することが重要である。これにより、評価すべき点を見落とししていないかを確認するだけでなく、必要以上に評価機会を設けて評価資料の収集・分析に多大な時間を要するような事態を防ぐことができ、各学校において効果的・効率的な学習評価を行うことにつながると考えられる。なお、授業改善や児童生徒が次の活動へ移る際にどの程度の力を身に付けているかを見取る評価は、日常的に行われることが重要である。

(3) 学習指導の目標と学習活動の関係

各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る学習活動と思考力・判断力・表現力等の育成を図る学習活動は相互に関連し合っており、はっきりと分類されるものではない。たとえば、同様の学習活動であっても、教師の指導のねらいに応じ、「知識・理解」や「技能」の評価に用いられることも、「思考・判断・表現」の評価に用いられることもあると考えられる。また、学習指導の目標に照らして実現状況を評価するという目標に準拠した評価の趣旨に沿って、学習活動を通じて児童生徒に身に付けさせようとしている資質や能力を明確にした上で、それに照らして学習評価を行うことが重要である。

(4) 効果的・効率的な学習評価の推進

学校や設置者においては、国等が示す評価に関する資料を参考にしつつ、評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量の向上等を図り、学習評価の妥当性、信頼性を高めるとともに、教師の負担感を軽減するための組織的・計画的な学習評価の推進が重要である。

□参考資料□

(※1)

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日 文部科学省初等中等教育局長）

(※2) 国立教育政策研究所教育課程研究センター

- 評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校編）平成23年11月
- 総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（小学校）平成23年11月
掲載先：<http://www.nier.go.jp/kaiatsu/shidousiryu.html>

(※3) 「福島県版 生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」（平成25年3月 福島県教育委員会）

掲載先：<http://www.gimu.fks.ed.jp/shidou/hyouka.pdf>

（福島県教育委員会Webサイトの義務教育課のページ）

少人数教育について

1 学習指導要領における「指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実」より

(小学校学習指導要領解説総則編〔平成20年8月〕第3章教育課程の編成及び実施第5節の6、中学校学習指導要領解説総則編〔平成20年9月〕第3章教育課程の編成及び実施第5節の7)

各教科等の指導に当たっては、児童（生徒）が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童（生徒）の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童（生徒）の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実に努めること。

(1) 目的

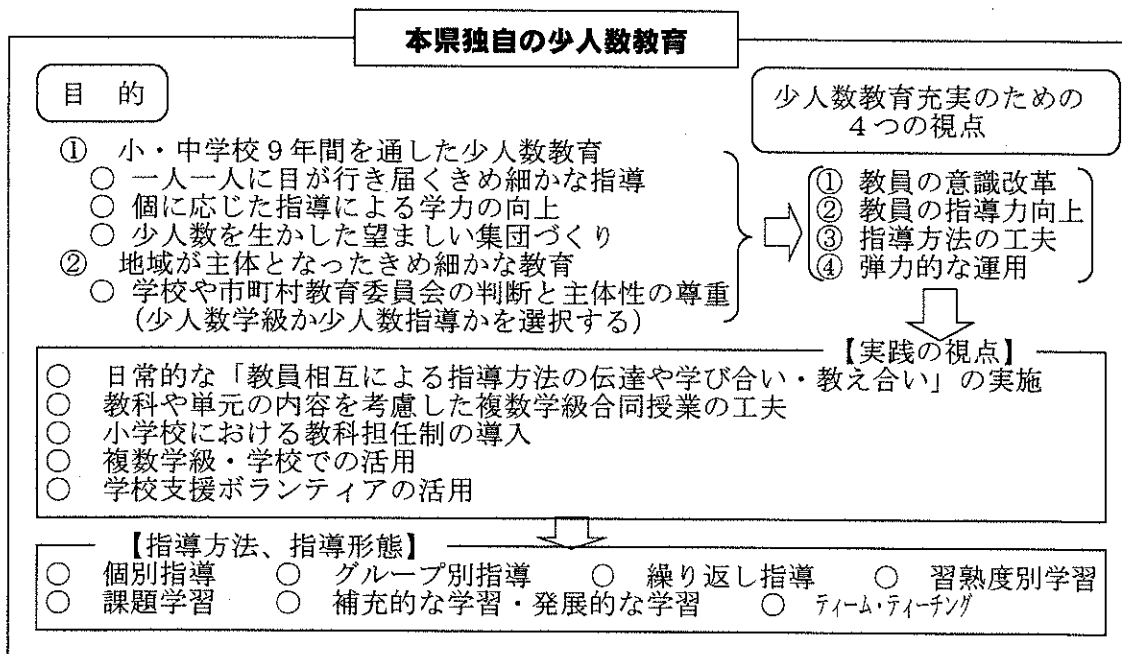
児童生徒が主体的に学習内容（学習指導要領に記載されている内容）に取り組み、確実に身に付けることができるようにすること。

(2) 方法

学校や児童生徒の実態に応じ、指導方法や指導形態を工夫改善し、個に応じた指導、並びに集団（小集団）への指導の充実に努めること。

- ① 個別指導
- ② グループ別指導
- ③ 繰り返し指導
- ④ 学習内容の習熟の程度に応じた指導
- ⑤ 児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習
- ⑥ 補充的な学習や発展的な学習
- ⑦ 教師間の協力的な指導

2 確かな学力と豊かな心を育む「ふくしまの少人数教育」の特色



ふくしまからはじめよう。

Future From Fukushima.

生き抜く力を育む少人数教育

～福島ならではの少人数教育を通して～

“ふくしまの和”で奏でる、こころ豊かなたくましくい人づくり

豊かなこころ

確かな学力

健やかな体

少人数学級と少人数指導のよさを生かし、学習と生活両面にわたりきめ細かな指導を行い、確かな学力と豊かな心の育成を図る

少人数教育のチェックポイント
 ・学校の指導体制
 ・指導方法の工夫改善
 ・教員の意識改革
 そして何より管理職のリーダーシップが大切です。

視点1: 教員の意識改革

☆ 少人数教育が全国に先駆けて行われて110年がたったが、それが当たり前の状態になっていないか？
 ☆ 人数が少なくなくなったことで指導がしやすいと誤解してはいないか？ また、指導力向上のための研修を、日々積んでいるか？
 □ 個への指導、全体への指導、どちらも教員の指導力向上に不可欠な研修を兼ねる。そのための研修を兼ねる。

視点2: 教員の指導力向上

1 小・中学校9年間を通じた少人数教育
 ○ 一人一人が行き届ききめ細かな指導
 ○ 個に応じた指導による学力の向上
 ○ 少人数を生かした望ましい集団づくり
 2 地域が主体となったきめ細かな教育
 ○ 学校や市町村教育委員会の判断と主体性の尊重

少人数教育の目的

☆ 少人数学級などの少ない人数の学習環境や学習態度など児童生徒の姿にあってはどうか？
 ☆ 各種テスト等を分析し、児童生徒や教科の単元を考慮し、よりわかりやすい授業を工夫して行う。
 ☆ 学校の実態を考慮した少人数教育が展開された弾力的な運用を行っているか？
 ☆ 少人数教育の明確なプランをもって、共通理解の基に取り組み、工夫、改善を図りながら計画的に実践の積み重ねを行う。

視点3: 指導方法の工夫

視点4: 弾力的な運用



「少人数教育10の提言」チェックシート

改善 元来の視点	5月	10月	2月
① 少人数教育の目的を全教職員が理解している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
② 少人数教育の目的を保護者等に説明・理解を求めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 少人数教育の明確なプランを立てている。(PDCAサイクルの確立)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④ 学力向上に向けて数値目標を適切に設定している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤ 定着確認シート等で数値目標をチェックし、授業改善につなげている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 少人数教育を生かして、指導形態を固定化せず、児童生徒の実態や学習内容等に応じて柔軟に工夫している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦ 一人一人の学びの履歴を個票等に整理、理解している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 一人一人の認知スキルや興味・関心等を個票等に整理、個性を把握し、つとめている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 一人一人の知識・技能、思考力・判断力・表現力を把握し、個別指導及び支援の方針を確立して授業に臨んでいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 一人一人が「分かった」「できた」と実感できるように、日々の授業において、個に応じた言葉かけや称賞、価値付け等を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

学校や地域の実態等に合わせた少人数教育の構想及び授業

① 指導形態の工夫では…
 一人一人の児童生徒にきめ細かく、手厚く指導したり支援したりする。

② 指導方法の工夫では…
 一人一人の学びの姿を記録し、個の特性を理解し、児童生徒の実態に応じた指導方法の工夫を図る。
 ☆ 一人一人の認知スキルを把握し、個に応じた手立てを工夫する。
 ☆ 一人一人の知識・技能の定着度を把握し、確実な定着に向けた指導方法を工夫する。
 ☆ 一人一人の思考力・判断力・表現力を把握し、日々の授業でよりよく伸ばすための授業展開を工夫する。
 ☆ 全国学力・学習状況調査における活用する力を見る問題の分析と児童生徒の実態を基にした策問や学習活動の工夫等

③ 授業前では…
 ☆ 板書案等に基づき、授業イメージを具体化し、共通理解を図る。
 ☆ 通理解解を促す。
 ☆ 授業中では…(一人一人では大変でも、複数の教員がいることで…)
 ☆ 児童生徒の学びのつよみやよさを拾い、全体に問い返す。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を的確に見取り、判断し、共有させる。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を基に、随時相談したり、確認等したりしながら、柔軟に授業を展開する。
 ☆ 授業記録(児童生徒の発言や効果があった指導等の簡単なメモ)を共有し、振り返りを通して、指導形態や指導方法、教材等のよさや改善点を確認し、次の授業に生かす。

④ 授業前では…
 ☆ 板書案等に基づき、授業イメージを具体化し、共通理解を図る。
 ☆ 通理解解を促す。
 ☆ 授業中では…(一人一人では大変でも、複数の教員がいることで…)
 ☆ 児童生徒の学びのつよみやよさを拾い、全体に問い返す。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を的確に見取り、判断し、共有させる。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を基に、随時相談したり、確認等したりしながら、柔軟に授業を展開する。
 ☆ 授業記録(児童生徒の発言や効果があった指導等の簡単なメモ)を共有し、振り返りを通して、指導形態や指導方法、教材等のよさや改善点を確認し、次の授業に生かす。

⑤ 授業前では…
 ☆ 板書案等に基づき、授業イメージを具体化し、共通理解を図る。
 ☆ 通理解解を促す。
 ☆ 授業中では…(一人一人では大変でも、複数の教員がいることで…)
 ☆ 児童生徒の学びのつよみやよさを拾い、全体に問い返す。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を的確に見取り、判断し、共有させる。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を基に、随時相談したり、確認等したりしながら、柔軟に授業を展開する。
 ☆ 授業記録(児童生徒の発言や効果があった指導等の簡単なメモ)を共有し、振り返りを通して、指導形態や指導方法、教材等のよさや改善点を確認し、次の授業に生かす。

⑥ 授業前では…
 ☆ 板書案等に基づき、授業イメージを具体化し、共通理解を図る。
 ☆ 通理解解を促す。
 ☆ 授業中では…(一人一人では大変でも、複数の教員がいることで…)
 ☆ 児童生徒の学びのつよみやよさを拾い、全体に問い返す。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を的確に見取り、判断し、共有させる。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を基に、随時相談したり、確認等したりしながら、柔軟に授業を展開する。
 ☆ 授業記録(児童生徒の発言や効果があった指導等の簡単なメモ)を共有し、振り返りを通して、指導形態や指導方法、教材等のよさや改善点を確認し、次の授業に生かす。

⑦ 授業前では…
 ☆ 板書案等に基づき、授業イメージを具体化し、共通理解を図る。
 ☆ 通理解解を促す。
 ☆ 授業中では…(一人一人では大変でも、複数の教員がいることで…)
 ☆ 児童生徒の学びのつよみやよさを拾い、全体に問い返す。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を的確に見取り、判断し、共有させる。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を基に、随時相談したり、確認等したりしながら、柔軟に授業を展開する。
 ☆ 授業記録(児童生徒の発言や効果があった指導等の簡単なメモ)を共有し、振り返りを通して、指導形態や指導方法、教材等のよさや改善点を確認し、次の授業に生かす。

⑧ 授業前では…
 ☆ 板書案等に基づき、授業イメージを具体化し、共通理解を図る。
 ☆ 通理解解を促す。
 ☆ 授業中では…(一人一人では大変でも、複数の教員がいることで…)
 ☆ 児童生徒の学びのつよみやよさを拾い、全体に問い返す。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を的確に見取り、判断し、共有させる。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を基に、随時相談したり、確認等したりしながら、柔軟に授業を展開する。
 ☆ 授業記録(児童生徒の発言や効果があった指導等の簡単なメモ)を共有し、振り返りを通して、指導形態や指導方法、教材等のよさや改善点を確認し、次の授業に生かす。

⑨ 授業前では…
 ☆ 板書案等に基づき、授業イメージを具体化し、共通理解を図る。
 ☆ 通理解解を促す。
 ☆ 授業中では…(一人一人では大変でも、複数の教員がいることで…)
 ☆ 児童生徒の学びのつよみやよさを拾い、全体に問い返す。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を的確に見取り、判断し、共有させる。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を基に、随時相談したり、確認等したりしながら、柔軟に授業を展開する。
 ☆ 授業記録(児童生徒の発言や効果があった指導等の簡単なメモ)を共有し、振り返りを通して、指導形態や指導方法、教材等のよさや改善点を確認し、次の授業に生かす。

⑩ 授業前では…
 ☆ 板書案等に基づき、授業イメージを具体化し、共通理解を図る。
 ☆ 通理解解を促す。
 ☆ 授業中では…(一人一人では大変でも、複数の教員がいることで…)
 ☆ 児童生徒の学びのつよみやよさを拾い、全体に問い返す。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を的確に見取り、判断し、共有させる。
 ☆ 児童生徒の学びの事実を基に、随時相談したり、確認等したりしながら、柔軟に授業を展開する。
 ☆ 授業記録(児童生徒の発言や効果があった指導等の簡単なメモ)を共有し、振り返りを通して、指導形態や指導方法、教材等のよさや改善点を確認し、次の授業に生かす。

国 語 (小)

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 小・中学校9年間の目標及び内容の系統性を十分に踏まえるとともに、学校や学年の児童の実態に応じた指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 小・中学校9年間の目標及び内容の系統性を十分に踏まえるとともに、児童の実態に応じて重点を置くべき指導内容を明確にし、年間指導計画を作成する。</p> <p>(2) 各領域の指導時数を適切に配当し、各領域等の内容を相互に密接に関連付けて指導するようにするとともに、それぞれの能力が偏りなく養われるようにする。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図る。</p> <p>(3) 言語活動を通して主体的に言語の能力を身に付けることができるよう、単元に合った言語活動を位置付けた指導計画を作成する。</p>
<p>2 児童一人一人が日常生活に必要な国語の能力の基礎を確実に身に付けることができるよう指導方法を工夫する。</p>	<p>(1) 「A話すこと・聞くこと」の指導に当たっては、日常生活と関連付けた話題や題材を取り上げるとともに、学習したことが日常生活で生きて働くように配慮して、指導の効果を高める。</p> <p>(2) 「B書くこと」の指導に当たっては、取材・構成・記述といった文章の表現過程に応じた学習を展開するとともに、実際に文章を書く活動を多く設定する。</p> <p>(3) 「C読むこと」の指導に当たっては、児童が自ら学び、課題を解決していくための学習過程を児童が見通しを持てるよう明確化するとともに、児童の読書意欲を高め、読書活動が一層活発に行われるようにする。</p> <p>(4) 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の(1)の内容については、重点的に取り扱ったり、学年を渡って弾力的に取り扱ったりして指導する。(2)の内容については、硬毛の関連を図り日常生活における硬筆による書写の能力を高めることができるよう指導する。</p>
<p>3 児童一人一人のよさや可能性を伸ばす評価を工夫する。</p>	<p>(1) 評価規準をより具体化して、日々の授業における評価を一層推進する。</p> <p>(2) 言語活動の経過や結果の記録のファイル等を工夫して、評価資料の累積、活用に努める。</p>

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の改善

- 3領域1事項全体を一覧することができる年間指導計画表を作成し、その活用の徹底を図る。(「平成28年度福島県小・中学校教育課程研究協議会資料」参照)
- 年間指導計画の見通しのもと、重点的に取り上げる指導事項を確定する。

ポイント2 学力向上を目指す授業の展開例

- 1 単元の目標を設定する。(指導事項の明確化)
- 2 単元の目標を達成するための最適な言語活動を位置付ける。(言語活動と付けたい力がずれないように留意する。)
- 3 指導過程を構築する。(学習過程の明確化)
- 4 評価規準を設定する。
 - ・ 指導事項と言語活動から評価規準をより具体化して設定する。

ポイント3 言語活動の充実

- 単元に合った言語活動の具体的な姿(種類や特徴)を明確に把握する。
 - ・ 「小学校学習指導要領解説 国語編」による言語活動例の分析
 - ・ 児童がこれまでに取り組んできた言語活動を生かした系統的な指導と振り返りの場の設定
 - ・ 教師自身が言語活動を実際に行うことによる教材研究
- 言語活動を進めていくことによって、課題を解決できるように展開する。
- 「C読むこと」の学習に当たっては、特に学校図書館の機能を活用するとともに、司書教諭や学校司書等との連携を図りながら関連する作品等についても意図的に取り上げる。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 言語活動の特徴を生かして評価規準を設定するとともに、評価方法の工夫改善を図る。
- 言語活動を通して評価を行い、評価を指導の改善に生かす視点を重視する。
- 指導の重点を明確にして指導し、記録に残す評価を意図的・計画的に蓄積する。

国 語 (中)

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 小・中学校9年間の目標及び内容の系統性を十分に踏まえるとともに、学校や学年の生徒の実態に応じた指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 小・中学校9年間の目標及び内容の系統性を十分に踏まえるとともに、生徒の実態に応じて重点を置くべき指導内容を明確にし、年間指導計画を作成する。</p> <p>(2) 各領域の指導時数を適切に配当し、各領域等の内容を相互に密接に関連を図り、効果的に指導するとともに、それぞれの能力が偏りなく育成されるようにする。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図る。</p> <p>(3) 言語活動を通して主体的に言語の能力を身に付けることができるよう、単元に合った言語活動を位置付けた指導計画を作成する。</p>
<p>2 生徒一人一人が社会生活に必要な国語の能力の基礎を確実に身に付けることができるよう指導方法を工夫する。</p>	<p>(1) 「A話すこと・聞くこと」の指導に当たっては、社会生活と関連付けた話題や題材を取り上げるとともに、学習したことが社会生活で生きて働くように配慮して、指導の効果を高める。</p> <p>(2) 「B書くこと」の指導に当たっては、取材・構成・記述といった文章の表現過程に応じた学習を展開するとともに、実際に文章を書く活動を多く設定する。</p> <p>(3) 「C読むこと」の指導に当たっては、生徒が自ら学び、課題を解決していくための学習過程を生徒が見通しを持てるよう明確化するとともに、主体的に読書をしようとする態度を育成する指導を充実する。</p> <p>(4) 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の(1)「A 伝統的な言語文化に関する事項」については、小学校から系統的に学んできている実態を踏まえ、一層古典に親しむ態度を育成することを重視する。(2)の内容については、適切な時数を確保し社会生活に役立つ書写の能力を身に付けることができるよう指導する。</p>
<p>3 生徒一人一人の言語意識を高める評価を工夫する。</p>	<p>(1) 評価規準をより具体化して、日々の授業における評価を一層推進する。</p> <p>(2) 言語活動の経過や結果の記録のファイル等を工夫して、評価資料の累積、活用に努める。</p>

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 3領域1事項全体を一覧することができる年間指導計画表を作成し、その活用の徹底を図る。(「平成28年度福島県小・中学校教育課程研究協議会資料」参照)
- 年間指導計画の見通しのもと、重点的に取り上げる指導事項を確定する。

ポイント2 学力向上を目指す授業の展開例

- 1 単元の目標を設定する。(指導事項の明確化)
- 2 単元の目標を達成するための最適な言語活動を位置付ける。(言語活動と付けたい力がずれないように留意する。)
- 3 指導過程を構築する。(学習過程の明確化)
- 4 評価規準を設定する。
 - ・ 指導事項と言語活動から評価規準をより具体化して設定する。

ポイント3 言語活動の充実

- 単元に合った言語活動の具体的な姿(種類や特徴)を明確に把握する。
 - ・ 「中学校学習指導要領解説 国語編」による言語活動例の分析
 - ・ 生徒がこれまでに取り組んできた言語活動を生かした系統的な指導と振り返りの場の設定
- 言語活動を進めていくことによって、課題を解決できるように展開する。
- 「C読むこと」の学習に当たっては、特に学校図書館の機能を活用するとともに、司書教諭や学校司書との連携を図るなどして生徒の読書意欲を高める。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 言語活動の特徴を生かして評価規準を設定するとともに、評価方法の工夫改善を図る。
- 言語活動を通して評価を行い、評価を指導の改善に生かす視点を重視する。
- 指導の重点を明確にして指導し、記録に残す評価を意図的・計画的に蓄積する。

社 会 (小)

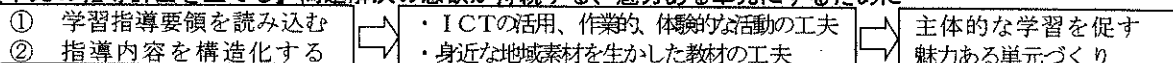
社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 児童が主体的に社会的事象の意味を追究する中で、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けることができるよう指導計画を改善する。</p> <p>2 学び方や調べ方の指導を重視して、児童自ら目的意識をもって問題解決に取り組む授業を展開する。</p> <p>3 評価の趣旨を踏まえて、児童のよさや可能性を伸ばす評価を充実する。</p>	<p>(1) 児童の学びの履歴や地域の実態を十分に把握し、地域の社会的事象を取り上げた学習が一層展開できる指導計画に改善する。</p> <p>(2) 児童、地域の実態や小・中学校社会科の内容の関連や系統性を踏まえるとともに、育成する資質や能力との関係を明確にし、具体的な事例の適切な選択や指導内容の重点化を図り、主体的な追究活動ができる指導計画に改善する。</p> <p>(1) 資料提示や発問構成の工夫、ICTの活用、作業的、体験的な活動の工夫などにより問題意識や追究意欲を醸成する。</p> <p>(2) 学び方や調べ方を身に付ける学習や資料活用能力を育成する活動、作業的、体験的な学習を意図的、計画的に位置付けた授業を展開する。</p> <p>(3) 児童一人一人が明確な問題意識、解決の見通しをもち、解決していく問題解決的な学習の一層の充実を図る。</p> <p>(4) 観察・調査、体験などの具体的な活動を通して調べたことや、自分の考えなどをまとめたり表現したりする場、社会的事象の意味や働きなどをみんなで考える場を適切に位置付け、言語活動の充実を図る。</p> <p>(5) よりよい社会を考え、社会的事象についての課題を意欲的に解決しようとする態度を育成するよう学習活動を工夫する。</p> <p>(1) 単元や単位時間の評価規準を明確にして、目標・指導・評価の一体化を図った授業づくりに努め、目標に準拠した評価の趣旨が生かされるようにする。</p> <p>(2) 児童一人一人の追究の過程を多面的・多角的に見取り、児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、指導の改善を行い、学習意欲の向上に生かすようにする。</p>

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

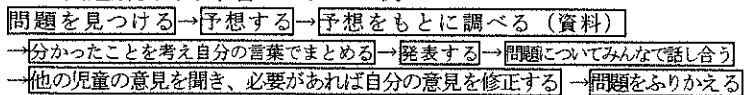
【単元の指導計画を立てる】問題解決の意欲が持続する、魅力ある単元にするために



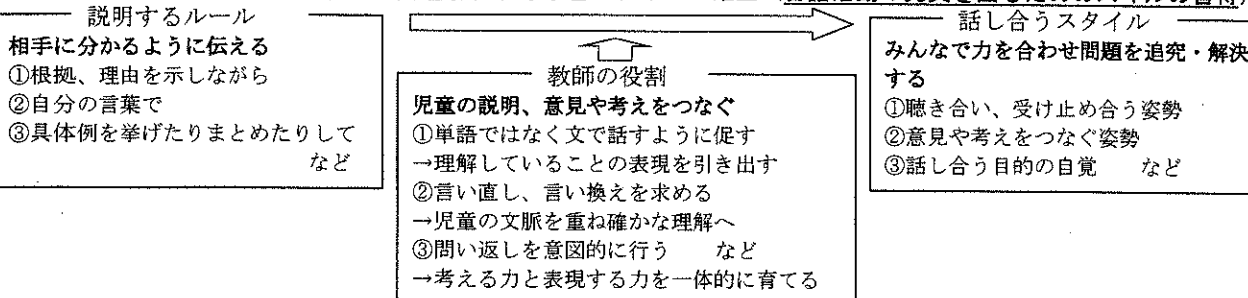
ポイント2 学力向上を目指す授業の展開と言語活動の授業への位置付け

【問題解決的な学習①】手順・方法（言語活動の充実を図る場面の設定）

問題解決的な学習のパターン例



【問題解決的な学習②】力を合わせて問題解決する学習スタイルの確立（言語活動の充実を図るためのスキルの習得）



ポイント3 評価の工夫・改善（「社会的な思考・判断・表現」の評価）

社会的事象について、思考・判断（たとえば、学習問題を見いだしたり、社会的事象の特色や相互の関連、意味などについて、広い視野から考えたり、公正に判断したり）したことは説明、論述、討論など、「話す」「書く」といった言語活動で表現される。この言語活動を通して評価する。児童のノート・ワークシート等の記述や作品から「思考・判断」の状況を読み取ることも、この観点の趣旨に沿った評価である。

社 会 (中)

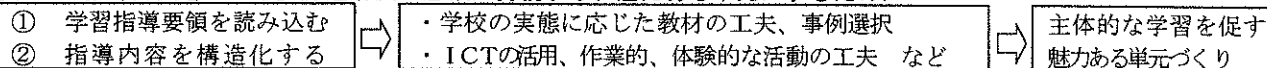
広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 各分野間の関連を図り、学校の実態等に即して適切な指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 小学校社会科の内容との関連や系統性及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にし、3年間を見通した指導計画を作成する。 (2) 生徒の主体的な学習を促し、課題を解決する能力を一層培うため「適切な課題を設けて行う学習」を各分野の指導計画に位置付ける。</p>
<p>2 学び方や調べ方の学習、作業的、体験的な学習や問題解決的な学習などを工夫し、生徒の主体的な学習を一層推進する。</p>	<p>(1) 資料提示や発問構成の工夫、ICTの活用、作業的、体験的な活動の工夫などにより課題意識や追究意欲を醸成する。 (2) 課題を追究、考察する学習などを通して、学び方や調べ方、資料活用能力、社会的事象についての見方や考え方を身に付けさせる。 (3) 作業的、体験的な学習、問題解決的な学習を重視し、生徒が見通しをもった主体的な学習を通して、社会的事象を諸資料に基づいて多面的・多角的に考察したり、公正に判断し適切に表現したりできるようにする。 (4) 社会的事象の意味、意義を解釈する学習や事象の特色や事象間の関連を説明したり、自分の考えを論述したりするなどの場を意図的に設定し、言語活動の充実を図る。 (5) よりよい社会の実現を視野に、社会的事象についての課題を意図的に解決しようとする態度を育成するよう学習活動を工夫する。</p>
<p>3 評価の趣旨を踏まえて、生徒のよさや可能性を積極的に見だし、それらを伸ばす評価を充実する。</p>	<p>(1) 単元や単位時間の評価規準を明確にし、目標・指導・評価の一体化を図った授業づくりに努め、目標に準拠した評価の趣旨が生かされるようにする。 (2) 教師による評価とともに自己評価や相互評価の機会を設けたり、評価方法を工夫したりするなど、多面的・多角的な評価に努め、生徒一人一人のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、指導の改善を行い、学習意欲の向上に生かすようにする。</p>

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

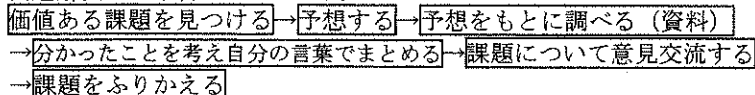
【単元の指導計画を立てる】課題解決の意欲が持続する、魅力ある単元にするために



ポイント2 学力向上を目指す授業の展開

【問題解決的な学習】

問題解決的な学習のパターン例



社会的事象の意味、意義を考える。
 学び方、調べ方を身に付ける。
 見方、考え方を身に付ける。
 資料活用能力を身に付ける。
 表現力を磨く。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

【意見を交流する(考えを深める)場面では】

生徒一人一人が根拠・理由を伴った自分の考えをもち、必要感のあるグループ等での話し合い活動を行い、他者の考えとの共通点や相違点を意識しながら考えを深めていくような言語活動を充実させる。

ポイント4 評価の工夫・改善(「社会的な思考・判断・表現」の評価)

社会的事象について思考・判断したことを、その内容を表現する活動と一体的に評価する。なお、中学校社会科及び各分野の「評価の観点」の「趣旨」に新たに記された「その過程や結果を適切に表現」とは、課題を見いだして思考し判断する一連の学習全体にかかわる表現を意味していることに留意する必要がある。

算 数

算数的活動を通して、数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てるとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、数学的な考え方の育成を図るために、児童の実態に応じて、指導計画を工夫する。	(1) 児童の実態を把握し、単元、領域、学年及び中学校との関連や系統性を踏まえて 指導内容に軽重をつけ重点化 を図る。 (2) 知識及び技能の定着や思考力、判断力、表現力等の育成のために、 意味理解を重視し、適切に習熟の機会 を設ける。 (3) 学年間の指導内容を円滑に接続させるため、同じ系統の内容について取扱いを少しずつ高め発展させていくように、各学年において、 系統性を意識した学習指導 を進めるようにする。
2 算数的活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、数学的な考え方の育成を図るために、児童の思考過程を大切にしたい、授業展開に努める。	(1) 数学的な思考力、判断力、表現力等を育成 するため、言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの 言語活動を充実 させる。 (2) 数学的な考え方を育成するため、自力解決の時間や互いの 思考を共有したり高め合ったりする時間 、学んだことを確かにする振り返りやまとめ、 適用問題を解く時間 を充実させる。 (3) 児童の興味・関心や理解の状況に応じた 補充的な学習 や発展的な学習を展開するとともに、個別指導やグループ別指導、少人数指導など、 個に応じた指導の充実 を図る。 (4) 学習の効果を高めることができるよう、 教具としてのICT等を積極的に活用 する。
3 称賛や板書等により、児童の言葉等を意図的に価値付けながら、指導と評価の一体化を図る。	(1) 児童が表現した言葉、数、式、図、表、グラフなどの 数学的な価値を見取り適切に価値付け 全体に広げ、活動の方向性を創る。 (2) 学習活動における 評価規準を児童の具体的な姿として明確にする などして、ねらいにそって適切な評価を行う。 (3) 授業後の評価と、授業中の見取り を適切に組み合わせ、家庭学習と関連させながら 補充的な学習の充実 を図る。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の系統性を踏まえた指導計画の作成

- 学年及び中学校との関連や系統性を踏まえ、**確かな児童理解・教材理解**の基に指導計画を作成する。
- 全国学力・学習状況調査及び定着確認シート等の結果から課題を明確にし、**指導計画に生かす**。

ポイント2 学力向上を目指す授業の展開～児童の思考の流れを大切に授業を創る～

- **授業のねらい**を明確にする。特に学習内容に応じて、どのような数学的な考え方を育てるのかを明確にする。
- 基礎的・基本的な知識及び技能の定着や思考力、判断力、表現力等を育むために、**児童の思考の流れ**（つまり「**想定**」「**意図的設定**」）をイメージして授業を構想し、**児童と対話**をしながら実態に応じて授業を展開する。

児童から問いを引き出す問題を設定する。

- 児童から問いを引き出し、児童が主体的に問題解決を図るように工夫をする。
・「おや?」「なぜ?」「どっち?」「もしも～だったら?」「発見したことは?」 など
- 自力解決の状況を的確に見取り、個に問い返すか、全体に問い返すかを判断するとともに、**取り上げたい考えを把握したり、つなぎ方を構想したりしながら意図的な机間指導**を行う。

数学的な考え方を板書等に明確に位置付け、そのよさを実感させる。

- 言葉、数、式、図、表、グラフを用いた問題解決の充実を図る。
・「今までと同じ考え方を生かしてできないか」 ・「答えは正しいのか」
・「きまりは発見できないか、そのきまりが使えないか」 など
- **数学的な考え方を高める**思考過程の充実を図る。
・「考え方の共通性はあるか」 ・「一般化できるか」 ・「より簡潔にできるか」
・「式で表現できないか」 ・「考え方をまとめられないか」

思考過程を振り返るまとめを工夫する。

- ・「数値や形を変えたらどうなるか」 ・「他の方法でも考えられないか」 など
- 板書等を振り返り、ねらいに合った「**まとめ**」を児童と共につくる。
- **数学的な考え方を評価**するための**適用問題を工夫**する。
・「こう考えればよかったんだ」 ・「だったら、こんなことも考えられると思う」

ポイント3 言語活動の目的に沿った効果的な位置付け

- 自分の考えを**書く活動**及び説明する対象や根拠について**もれなく述べているか見直す活動**を重視する。
- 児童の様々な表現を**算数の用語**を用いたよりよい表現に洗練する活動を重視する。
- 児童の**つまずきの「見取り」「取り上げ**、つまずきの根拠を明確にしなが**ら「修正」**する活動を重視する。
- 聞き手を意識した説明活動と聞き取ったことを**文字や絵図等**で再生する活動で思考力・表現力等を高める。

ポイント4 評価の工夫・改善～ねらいが達成された児童の姿を端的におさえる～

- 本時のねらいが達成された**児童の姿を明確にする**。 ○ **指導と評価の一体化**を図る。
- 児童の**数学的な考え方の高まりを累積**し、指導と評価に生かす。 (**見取り→判断→価値付け→広げ・深める**)

数 学

数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、数学的な見方や考え方の育成を図るために、指導計画を改善する。	(1) 生徒の実態を把握し、単元、領域、学年及び小学校・高等学校との関連や系統性を踏まえて、 指導内容に軽重をつけ重点化 を図る。 (2) 知識及び技能を確実に身に付けること や、これらを活用して課題を 解決する力の育成 に重点を置いた指導計画とする。 (3) 単元ごとの配当時数や課題学習の適切な位置付けなど、生徒の実態に応じた年間指導計画とし、 年間を見通して 学習指導要領の内容をバランスよく指導する。
2 主体的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、数学的な見方や考え方の育成を図るために、指導の工夫改善に努める。	(1) 数や図形の性質などを見いだす活動、数学を利用する活動、数学的に説明し伝え合う活動などの 数学的活動の充実 を図る。 (2) 数学的な思考力、判断力、表現力等を育成するため、 言葉や数、式、図、表、グラフを用いて 考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの 言語活動 を計画的に位置付ける。 (3) 生徒の興味・関心や理解の状況に応じた 補充的な学習 や 発展的な学習 を展開するとともに、習熟度別指導を取り入れた少人数指導や個別指導、グループ別指導など、 個に応じた指導 の充実を図る。 (4) 学習の効果を高めることができるよう、 教具やICT等の活用 を図り、実感を伴った理解を促す。特に、「図形」や「資料の活用」領域において積極的に活用する。
3 よさや可能性を見だし、伸ばす評価を工夫する。	(1) 学習活動における 評価規準 や「育てたい力」を、「 生徒の具体的な姿 」として 明確にする など、評価を適切に行う。 (2) ノートやレポートなど、 授業後に教師が確認しながら行う評価 と、 授業中の見取り を適切に組み合わせ、それぞれの生徒の特性にも配慮した評価を行い、指導に生かす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 小学校・高等学校との関連や系統性を踏まえ、**小学校・高等学校との接続を意識**した指導方法を工夫する。特に、小・中学校の学習内容の取扱いの違い等について把握する。**(小学校での学習が行われているか、どのような課題があるかを把握することが重要)**
- **全国学力・学習状況調査における解答類型等から生徒の実態を把握**（特に解答の分析）し、それに応じたきめ細かな指導を充実するとともに、**学び直しの機会を適切に位置付ける**。
- 全国学力・学習状況調査のB問題や定着確認シートの問題等を素材にした**課題学習の充実**を図る。

ポイント2 学力向上を目指す授業の展開（生徒自ら考え、対話を通して学び合う授業をつくる）

- **生徒が問題解決の主眼者となるための課題設定の工夫**
 - ・ 知的好奇心や学習意欲を揺さぶる問いや疑問を引き出しているか。
 - ・ 生徒の考えを引き出し、明確に伝え、見通しを持たせようとしているか。
- **生徒の考えを深める展開の工夫**
 - ・ 生徒の求めた解決方法や数学的な表現を用いた説明、判断の理由などを明確にしているか。
 - ・ 生徒の自力解決やペア・グループ活動での学びを見取り、その後の展開を構想しているか。
 - ・ 生徒の考えを引き出し、つながるコーディネートをを行い、生徒全員の理解に努めているか。
 - ・ 生徒の発言、発問、発答の内容を吟味し、洗練する働きかけを行っているか。
- **適宜・まとめの時間の確保と充実**
 - ・ 学んだこととを明確にするまとめの時間の確保や評価の観点に応じた適用を工夫しているか。
 - ・ 学びの過程の振り返りや発展・統合、学習・生活への活用を図る活動を工夫しているか。
- **生徒の実態を踏まえた学び直しの機会の設定**
 - ・ 諸調査の結果等から、つまづきやすき内容や定着度の低い知識・技能を把握しているか。
 - ・ つまづきを取り上げ、修正したり説明したりする活動を、適切かつ柔軟に行っているか。

【日常的な事象の数学化、数学的な解釈や表現、情報の活用、課題解決のための構想を立て実践すること、結果を評価し改善することなど、数学的なプロセスの重視】

ポイント3 数学科の目標と関連付けた効果的な言語活動の位置付け

- **言葉や数、式、図、表、グラフ、アルゴリズムなど、数学的な表現を活用して説明したり、自分の考え方や判断の理由等を記述**したりする活動を授業の中に位置付ける。
- 生徒の数学的な表現を用いた説明や判断の理由について話し合い、**よりよい表現をつくる**いく過程を重視する。

【全国学力・学習状況調査B問題の正答例等を参考に、**生徒の表現をより数学的に洗練**するための指導の充実】

ポイント4 評価の工夫・改善

- 評価規準の具体化（適切な授業のねらいを基にした目指す生徒像）や評価の場の吟味、評価方法を明確にするとともに、**評価を生かした指導**を工夫する。
- **定着確認シート等の活用**を図り、学習の定着状況等を確認し、指導の工夫・改善に生かす。

理 科 (小)

自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 観察、実験に基づく主体的な活動を重視した指導計画を工夫する。</p> <p>2 問題解決の能力を育て、科学的な見方や考え方を養うための指導法の工夫に努める。</p> <p>3 よさや可能性を積極的に見だし、伸ばす評価を工夫する。</p>	<p>(1) 観察、実験や身近な自然を対象にした自然体験、ものづくりなどの科学的な体験を充実させるとともに、児童が主体的に取り組む観察、実験を指導計画に位置付ける。</p> <p>(2) 観察、実験における基礎的・基本的な技能を習得させるための時間を確保するとともに、理科室の効果的な活用を図る。</p> <p>(3) 小・中・高等学校の学習内容の系統性を踏まえた指導計画を工夫する。</p> <p>(1) 自然への興味・関心や知的好奇心を高め、主体的に問題を見いだすことができるように活動を工夫する。</p> <p>(2) 児童が見通しをもって観察、実験を行うなどの構想や自然の事物・現象に科学的にかかわる活動の充実を図る。</p> <p>(3) 児童が観察、実験などの結果を整理して、考察し、結論をまとめたり、学んだことを日常生活との関わりの中で見直したりする活動の充実を図る。</p> <p>(4) 指導の効果を高めるため、チーム・ティーチングによる指導や、地域の自然環境や施設、ICT機器などの活用を積極的に行う。</p> <p>(1) 問題解決の過程において、児童一人一人のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習意欲を高める指導に生かす。</p> <p>(2) 4つの観点の趣旨を踏まえ、学習状況を的確に把握するための評価規準および評価方法を明確にし、指導の改善を図る。</p>

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 児童の実態と学習指導要領の内容を十分に踏まえた単元計画を作成する。
- 全国学力・学習状況調査や福島県学力調査等の結果をもとに、指導計画を見直す。

ポイント2 学力向上を目指す授業の展開

～児童が主体的に授業に取り組んでいるかどうかを振り返るポイント～

- ① 児童が主体となって問題を見いだしているか。
- ② 問題に正対した予想や仮説の設定をしているか。
- ③ 予想や仮説を検証できそうな観察、実験の計画を立てているか。
- ④ 目的に応じて適切に観察、実験を行っているか。
- ⑤ 観察、実験の結果を適切に処理しているか。
- ⑥ 観察、実験の結果と予想や仮説を照らし合わせて考察し、自分の考えを表現しているか。
- ⑦ 問題解決を通して科学的な概念を構築し、知識や技能を獲得しているか。
- ⑧ 獲得した知識や技能を活用し、考察しているか。また、獲得した知識や技能を実際の自然や日常生活の中で適用しているか。

※①～⑧を網羅する授業時間数は、単元や学習内容によって様々である。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け ～科学的な思考力・表現力の育成～

<観察、実験前> 「予想や仮説を立て、その検証方法を考える場面」

- 問題に対する自分の考えを記述したり、話し合ったりすることにより、条件に着目したり根拠を明確にしたりして自分の考えを顕在化させ、観察、実験への見通しをもたせる。

<観察、実験後> 「結果を整理し、考察し、結論をまとめる場面」

- 自分たちの予想や仮説と比較しながら、観察、実験の結果や考察を吟味する活動を工夫する。
- 観察、実験の結果を表やグラフに整理し、根拠をもとに、問題に対する妥当な考えを導き出す活動を充実させる。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 目標や学習内容を確認し、評価規準を設定する。
- どのような児童の姿や記述等を評価の対象とすればよいかを明確にし、1単位時間当たり1～2観点を基本とする。
- ノートやレポート、ワークシートなど授業後に教師が確認しながら行える方法と、授業中の見取りを適切に組み合わせる。

理 科 (中)

自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 観察、実験に基づく主体的で探究的な活動を重視した指導計画を工夫する。	(1) 生徒や地域の実態を踏まえ、観察、実験などの直接体験の時間や、課題解決のために探究する時間を十分に確保した指導計画を工夫する。 (2) 基礎的な観察、実験の技能を習得させるための時間を確保するとともに、適切な薬品の管理や扱い方などを含めた安全指導及び事故防止の徹底に万全を期す。 (3) 小・中・高等学校の学習内容の系統性を踏まえた指導計画を工夫する。 (4) 放射線や災害発生メカニズムについて、科学的に理解できるよう、放射線教育や防災教育との関連等を指導計画等に明記する。
2 科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに、科学的な見方や考え方を育成する指導法の改善に努める。	(1) 生徒一人一人が問題を見だし、主体的に課題を追究できるように、仮説の設定や結果の予想などの学習活動において目的意識をもたせる工夫をする。 (2) 分析して解釈する能力の育成を図るために、生徒の主体性を生かした個別実験や集団の機能を生かしたグループ実験の工夫、原理や法則の理解を深めるためのものづくり、継続的な観察や季節を変えての定点観測など、各内容の特質に応じた観察、実験の工夫をする。 (3) 科学的な見方や考え方を育成するために、結果を表やグラフに整理したり、科学的な概念を用いて表現したりする活動の充実を図る。 (4) 指導の効果を高めるため、チーム・ティーチングによる指導や地域の施設、ICT機器などの活用を積極的に行う。
3 よさや可能性を積極的に見だし、伸ばす評価を工夫する。	(1) 科学的に探究する各学習過程において、生徒一人一人のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習意欲を高める。 (2) 4つの観点の趣旨を踏まえ、学習状況を的確に把握するための評価方法を明確にし、適切な評価を行い指導の改善を図る。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 生徒の実態と学習指導要領の内容を十分に踏まえた単元計画を作成する。
- 各学年において、年間を通して、各分野におよそ同程度の授業時数を配当する。

ポイント2 学力向上を目指す授業の展開

- 自然の事物・現象に対する関心・意欲を高め、主体的に問題を見いださせる学習活動を工夫する。
- 生徒の予想や仮説をもとに、主体的に観察、実験に取り組むための目的意識をもたせる。
 その際、自然現象を変化すること(従属変数)と、その原因として考えられる要因(独立変数)の関係として、捉えられるように指導の工夫をする。また、従属変数と独立変数の関係として捉えられない自然の事物・現象を授業で扱う場合には、自然の事物現象の共通点や相違点を、生徒自らが見いだすことができる観察、実験を工夫する。
- 結果を分析して解釈し、科学的な概念を使用して考察する活動を工夫する。
 その際、小学校で培ってきた問題解決能力(「比較」「関係付け」「条件制御」「推論」)を生かして、分析・解釈する力を育む。
- 学習内容をまとめ、振り返り、内容の定着を図るとともに、日常生活や社会と関連付けて学んだ内容の有用性を実感させる活動を工夫する。
- 「全国学力・学習状況調査報告書」や「全国学力・学習状況調査結果を踏まえた授業アイデア例」を参考にして、授業内容を工夫する。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

<観察、実験前>

- 仮説や検証方法等の妥当性について、科学的な根拠に基づいた話し合い活動を行い、問題に対する考えを深め合う。

<観察、実験後>

- 図や表、グラフなどにまとめたものをもとに分析・考察し、その科学的な妥当性や、観察、実験の改善策などについて話し合う活動を充実させる。
- 科学的な概念を使用して考えたり説明したりするレポートの作成、発表などの活動を工夫する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- どのような生徒の姿や記述等を評価対象とすればよいかを明確にし、1単位時間当たり1～2観点を基本とする。
- 評価の観点「科学的な思考・表現」では、事象や結果を分析・解釈し表現させる具体的な評価方法を明確にする。
- 評価の観点「観察・実験の技能」では、観察、実験の目的を明確にした計画や、観察、実験の基礎操作の習得を評価する方法を明確にする。

生 活

具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 児童の思いや願いをはぐくみ、意欲や主体性を高めることができるような2年間を見通した指導計画を作成・改善する。	(1) 幼児教育との接続の観点から、 幼児教育の特色を生かした指導方法 を取り入れ、幼児との交流や他教科等との関連について、 カリキュラム・マネジメントの視点 から検討し、 生活科を核としたスタートカリキュラムの作成・改善 を組織的に行う。 (2) 学校や地域の実態を生かし、児童の 思いや願いの実現に向けて柔軟に対応 するとともに、児童が主体的に 日常的・継続的に活動を繰り返す ことができるような指導計画を作成する。 (3) 時間的・空間的・心理的なゆとり を大切にし、一人一人がじっくりと活動できるような指導計画を工夫する。
2 児童が対象とのやりとりを通して、充実感、達成感、自己有能感、一体感などを感じ取ることができるような学習の展開を工夫する。	(1) 学習の対象との 情緒的なかかわり を重視するとともに、 気付きの質を高め次の活動へつなげる 学習指導を工夫する。 (2) 児童の 思いや願いを実現し、充実感、達成感、自己有能感、一体感などを感じ取ることができる学習活動 を工夫する。 (3) 活動を通して 獲得した情報を交換し交流する場面、自ら判断し自己決定する場面 を位置付けていく。
3 児童一人一人の思いや願いの実現の程度を把握しながら指導に生かし、自信や意欲につなげる評価を工夫する。	(1) 児童の活動の様子などから、 一人一人の内面、活動や体験の広がりや深まり及びその中の気付き などの進歩の状況を把握し、次の指導に生かせるように工夫する。 (2) 児童を多様な方法で多面的、総合的に見取り、 一人一人のよさや可能性を把握 することに努める。 (3) 児童の発言やつぶやき、行動、作品などの「 表現 」を通して児童の「 思考 」をとらえる評価に努める。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

- ポイント1** 地域や学校及び児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成
- 入学当初の児童の発達の特徴を考慮し生活科を核としたカリキュラムを作成・改善する。
 - 一人一人の児童の実態を把握し、個々の児童に対応した指導の充実に努める。
 - 児童を取り巻く環境の変化を考慮し、内容間の関連を図った単元構成を工夫する。
- ポイント2** 生活科の趣旨をふまえた意図的・計画的・組織的な授業づくり
- 伝え合い交流する学習活動を工夫する。(いつ、誰に、どんな内容を、どんな方法で)
 - 自然の不思議さや面白さを実感する学習活動の充実に図る。
 - 幼児教育との接続、他教科等との関連を図った指導を推進する。
 - **充実感、達成感、自己有能感、一体感**などを感じ取る学習活動を設定する。
 - ・ 充実感……「さすががしい」「気持ちよい」といった気分や感覚が得られる学習活動
 - ・ 達成感……「なるほど」「こうしてみよう」等の気付き、「できた」「できそうだ」等の実感、「わかる」「できる」等の達成感を感じる学習活動
 - ・ 自己有能感…自分自身の成長を実感し「やれそうだ」「また頑張ろう」等、次への意欲を喚起する学習活動
 - ・ 一体感……「一緒によかった」「みんなで学習すると楽しい」と感じ、協同的に学ぶことの価値を実感できる学習活動
 - **生命に関する教育や安全教育・防災教育の充実**を図る。
 - ・ 2年間を見通しをもった継続的な飼育・栽培活動の指導計画作成や環境構成の見直し
 - ・ 地域や登下校の安全に関する学習活動の充実
- ポイント3** 気付きの質を高める言語活動の授業への位置付け
- 見付ける、比べる、たとえるなど多様な学習活動を設定する。
 - 活動の振り返りや他者と交流する学習活動において言語活動の充実に図る。
- ポイント4** 評価の工夫・改善
- 評価の観点と配慮事項を基に具体的な指導と評価の計画を作成する。
 - 【生活への関心・意欲・態度】
 - ◇ 子どもの姿を幅広く丁寧に見取り、その変容をとらえる。
 - 【活動や体験についての思考・表現】
 - ◇ 子どもなりの思考の様子や思考の表れとして素直に表現している姿を見取る。
 - 【身近な環境や自分についての気付き】
 - ◇ 子どもの中に生まれる気付きを大切にし、どのようなことを、どのように気付いているかを見取る。
 - 目標達成に向けた指導と評価の一体化を図った授業づくりをする。
 - 育てたい子どもの姿を明確にした評価規準を作成し、評価方法を工夫するとともに、継続して記録を累積し、成長過程も評価していくことができるようにする。

音 楽 (小)

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 音楽活動の基礎的な能力を培えるよう、指導計画を改善する。	(1) 小・中学校9年間の目標及び内容の系統性を踏まえ、連続性を考慮し、各領域及び各分野が バランスよく配置された 年間指導計画を作成する。特に表現領域の音楽づくりの分野の配置には留意する。 (2) 題材で育みたい資質・能力を明確にし、表現活動（歌唱・器楽・音楽づくり）と鑑賞活動の関連を図る。
2 児童が音楽活動を楽しみ、自ら進んで学習に取り組むような指導方法を工夫する。	(1) 題材の目標に照らし、学習内容を厳選するとともに、 魅力ある適切な教材 を精選して、指導の充実を図る。 (2) 児童が 音楽を形づくっている要素を聴き取り、音楽のよさや美しさと結び付けて感じ取ることが できるような授業の展開を構想する。 (3) 児童の実態とねらいに応じて、多様な学習形態を取り入れ、児童の協働的な学習を促し、 音と言葉によるコミュニケーション を図る指導を充実させる。 (4) 我が国や郷土の音楽に対して、児童の興味・関心を高めるために、 和楽器に親しむなどの体験を含めた学習活動 を充実させる。 (5) 音楽づくりの過程を楽しみながら 、実際にいろいろな音楽表現を試し、互いの表現のよさを交流するなどして、 音楽をつくる喜び を味わわせる。 (6) 鑑賞は、 楽曲全体を味わって聴くことができる ように工夫する。
3 児童と音楽とのかかわりを深め、児童一人一人の学びを支える適切な評価を工夫する。	(1) 学校や児童の実態等に応じて、評価の観点をもとに 題材の評価規準及び指導と評価の計画 を作成し、多面的に学習状況を把握する。 (2) 音楽表現や鑑賞の学習過程において児童一人一人のよい点や成長の状況などを積極的に評価し、指導に生かす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 題材ごとに、児童に育みたい資質・能力を明確にする。
- **指導事項と【共通事項】**をもとに複数の指導内容や教材を関連付け、題材構成を工夫する。
- 児童の音楽に対する興味・関心、音楽的諸能力等を考慮した上で、ねらいとしている音楽的な内容がわかりやすい形で表れている教材を選択する。

ポイント2 思考・判断し、表現する過程を重視した授業の展開

- 音楽表現や鑑賞の学習を深めていく過程において、音楽表現に対する思いや意図、感じ取ったことや想像したことなどを**音や言葉で伝え合い**、友達の考えに共感したりその考えを共有したりできるようにする。
- 音楽を形づくっている要素を聴き取ったり、音楽活動を通して用語や記号を理解して楽譜を読んだりするなどして、**聴覚と視覚を関わらせて**音楽的な特徴をとらえさせる。
- 音符、休符、記号や用語については、表現及び鑑賞の活動の中で、実際の音と関連させてその意味や働きを理解したり、これらを活用する場面を設けたりするなどして、児童が**実感をもって理解**できるように工夫する。

ポイント3 音楽活動の質的な高まりにつながる「言語活動」の位置付け

- 学習に即して、思考・判断の過程や結果を言語や絵や図、体での表現等で表す場を設定する。
【表現領域の例】「こんな演奏をしたい、こんな音楽をつくりたい」という自分の考えをもつ場
互いの演奏を聴き合ってよさを共有し、よりよい表現に高めていく場
【鑑賞領域の例】「この音楽で気に入ったところは…、なぜなら…」という自分の考えをもつ場
共通点や相違点等を含め互いの感想を伝え合う場
- **言語活動等と音楽活動の往還**を大切にする。（言語活動のみにならない）

ポイント4 評価の工夫・改善

- 指導事項、教材の特性を踏まえて、題材全体や一単位で実現させたい児童の姿を明らかにし、目標と評価規準との整合性を図る。特に、「**音楽表現の創意工夫**」においては、楽曲の特徴にふさわしい表現をしたり音楽をつくったりしていく際に、どのような思いや意図をもっているか、どう試行錯誤し変容しているか、を見取ることができるような評価方法を工夫する。
- 記録に残す評価の場面を設定（1授業につき1～2項目）し、様々な方法を組み合わせて評価する。特に「観察」は「児童の何をどう見る（聴く）のか」という視点を明確にするとともに、「ワークシート」は、指導内容に即して「何を書かせるか」という問いを精査する。

音 楽 (中)

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 音楽活動の基礎的な能力の育成を図るために、指導計画を改善する。	(1) 小・中学校9年間の目標及び内容の系統性を踏まえ、連続性を考慮し、 各領域及び各分野がバランスよく配置された年間指導計画 を作成する。特に表現領域の創作の分野の配置には留意する。 (2) 題材で育みたい資質・能力を明確にし、表現活動（歌唱、器楽、創作）と鑑賞活動との関連を図る。
2 生徒が音楽活動の喜びを味わい、主体的・創造的に学習に取り組むような指導方法を工夫する。	(1) 題材の目標に照らし、学習内容を厳選するとともに、 魅力ある適切な教材 を精選して、指導の充実を図る。 (2) 生徒が音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を 知覚 し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取れるよう、幅広い学習活動（歌う・奏でる・創る・聴く）を組織する。 (3) 生徒の実態とねらいに応じて、多様な学習形態を取り入れ、生徒の協働的な学習を促し、 音と言葉によるコミュニケーション を図る指導を充実させる。 (4) 生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、 音楽の多様性を理解 することができるような指導を工夫する。 (5) 創作指導 について、他の領域・分野との関連を図り、音楽をつくる楽しさを味わわせることができるように工夫する。
3 生徒と音楽とのかかわりを深め、生徒一人一人の学びを支える適切な評価を工夫する。	(1) 各題材の目標に対応させて、観点ごとにその実現を確認できる 評価規準及び指導と評価の計画 を作成し、生徒の資質や能力を多面的に把握できるように工夫し、活用する。 (2) 生徒が思いや意図をもって音楽表現を追究したり、音楽の美しさを味わったりする学習過程を組織し、その過程において生徒一人一人のよい点や成長の状況などを積極的に評価し、指導に生かす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 題材ごとに、生徒に育みたい資質・能力を明確にする。
- **指導事項と【共通事項】**をもとに複数の指導内容や教材を関連付けるなど、題材構成とその配列を工夫する。
- 生徒の音楽に対する興味・関心、音楽的諸能力等を考慮した上で、ねらいとしている音楽的な内容がわかりやすい形で表れている教材を選択する。

ポイント2 思考・判断し、表現する過程を重視した授業の展開

- 音楽表現を工夫し、どのように表すかについて、自分の思いや意図をもつ過程や、解釈したり価値を考えたりして、音楽のよさなどに対する自分なりの考えをもつ過程を大切にする。
- 音楽表現や鑑賞の学習を深めていく過程において、音楽表現に対する思いや意図、感じ取ったことや想像したことなどを**音や言葉で伝え合い**、友達の考えに共感したりその考えを共有したりする。
- 記号や用語については、生徒が音楽活動を通してそれらの働きを実感し、**自らの表現や鑑賞の活動に生かす**ことができるようにする。

ポイント3 音楽活動の質的な高まりにつながる「言語活動」の位置付け

- 学習に即して、思考・判断の過程や結果を言語や絵や図、体での表現等で表す場を設定する。
【表現領域の例】「こんな演奏をしたい、こんな音楽をつくりたい」という自分の考えをもつ場
互いの演奏を聴き合ってよさを共有し、よりよい表現に高めていく場
【鑑賞領域の例】「この音楽で気に入ったところは…、なぜなら…」という自分の考えをもつ場
共通点や相違点等を含め互いの感想を伝え合う場
- **言語活動等と音楽活動の往還**を大切にする。（言語活動のみにならない）
- 音楽表現に対する思いや意図を**言葉等を用いて表す表現力**と、歌唱・器楽・創作活動を通して表す**音楽表現力との関連**を図る。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 整合性・一貫性のある「題材の目標、指導内容、教材、評価規準、学習活動等」を作成し、指導と評価の質を高めていく。特に、「**音楽表現の創意工夫**」においては、楽曲の特徴にふさわしい表現をしたり音楽をつくったりしていく際に、どのような思いや意図をもっているか、どう試行錯誤し変容しているか、を見取ることができるような評価方法を工夫する。
- 記録に残す評価の場面を設定（1授業につき1～2項目）し、様々な方法を組み合わせて評価する。特にワークシートは、指導内容に即して「何を書かせるか」という問いを精査する。

図画工作

表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

指導の重点	努 力 事 項
<p>1 表現及び鑑賞の活動を通して、児童一人一人が感性を働かせながらつくりだす喜びを味わうことができる指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 学校の実態や児童の発達に応じ、幼稚園、中学校との連続性や2学年間の見通しをもち、表現及び鑑賞の活動を通して児童の資質や能力を高めることができるように指導計画を作成する。</p> <p>(2) 表現及び鑑賞相互の活動に関連性を持たせるとともに、各内容を関連付けたり一体的に扱ったりできる幅のある題材を設定し、指導計画に位置付ける。</p> <p>(3) 日々の学習から生まれた作品や親しみのある美術作品等の展示を工夫し、校内における造形的な創造活動の日常化を図る。</p>
<p>2 児童が感性を働かせながら、造形的な創造活動の基礎的な能力を培うことができる授業展開を工夫する。</p>	<p>(1) 育成したい資質や能力を明確にし、個々の児童の思いや願いの具現に向け、自らテーマや材料、方法、手順等を選択、決定できる場や機会を適切に位置付けた題材を計画する。</p> <p>(2) 表現と鑑賞の活動の関連を図るとともに、諸感覚を働かせた能動的な鑑賞となるように活動を工夫し、発達に応じた適切な言語活動を位置付けた題材を設定する。</p> <p>(3) 児童の主体的な学習の中で、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力が関連しながら働くような授業展開を工夫する。</p> <p>(4) 形や色、材料などにに関わりながら共に学び高め合う学習としての指導を充実する。</p>
<p>3 自分らしさを自覚し豊かな創造活動ができるように評価を工夫する。</p>	<p>(1) 学力の3要素と、評価の観点（造形への関心・意欲・態度、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力）との関連性を踏まえた評価計画を作成する。</p> <p>(2) 児童一人一人に育成したい資質や能力を明確にしたねらいをもとに、評価場面と評価方法を工夫する。</p>

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- A表現（1）造形遊び、A表現（2）絵や立体、工作、B鑑賞（1）の図画工作の内容全体をバランスよく指導する。
- 図画工作の内容項目A表現（1）及びA表現（2）のア、イ、ウ、B鑑賞（1）ア、イは全て取り扱うものであることを踏まえる。
- 自分の思いを具体的に表現できるように、用具は何度も使用する機会を設定する。
- 自分たちの作品、身近な材料、身近な美術作品、暮らしの中の作品、我が国や諸外国の作品等を鑑賞することができる機会や場を設定する。

ポイント2 造形的な創造活動の基礎的な能力の育成を目指す授業の展開

- 育成する資質や能力と学習内容との関連を明確にして、授業のねらいを設定する。
- 発想や構想したことを表す、表現方法の視点で鑑賞する、鑑賞したことを生かして発想や構想をするなど、主体的な学びの中で造形的な創造活動の基礎的な能力（発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力）が関連しながら働くようにする。
- 造形遊びで気付きや発想が友達とつながり活動が展開したり、絵や立体、工作において互いの表現の良さを感じ取ったりする、共に学び高め合う学習としての指導を充実する。
- 思い付いたことをつくる、自分や友達の取組を見て思い付くという、児童が視覚や触覚など感覚を十分働かせ考える時間を確保する。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 作品など具体物の前で形・色・イメージなど〔共通事項〕の視点を生かした言語活動を位置付ける。
- 非言語で捉えたことを、言葉で喩えたり見立てたり置き換えたりする活動や、表したいテーマやイメージを文章で伝える活動を、発達に応じて意図的に取り入れることにより、表現や鑑賞を一層深めることができるようにする。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 毎時間の評価規準を精選し確実に評価を実施するとともに、作品によって創造的な技能を評価する、ワークシートによって発想や構想の能力、鑑賞の能力を評価するなど評価方法、評価場面を工夫する。
- よさを認め合う評価や改善点が明確になるような評価に努め、次時の意欲につなげる。

美術

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

指導の重点	努力の事項
1 表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、生徒一人一人に美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てることができる指導計画を作成する。	(1) 学校や生徒の実態に応じ、 小学校や高校との連続性 や 3年間の学習の見通し を大切にし、育成する資質や能力と学習内容との関係を明確にした指導計画を作成する。 (2) A表現の内容を発想や構想の能力と創造的な技能の観点から整理したことを踏まえるとともに、 表現及び鑑賞相互の活動に関連性を持たせた指導計画 を作成する。 (3) 道具や薬品の誤用等による事故防止に向け、 学習環境の整備 に努めるとともに、 安全指導 を適切に位置付ける。
2 生徒が感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深めることができる授業展開を工夫する。	(1) 育成したい資質や能力を明確 にし、生徒自ら「やるべきこと」、「やりたいこと」、「やれること」ができる場や機会を適切に設定した題材を計画する。 (2) 表現と鑑賞の相互の関連を図った指導を工夫するとともに、 〔共通事項〕を視点とした言語活動の充実 を図り、造形的な視点で対象をとらえることができるようにする。 (3) 生徒が、自己の感性をもとに自信をもって表現や鑑賞の活動に取り組み、 互いの表現のよさや個性などを認め合いながら活動 できる場や機会の設定を工夫する。 (4) 伝統的な側面と創造的な側面から、 生活の中の美術の働きや美術文化 について理解を深められるようにする。
3 生徒一人一人が自分のよさに自信をもち、意欲的・意図的に創造活動に取り組める評価を工夫する。	(1) 学力の3要素と、評価の観点 （造形への関心・意欲・態度、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力）との 関連性 を踏まえた評価計画を作成する。 (2) 生徒が、自己の感性をもとに自信をもって表現や鑑賞の活動に取り組み、互いの表現のよさや個性などを認め合いながら活動できるよう、 評価場面と評価方法 を工夫する。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- A表現(1)「感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想の能力」とA表現(2)「目的や機能を考えた発想や構想の能力」を育成できる調和のとれた指導計画を作成する。
- 表現と鑑賞の関連性、及び〔共通事項〕の視点を生かした題材のねらいの系統性を考慮して指導計画を作成する。また、鑑賞に充てる時数は、各学年とも適切かつ十分に確保する。
- 他教科や学校行事等の関連を図り、生徒の取り巻く環境から学びやすい状況を把握して指導計画を作成する。

ポイント2 美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深める授業の展開

- 材料や用具の特性を生かし、自分の表現意図に合う新たな表現方法を工夫し自己選択や自己決定できる場を取り入れるようにする。
- 見る力や感じ取る力、考える力、描く力等を育成するため、スケッチの学習を計画的に授業に取り入れるようにする。
- 自分の表したいことを強く思い描くこと（発想や構想の能力）と創意工夫する見通しをもつこと（創造的な技能）とを効果的に関連付けるようにする。
- 鑑賞では、単に知識や作品の価値を学ぶのではなく、自分の見方や感じ方を大切にすると、自分の新しい価値をつくりだすことを視点に言葉かけをするなど授業を構成を工夫する。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 形・色彩・イメージなどの〔共通事項〕の視点を生かし、授業のねらいを達成する手立てとして「言語活動」を位置付ける。
- 非言語で捉えたことを、言葉で喩えたり見立てたり置き換えたりする活動や、表したいテーマやイメージを文章で伝える活動を、発達に応じて意図的に取り入れることにより、表現や鑑賞を一層深めることができるようにする。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 育成する資質や能力、題材や授業のねらいを踏まえ、指導内容を明確にして、生徒の学びと指導とが結びつくことで、学習評価が機能するようにする。
- よさを認め合う評価や改善点が明確になるような評価に努め、次時の制作意欲につながるような自己評価や相互評価を行う。

体 育

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 12年間を見通しながら領域構成と内容を踏まえ、バランスのとれた指導計画を作成し、基礎的・基本的な内容の確実な定着と体力の向上を図る。	(1) 児童の実態等を踏まえた 指導内容の明確化・体系化 を図るとともに、 2学年をひとまとまりとした指導計画 を作成する。 (2) 新体力テスト等の結果を踏まえ、自校における柔軟性や筋持久力などの体力・運動能力の課題を解決するとともに、 体力を高めるための具体的な解決策（運動身体づくりプログラムの定着と継続的な実践等） を盛り込んだ 体力向上推進計画 を作成し、適切な実施と改善に努める。
2 主体的な学習を通して生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの基礎が培われるよう指導方法の改善・充実を図る。	【運動領域】 (1) 児童の発達の段階を考慮し、各運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識が身に付くように、指導内容の整理と体系化を図る。 (2) 体づくり運動は、すべての学年で指導し 、体ほぐしの運動や多様な動きをつくる運動（遊び）、体力を高める運動の必要性を感じさせるような指導方法を工夫する。 【保健領域】 (1) 知識を活用する学習活動を積極的に行い、視聴覚教材の活用、実習、実験、課題学習等を取り入れるとともに、養護教諭や栄養教諭等の専門性を有する教職員の参加・協力を推進するなど多様な指導方法を工夫する。 (2) 身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を 実践的に理解し、積極的に自己の健康課題を解決していく学習活動を工夫する 。
3 目標の実現状況を的確に把握し、指導の充実を図る。	(1) 評価の観点や課題解決のポイントを明示し、自己評価や相互評価を効果的に行う。
4 保健・安全指導の充実を図り、事故を防止する。	(1) 児童一人一人の健康状態を把握し、 個々の健康状態に応じた適切な指導 を行う。 (2) 授業時の事故防止に万全を期すとともに、事故発生時に十分な対応ができるよう 連絡体制や救急体制を定期的に確認する 。
5 教科外体育を充実し、体力の向上や運動に親しむ習慣の形成を図る。	(1) 始業前、業間、昼休み、放課後等において、 年間を通して継続的に遊びや運動ができる時間を設定する 。 (2) 学校外においても遊びや運動をする習慣が身に付くよう、家庭や地域と連携する。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 幼稚園及び中学校教育との円滑な接続を考慮し、児童の実態等を踏まえた指導内容の明確化・体系化を図る。

ポイント2 わかる・できる授業の展開

- 指導内容の確実な定着を図ることができるよう、運動の取上げ方の弾力化を図る。
- 単元の目標や前時の成果と課題から、本時の学習課題を明確にする。
- 低・中学年では、運動を楽しくできるように、高学年では、運動の楽しさや喜びを味わうことができるように教材等を工夫する。
- 運動を苦手としている児童や前向きでない児童に対する指導の手立てを講じるとともに習熟の程度に応じた指導方法を工夫する。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 運動従事時間に配慮しつつ体を動かすことを通じて、課題を見付けたり、その課題を解決するための方法を選んだりするために言語活動が必要となる場面を設定する。

ポイント4 学習評価の充実

- 学習活動に即した評価規準を明確にし、1単位時間あたり1～2観点となるよう評価計画を作成するとともに、単元を通して各観点をバランスよく評価し、指導の改善に生かす。

保健体育

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

指導の重点	努力事項
1 12年間を見通しながら領域及び内容の取扱いを踏まえ、バランスのとれた指導計画を作成し、基礎的・基本的な内容の確実な定着と体力の向上を図る。	(1) 生徒の実態等を踏まえた 指導内容の明確化・体系化 を図るとともに、発達の段階のまとまりに応じ、 運動の取上げ方を一層弾力化した指導計画 を作成する。 (2) 新体力テスト等の結果を踏まえ、自校における柔軟性や筋持久力などの体力・運動能力の課題を解決するとともに、 体力を高めるために運動の特性に応じた補強運動を工夫 するなど、具体的な解決策を盛り込んだ 体力向上推進計画 を作成し、 適切な実施と改善 に努める。
2 主体的な学習を通して健康を保持増進する基礎を培い、生涯にわたって 豊かなスポーツライフ を実現するよう指導方法の改善・充実を図る。	【 体育分野 】 (1) 生徒の発達の段階を考慮し、各運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識が身に付くように、指導内容の整理と体系化を図る。 (2) 「 体づくり運動 」は、すべての学年で指導し、体ほぐしの運動や体力を高める運動の必要性を感じさせ、 学習したことを実生活に生かすことができるような指導方法を工夫 する。 【 保健分野 】 (1) 知識を活用する学習活動を積極的に行い、視聴覚教材の活用や実習、実験、課題学習等を取り入れるとともに、養護教諭や栄養教諭等の専門性を有する教職員の参加・協力を推進するなど多様な指導方法を工夫する。 (2) 個人生活における健康・安全に関する内容を 科学的に理解し、主体的に自己の健康課題を解決 していく学習活動を工夫する。
3 目標の実現状況を的確に把握し、指導の充実を図る。	(1) 「いつ何を教え、いつどの観点で何を使って評価するか」を明確にし、 指導と評価の一体化 を図る。
4 保健・安全指導の充実を図り、 事故を防止 する。	(1) 生徒一人一人の健康状態を把握し、 個々の健康状態に応じた適切な指導 を行う。 (2) 授業時の事故防止に万全を期すとともに、事故発生時に十分な対応ができるよう 連絡体制や救急体制を定期的に確認 する。また、応急手当に関する研修会を開催し、心肺蘇生法やAEDの使用法の習得に努める。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 小学校及び高等学校教育との円滑な接続を考慮し、生徒の実態等を踏まえた指導内容の明確化・体系化を図る。
- 指導内容の確実な定着を図ることができるよう、運動の取上げ方の弾力化を図る。

ポイント2 わかる・できる授業の展開

- 単元の目標や前時の成果と課題から、本時の学習課題を明確にする。
- 運動の特性や魅力に応じた楽しさや喜びを味わうことができるよう教材等を工夫する。
- 視聴覚教材を活用して、課題を解決するための学習活動を工夫する。
- 運動を苦手としている生徒や前向きでない生徒に対する指導の手立てを講じるとともに習熟の程度に応じた指導方法を工夫する。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 体育分野では、運動従事時間に配慮しつつ、効果的な話し合いの場と時間を設定する。
- 保健分野では、健康に関わる概念や原則をもとに、自分たちの生活や事例と比較したり関係を見付けたりしたことについて筋道を立てて説明するなどの活動を充実する。

ポイント4 学習評価の充実

- 学習活動に即した評価規準を明確にし、1単位時間あたり1～2観点となるよう評価計画を作成するとともに、単元を通して各観点をバランスよく評価し、指導の改善に生かす。

家 庭

衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にする心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 家庭生活を総合的にとらえる視点から指導計画を改善する。	(1) 目指す児童の姿を明確にし、中学校の技術・家庭科や他教科等との関連を踏まえ、題材を段階的に配列し、2年間を見通した大まかな流れ（ストーリー性）のある指導計画を作成する。 (2) 題材や単位時間で育成する資質や能力を明確にする。 (3) 家庭生活を総合的にとらえる視点から、家庭の生活と関連させながら衣食住などの内容を取り扱うよう題材を構成するなど、内容を組み合わせ、効果的に学習指導が進められるよう工夫する。
2 日常の生活との関連を図り、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を充実する。	(1) 自分の生活に結び付くような問題解決的な学習や実践的・体験的な学習活動の内容を工夫することにより、児童一人一人が、家庭生活への関心を高め、日々の生活の営みの大切さに気付くようにする。また、身近な生活の課題を見付けその解決を目指して考え工夫することを通して、自分の成長を自覚できるようにする。 (2) 校内や家庭で賞賛や認め合う場を設定することにより、実践する喜びを味わうとともに、家族や近隣の人々とかかわる意味やよさについて実感できるようにする。 (3) 児童の興味・関心や生活の実態に応じた学習ができるよう内容の選択の幅を広げる。
3 個のよさを生かし伸ばす指導と評価の一体化を図る。	(1) 評価方法や場面を工夫した評価計画を作成し、毎時間の学習状況を継続的に把握して指導に生かす。
4 安全指導・安全管理の徹底と、学習環境の整備を行う。	(1) 予想される児童の活動を見通して、安全指導や安全管理に努める。 (2) 現有施設設備の活用と計画的な整備・充実に努める。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 児童の実態を把握し、自分の生活と結び付けて学習できるような題材を設定する。
- 第5学年の最初に、2学年間の学習の見通しをもたせるためのガイダンスを位置付ける。
- 指導内容の関連を図って題材を構成する。
 - ・ A(1)のAはA～Dの内容と関連を図る。
 - ・ DはA、B、Cの内容と関連を図る。
- 題材や単位時間における指導内容を明確にし、段階的、系統的に題材を配列する。

ポイント2 学力向上を目指す授業の展開

- 自分の生活の実態から課題を把握する場を設定する。
- 身に付けさせたい基礎的・基本的な知識・技能を明確にして、実践的・体験的な学習活動を位置付ける。
- 実生活に結び付いた問題解決的な学習を繰り返し、効果的に取り入れる。
- 本時のねらいと学習活動及びまとめとの整合性を図る。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 実践的・体験的な活動の前後の言語活動を工夫する。
 - ・ 観察する観点を明確にし、予想したり、自分の考えをもたせたりする。
 - ・ 感じ取ったことを自分の言葉や図表等を用いてまとめたり、その結果について考察し、自分の生活と結びつけて考えたことを発表したりする。
- 考えた過程が分かる学習カードやレポートの記入欄を工夫する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 様々な評価方法の中から、その場面における児童の学習状況を的確に評価できる方法を選択し、授業改善のための評価、児童の主体的な学習活動を促す評価となるよう工夫する。
- 自己評価や相互評価、ワークシート等への記述内容を工夫して資質や能力を多面的に把握できるようにする。
- どの時間も4観点ではなく、その時間のねらいや学習活動に照らしていずれかの観点到重点を置くなど適切に評価規準を設定する。
- 題材の指導計画と評価計画を作成することにより、生活を創意工夫する能力や実践的な態度を育てる指導方法と評価方法を検討する。

技術・家庭(家庭分野)

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

〔家庭分野〕

衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 社会において自立的に生きる基礎を培う観点から指導計画を改善する。	(1) 小学校家庭科及び高等学校家庭科との連続性と系統性を重視し、3学年間を見通した指導計画を作成する。 (2) これからの生活を展望し、課題をもって主体的によりよい生活を工夫できる能力と態度の育成を重視した指導計画を作成する。 (3) 日常生活とのかかわりや社会とのつながりを重視し、自己の生活を向上させるとともに、家庭や地域社会における実践に結び付けることができるような題材を設定する。
2 日常生活との関連を図り、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を充実する。	(1) 実践的・体験的な学習活動の内容を吟味し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、生活をよりよくしようとする能力と態度の育成につながるよう、生徒の実態に即した活動を工夫する。 (2) 生徒自らが問題に気づき課題を設定して、主体的に問題を解決できるよう、学習の過程や方法を工夫する。 (3) 家庭や地域社会との連携を図ることにより、生徒が習得した知識と技術を生活に活用できるようにする。
3 学習指導に生きる評価に努める。	(1) 評価の内容や方法を改善し、具体的な題材ごとの指導計画と評価規準を作成する。 (2) 指導の前後や学習の過程に適宜評価を位置付け生徒のよい点や進歩の状況を積極的にとらえ、生徒の主体的な学習活動を促す評価となるようにする。
4 事故防止のため、安全管理と安全指導を徹底する。	(1) 実習室などの安全管理や衛生管理を徹底するとともに、学習環境の計画的な整備と充実に努める。 (2) 材料や用具等の安全に配慮した取扱いや衛生的な管理と取扱いについての指導を徹底し、事故や食中毒の防止に努める。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 生徒の実態を把握し、自分の生活と結び付けて学習できるような題材を設定する。
- 第1学年の最初に、3学年間の学習の見通しをもたせるためのガイダンスを位置付ける。
- 題材で育成する資質・能力を明確にし、段階的、系統的に配列するとともに、指導すべき内容の漏れがないよう指導内容確認表を用いて確認する。
- 「生活の課題と実践」A(3)のエ、B(3)のウ、C(3)のイについては、3事項のうち1又は2事項を選択し履修させるので、履修の方法と時期を考慮しながら題材を構成し配列する。
- 幼児との触れ合い活動については、可能な限り直接的な体験ができるよう指導計画に位置付ける。

ポイント2 学力向上を目指す授業の展開

- 自分の生活の実態から課題を把握する場を設定し、本時のねらいと学習活動及びまとめとの整合性を図る。
- 身に付けさせたい基礎的・基本的な知識及び技術を明確にして、実践的・体験的な学習活動を位置付ける。
- 自分の生活に結び付く問題解決的な学習を工夫し、学んだ知識と技術を生活で活用させる。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 問題解決的な学習の各学習過程と実践的・体験的な活動の前後の言語活動を工夫する。
 - ・ 観察する観点を明確にし、予想したり、自分の考えをもたせたりする。
 - ・ 感じ取ったことを自分の言葉や図表等を用いてまとめたり、その結果について考察し、自分の生活と結び付けて考えたことを発表したりする。
- 生徒が考えたことや学び合いから気付いたことなど考えた過程が分かるワークシート、学習カード、レポート等の記入欄を工夫する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 様々な評価方法の中からその場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択する。
- 授業改善のための評価、生徒の主体的な学習活動を促す評価となるよう工夫する。
- どの時間も4観点ではなく、その時間のねらいや学習活動に照らしていずれかの観点到重点を置くなど適切に評価規準を設定する。
- 思考力・判断力・表現力の評価は、「生活を工夫し創造する能力」の観点で評価し、結果としての創意工夫だけではなく、家庭生活に問題意識をもち、課題の解決を目指して、工夫し創造する過程を含めて評価する。

技術・家庭（技術分野）

生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技術の習得を通して、生活と技術とのかかわりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てる。

〔技術分野〕

ものづくりなどの実践的・体験的な学習活動を通して、材料と加工、エネルギー変換、生物育成及び情報に関する基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、技術と社会や環境とのかかわりについて理解を深め、技術を適切に評価し活用する能力と態度を育てる。

指導の重点	努力事項
1 社会において自立的に生きる基礎を培う観点から指導計画を改善する。	(1) 小学校の「図画工作科」や中学校の他教科等及び高等学校の「情報」との関連を考慮し、技術・家庭科の意義を明確にして3学年間を見通した指導計画を作成する。 (2) ものづくりを支える能力などを一層高めるとともに、よりよい社会を築くために技術を適切に評価し、活用できる能力と実践的な態度の育成を重視し、指導計画を作成する。 (3) 生徒の発達の段階を踏まえるなど学習の適時性を考慮するとともに、生徒の日常生活とのかかわりや社会とのつながりを重視した具体的な題材を工夫する。
2 生活や社会との関連を図り、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を充実する。	(1) 実践的・体験的な学習活動の内容を吟味し、基本的な概念の理解を深めるなど、仕事の楽しさや完成の喜びが味わえるよう生徒の実態に即した活動を工夫する。 (2) 生徒自らが問題に気付き課題を設定して、生活に結び付けながら主体的に問題を解決できるよう、指導の過程や方法を工夫する。 (3) 習得した知識や技術を実際の生活に生かし、よりよい生活を創造できるよう、学習の中に生徒の創意工夫を生かす場を設ける。 (4) 情報管理や個人情報の保持についてより理解できるよう、日常生活の中での著作権や発信した情報に対する責任、情報モラルについて考える場を設ける。
3 学習指導に生きる評価に努める。	(1) 評価の内容や方法を改善し、具体的な題材ごとの指導計画と評価規準を作成する。 (2) 指導の前後や指導の過程に適宜評価を位置付け生徒のよい点や進歩の状況を積極的にとらえ、生徒の主体的な学習活動を促す評価となるようにする。
4 事故防止のため、安全管理と安全指導を徹底する。	(1) 生徒が主体的に学習を進められるよう、用具や材料の管理に関する能力を育成するとともに、潜在的な危険を予測し、定期及び事前の安全点検を徹底する。 (2) 各学校の実態に即して、計画的な学習環境の整備に努めるとともに、実習室の使用規定や機器類の使用に関する安全規則及び情報の活用に関する運用規定等を適切に定め、事故防止の徹底を図る。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 生徒の実態把握、育てたい力を明確にし生活や社会と関連させた題材を設定する。
- 問題解決的な学習を充実させ、主体的、協働的、創造的な学びを促す指導計画とする。
- 第1学年の最初に、3学年間の学習の見通しや技術について関心を高めるためのガイダンスを位置付ける。

ポイント2 学力向上を目指す授業の展開

- 生活を主体的に見つめ、その充実と改善を図る力を高める実践的・体験的な学習を重視する。
- よりよい生活や持続可能な社会の構築に向けて、適切かつ誠実に技術を工夫し創造しようとする実践的な態度を育成する。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 課題を解決するために言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりするなどの活動を設定する。
- 各内容A～Dにおける構想・設計の場面を適切に設定する。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 思考力、判断力、表現力等の育成を図る言語活動における評価は、「生活を工夫し創造する能力」の観点で評価する。
- 生徒の主体的な学習活動を促す評価を行うとともに、授業改善に役立てる。
- 生徒一人一人の状況に応じた具体的な言葉かけと観察、支援により深く生徒を理解する。

外国語（英語）

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

指導の重点	努力事項
1 外国語（英語）の目標の実現を図るため、生徒や地域の実態に応じて系統的な指導計画を作成する。	(1) 小学校との連携を図るとともに、外国語活動の内容や成果等を踏まえ、小・中の円滑な接続ができるよう生徒の実態に応じて指導計画を作成する。 (2) 授業時数を効果的に単元に配当し、技能ごとの活動やそれらを統合的に活用する活動を単元のねらいや内容等に応じて位置付け、単元間の関連を図りながら年間を通してバランスのとれた4技能の総合的な育成を目指す。 (3) 「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標を単元計画に生かし単元を通して「何ができるようになるのか」を明確にした上で、目標や評価規準を設定する。
2 コミュニケーション能力の基礎の育成を目指し、生徒が主体的かつ意欲的に学ぶことができる授業を創造する。	(1) 英語で授業を行うことを基本とし、生徒が英語に触れる時間や機会を増やす。 (2) 授業のねらいを明確にし、ねらいに沿った活動を設定する。 (3) 生徒の学習意欲が高まるような課題を設定する。 (4) 知識を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育む場面を設定する。 (5) 技能を統合して活用する言語活動の充実を図る。また、言語活動を通して言語材料の確実な定着を図れるよう工夫する。 (6) 「見通す」「学び合う」「振り返る」学習活動を重視し、主体的に学び続ける態度・姿勢の育成に努める。
3 指導と評価の一体化を図る。	(1) 4技能を通じて「英語を使って何ができるようになるのか」という観点から「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標を設定し、指導と評価、授業の改善に努める。 (2) 単元（授業）の目標、学習内容・活動、評価規準、評価の場面や方法、評価結果に基づく支援の整合性を図り、指導と評価の一体化を図る。 (3) 単元目標や内容等に応じて指導と評価の重点化を図る場合でも、年間を通しては、どの観点や評価規準、言語活動もバランスよく評価する。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 小学校外国語活動の内容及び生徒の実態を十分に把握し、特に第1学年の指導計画作成に役立てる。
- 学年間の関連、高等学校への接続を踏まえるとともに、他教科や道徳の時間などとの関連を図る。
- 指導計画の作成に当たっては、外国語（英語）の目標、「CAN-DOリスト」の形での各学年の学習到達目標、生徒の実態及び教材の内容を踏まえた単元の目標、評価規準、学習内容及び言語活動、評価の方法・場面などの整合性を図る。

ポイント2 学力向上を目指す授業の展開

- 「育てたい力」を明確にし、ねらいに沿った指導（手立て・活動）を行う。
- 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、言語活動と効果的に関連付ける。
- モデルの提示や作品を次の活動に生かすなどして、「書く」活動を計画的・継続的に設定し、「書く」ことへの関心・意欲を高める。
- 教師と生徒、生徒同士のインタラクションを深めるとともに、個に応じた支援を充実する。
- 教育機器やネイティブ・スピーカー等を有効に活用する。
- 小学校外国語活動で使用している教材なども、指導内容や活動に応じて、適宜活用を図る。
- 高等学校での学習への円滑な接続を図ることも踏まえ、英語で授業を進める時間を増やす。

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 言語材料について理解したり練習したりして知識を習得する活動と実際に言語を活用する活動とのバランスに配慮し、指導内容や活動などの配列を見直すなど、単元構成や授業の展開の改善を図る。
- 生徒自身がテーマを選択したり考えや思いを伝え合ったりするなど、必然性や意味のある言語活動を授業のねらいにあわせて設定する。また、具体的な場面や状況に合った適切な表現を自ら考えて発信させる。
- 4技能それぞれを高める学習活動及び技能を統合して活用する言語活動の充実を図る。
- 活動に当たっては、「言語の使用場面」や「言語の働き」を取り上げる。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 「評価規準に盛り込むべき事項」を踏まえ、「評価規準の設定例」等を参考にし、ねらいや活動に沿って具体的な評価規準を設定する。
- ねらいに沿った活動について、適切な場面・方法で評価を行い、評価の観点ごとの視点から判断する。
- 総括的な評価とともに、生徒の状況を見取る形成的評価も適宜取り入れる。
- 観点別評価における「外国語表現の能力」「外国語理解の能力」について、学習到達目標に対応した学習活動の特質等に応じて、筆記テストのみならず、面接、エッセー、スピーチ等のパフォーマンス評価、活動の観察等、様々な評価方法の中からその場面における生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択する。

道 徳 (小・中)

自己(人間として)の生き方を考え、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う道徳教育を充実し、児童生徒がよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 学校や児童生徒の実態を踏まえた実効的な指導計画を作成するとともに、学校全体で取り組む推進体制を確立する。</p> <p>2 道徳教育の「要」としての役割を踏まえ、道徳の時間における多様な指導方法・指導体制等を工夫し、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度の育成を図る。</p> <p>3 家庭、地域社会等との共通理解を深め、相互の連携を図る。</p>	<p>(1) 校長の方針を基に、道徳教育推進教師を中心とし、全教師が協力して指導計画を作成する。</p> <p>(2) 目指す児童生徒像及び学校における重点事項を明確にするとともに、「別業」を活用して、学校の教育活動全体を通して、年間を見通した計画的・発展的な指導を行う。</p> <p>(3) より活用しやすい指導計画を作成する。 ○ 全体計画に加える「別業」は、学校における重点目標との関連を図って精選するとともに、各教科等における道徳教育の指導の「内容と時期」が分かりやすいように工夫し、活用を図る。 ○ 年間指導計画は、「展開の概要」等を加え、各時間の指導の概要が分かるように工夫する。 ○ 学級における指導計画は、網羅的になることを避け、児童生徒の実態をもとに精選した内容となるように工夫する。</p> <p>(1) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の下、全教師が児童生徒の実態や授業の進め方などに問題意識をもち、校内研修や情報交換等を通して授業力を高め、学校全体で進める道徳教育を一層充実させる。</p> <p>(2) 人権教育の理念を基盤に据えた学級経営を行い、児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係や温かい人間関係を築くとともに、教師は児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有していくという姿勢で授業に臨む。</p> <p>(3) 校長、教頭の参加や他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力、問題解決的な学習や体験的な活動など多様な指導方法の工夫、魅力的な教材の開発や活用、「私たちの道徳」の活用、体験の生かし方を工夫した指導や各教科等との関連をもたせた指導などにより、児童生徒が深く考えられるようにする。</p> <p>(4) 「ふくしま道徳教育資料集」の積極的な活用を進めていく。</p> <p>(5) 情報モラルに関する指導において、問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについて、児童生徒が自分の考えを深めることができるように留意する。</p> <p>(6) 評価に当たっては、児童生徒の成長を温かく見守り、よりよく生きようとする努力を認め、勇気付けるとともに、指導計画や指導方法の改善に生かす。</p> <p>(1) 授業参観等で道徳の授業公開を積極的に実施するとともに、道徳教育における学校間の連携を強化する。</p> <p>(2) 保護者や地域の人々の授業への参加、地域での交流や実践活動等により、家庭や地域社会の理解と協力を得ながら、相互の連携を推進する。</p>

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

道徳教育の要となる年間35時間(小学校1年は34時間)の道徳の時間を、一つ一つついでに、そして確実に実施し、積み重ねていくことが求められる。

ポイント1 児童生徒の実態を踏まえ、適切な教材を用いた指導計画の工夫

- 児童生徒が道徳的価値を自分との関わりにおいて捉えることができるよう、授業のねらい・教材分析・発問等を考え、授業を構想する。
- 児童生徒が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり、感動をおぼえたりするような充実した教材の開発や活用を図る。また、「ふくしま道徳教育資料集」の積極的な活用を進めていく。
- 各教科の目標、内容及び教材からみた道徳教育とのかかわりを考慮し、各教科の特質に応じた指導を行う。また、特別活動等の多様な実践活動や体験活動を生かした指導を工夫する。

ポイント2 「道徳の時間」における言語活動の充実

- 道徳の時間における「言葉」の役割が極めて大きいという認識をもつ。
- 児童生徒に、何について考えるのかを明確に示し、「自分の考え」をもたせる。
- 話し合い、議論、(討論)、書く活動などの**表現する学習活動を充実させる。**
- **何でも言い合え、互いに認め合える学級の雰囲気づくりに努める。**

ポイント3 評価の工夫・改善

- 児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価の在り方を工夫する。

外国語活動

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

指導の重点	努力事項
1 外国語活動の目標と趣旨を的確に捉え、児童や地域の実態に応じて各学年の目標を適切に定め、2学年間を通して目標の実現を図るよう年間指導計画を作成する。	(1) 小・中の連携や小学校同士の連携により、 中学校外国語科への円滑な接続 を図るとともに、設定する 単元の位置付けや単元と単元との関連 を踏まえ、 系統性のある指導計画 を作成する。 (2) 児童や地域の実態に応じて、指導内容や活動等を本校化し、外国語活動の目標と趣旨に沿って位置付けるとともに、各教科等や道徳の時間などとの 相互の関連 を図る。 (3) 実施上の課題等の把握や指導計画作成は、 全職員の共通理解 のもと学校全体で取り組むとともに 校内研修を充実 させる。
2 外国語で積極的にコミュニケーションを図りながら、言語や文化について体験的に理解を深め、外国語の音声や表現に慣れ親しむよう児童主体の授業を創造する。	(1) 教師自身が英語力の向上に努め 、クラスルーム・イングリッシュを計画的に使用し、児童が 英語に触れる時間を増やす 。 (2) 1単元で授業を設計し、単元や授業で目指す児童の姿（ねらい） を明確にして、 単元構成・授業構成を工夫 する。 (3) 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成 するよう活動内容を工夫する。 (4) 児童の興味・関心に応じて、他教科等で学習した内容を取り入れるなど、内容や活動を工夫し、知識としての指導ではなく、 体験的に聞いたり話したりすることを通して音声や表現に慣れ親しむようにする 。 (5) 言語や文化については、 さまざまな言語や幅広い題材 を取り扱うとともに、 自国理解を深める ことができるよう配慮する。 (6) 語句や文の機械的な暗記により、コミュニケーションへの意欲や興味・関心を減じることのないように留意する。
3 指導と評価の一体化を図る。	(1) 外国語活動の目標と趣旨を踏まえ、児童や地域の実態に応じて 単元や授業の目標を明確 にし、指導と評価の計画を作成する。 (2) 単元や授業のねらいに沿って、 評価規準 とともに児童の状況を適切にとらえる 評価の場面、方法等 を設定する。 (3) 自己評価や相互評価なども活用し、児童がどのような状況にあるかを分析するとともに、評価の結果に基づき適切な支援を行うなど 指導の改善 に生かす。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 単元の特色を把握するとともに、全単元における単元の位置付けや意義、単元と単元とのつながりを意識した上で、児童の発達段階や興味・関心等の状況、学校の実態等に応じて、単元の目標を設定し、教材や使用する表現を工夫して計画的、系統的にコミュニケーションを体験させる計画を作成する。

ポイント2 コミュニケーション能力の素地を養う授業展開と言語活動の位置付け

- 児童の発達段階や学習段階を踏まえ、「コミュニケーションの場面」や「コミュニケーションの働き」を意識した活動を組み立て、意味のあるコミュニケーション活動を行う。
- 授業のねらいにあわせて、「聞く」活動、「話す」活動、コミュニケーション活動等を中心とした活動を設定する。その際、英語に触れる（聞く）活動を十分に行った上で、「話す」活動を行うようにする。
- 児童にとって「聞く」「話す」必然性のある場面を設定したり、児童が「聞きたい」「話したい」という意欲が湧くような題材や活動を設定したりするなど工夫する。
- 外国語と日本語との違いや共通性から言葉の面白さや豊かさに気付いたり、言語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さ、難しさを実感したりする活動を設定する。
- 文化の共通点や相違点に気づくことができる活動を模索する。
- ティーム・ティーチングを行う際には、ALT等との実効的な事前打合せを行い、授業のねらいや活動、役割分担等を明確にした上で、授業において柔軟に対応できるように努める。

ポイント3 評価の工夫・改善

- 外国語活動の目標－（実態に合わせて）単元のねらい・目標・内容の設定－評価規準の設定－活動・評価の場面・評価方法の設定－評価などの計画を練り、「評価のための評価」とならないようにする。また、評価の生かし方（求める姿が見られない場合の手だて等）などと併せて指導と評価の見通しを立て、「目標－指導（活動）－評価」の一体化を図る。
- 単元や授業のねらいについて、どの程度達成しているか評価する「分析」、次の指導に生かす「点検」等、評価の意図を明確にし、児童の様子を的確にとらえるとともに指導の改善に生かす。自己評価を活用する場合は、授業のめあてに対する自分の学びの振り返りとなるよう精査する。

総合的な学習の時間 (小・中)

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

指導の重点	努 力 事 項
1 地域や学校、児童生徒の実態等に応じ、特色ある全体計画や指導計画を作成する。	(1) 全体計画作成においては、 カリキュラム・マネジメントの視点 から、総合的な学習の時間の目標を踏まえた各学校における教科横断的な目標、育みたい資質や能力、学習内容、学習活動や評価等を明確にし、地域や児童生徒の実態に即して作成する。 (2) ふるさとかかわる単元を開発したり、地域の素材や学習環境を積極的に取り入れたりするとともに、地域の人々の協力を得ながら全教師で指導するなどの指導体制の工夫 を図る。 (3) 年間指導計画の作成においては、全体計画を踏まえた上で、 各教科等との関連、発達の段階や学習経験、校種間の接続等に配慮し、弾力的な年間指導計画 を作成する。
2 学校の創意工夫を生かした探究的な学習活動を展開する。	(1) 探究のプロセスを重視した学習を繰り返し展開 できるように学習過程を工夫する。 (2) 問題の解決や探究活動の過程に 体験活動や言語活動を適切に位置付けるとともに、他者と協同して課題を解決する学習活動を設定 する。
3 児童生徒の主体的な学習を支える評価に努める。	(1) 学習して学んだこと、感じたこととともに、 自分自身の変容や今後の取組等について、児童生徒が自ら振り返ることができるよう学習評価を工夫 する。 (2) 活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、 一人一人のよさや学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価 する。

学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善のポイント

ポイント1 児童生徒の実態と教材の価値を踏まえた指導計画の作成

- 体験的な学習に配慮しつつ探究的な学習となるよう充実を図る。
- **各教科等で身に付けた資質や能力を、実社会や実生活で活用していくことができるような、単元や教材を開発したり、精選したりする。**
- 各学校段階における児童生徒の発達に応じた適切な学習活動を展開するとともに、各学校段階における学習内容についても連携を図る。

ポイント2 探究のプロセスを重視した学習過程の位置付け

- 探究のプロセス「課題の設定→情報の収集→整理・分析→まとめ・表現」を単元や授業の中で**繰り返し設定**していく。特に「整理・分析」「まとめ・表現」に対する取組に配慮する。
 - ① **【課題の設定】 体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ**
・豊かな体験を前提とし、学習対象の理想の姿と現実との対比などにより課題を意識化
 - ② **【情報の収集】 必要な情報を取り出したり収集したりする**
・課題に応じて観察、実験、見学、調査などの学習活動により自覚的に情報収集
 - ③ **【整理・分析】 収集した情報を整理したり分析したりして思考する**
・収集した個別の情報を整理し、比較したり、分類したり、関連付けたりして分析
 - ④ **【まとめ・表現】 気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する**
・相手意識や目的意識の明確化、自分の考えや新たな課題の自覚化、伝え方の工夫など

ポイント3 言語活動の授業への位置付け

- 言語活動を適切に位置付け、探究活動を質的に高める。
- 各教科等で行われている言語活動との関連を図る。

ポイント4 評価の工夫・改善

- 各学校の目標や内容に沿った評価の観点や評価規準を設定し指導と評価の一体化を図る。
- 評価の観点を設定する際の例

- ① 学習指導要領で示された総合的な学習の時間の目標に基づいた観点
 - ② 学習指導要領に示された「学習方法に関すること」「自分自身に関すること」及び「他者や社会とのかかわりに関すること」等の視点に沿って定めた資質や能力及び態度に基づいた観点
 - ③ 各教科の評価の観点との関連を明確にした観点
- 評価の観点を基に、単元の目標、資質や能力及び態度を踏まえ、目指すべき学習状況としての児童生徒の姿を想定し、具体的な評価規準を設定する。
- 評価の信頼性を高めるために、活動過程での評価を多面的・多角的な資料と多様な評価方法を用いて行い、指導改善に役立てる。

特別活動 (小・中)

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、**集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。**(小)

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、**集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。**(中)

指導の重点	努 力 事 項
<p>1 各学校の課題に基づき、創意工夫を生かし、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるような指導計画を作成する。</p> <p>2 児童生徒による自主的、実践的な活動が充実するよう指導内容の重点化を図り指導方法を改善する。</p> <p>[各 内 容]</p> <p>○ 学級活動</p> <p>○ 児童会・生徒会活動</p> <p>○ クラブ活動 (小学校)</p> <p>○ 学校行事</p>	<p>(1) 各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図り、全教師の協力の下、調和のとれた全体計画と年間指導計画を作成する。</p> <p>(2) 学校の実態や児童生徒の発達段階、特別活動の特質を踏まえるとともに、各活動・学校行事等を通して育てたい態度や能力を明確にした創意ある指導計画を作成する。</p> <p>(1) 指導内容を精選・重点化し体験的な活動の充実を図るとともに、特別活動の特質を生かし、道徳的実践の指導の充実を図る。</p> <p>(2) 活動の過程や結果における児童生徒の努力や意欲などを積極的に認めるとともに、児童生徒のよさを多面的、総合的に評価し、振り返りや発表の場を設け深化を図る。</p> <p>(1) 児童生徒の自発的、自治的な活動を通して、望ましい人間関係を築く態度を育成する観点から、また、各教科等における話合い活動の充実を図る観点から、話合い活動を充実させ、活動内容(1)が十分展開できるようにする。</p> <p>(2) 児童が日常生活や学習について目標をもって取り組めるようにするとともに、自分の役割や働くことの意義の理解などが十分できるよう適切な指導に努める。(小)</p> <p>(3) 望ましい勤労観・職業観を育成するとともに、ガイダンスの機能を充実させ、生徒の学校生活への適応や人間関係の形成、主体的な進路の選択などができるよう指導、援助に努める。(中)</p> <p>(1) 学級活動や学校行事との関連を図るとともに、異年齢集団による交流のよさを一層重視して、自己肯定感・自己有用感が高まるよう適切な指導に努める。</p> <p>(2) 各学校の実態に応じて組織や運営方法等を見直し、児童生徒のリーダーシップの育成に努める。</p> <p>(1) 教師の適切な指導の下で児童が具体的な活動計画を立てるなど、異年齢集団の中で自発的、自治的な活動が活発に展開されるよう指導に努める。</p> <p>(1) 自校の実態に即した内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなどして精選し、児童生徒による自主的、実践的な活動が助長されるよう工夫する。</p> <p>(2) 幼児や高齢者、障がいのある人々との触れ合いや異年齢集団による交流、自然体験、社会体験、ボランティア活動などの活動を充実させる。</p>

学習指導要領の趣旨を踏まえた活動改善のポイント

ポイント1 各活動・学校行事の内容改善のポイント

【学級活動】

- 小学校2つ、中学校3つの「内容」の特質や発達の段階に即した話合い活動を充実させ、学級としての意見をまとめる集団決定や自己の問題の解決方法を定める自己決定ができるようにする。

【児童会・生徒会活動】

- 児童会活動の3つの内容及び生徒会活動の5つの内容の特質に応じて、児童生徒の自主的、実践的な活動が効果的に展開され、充実感や存在感を味わわせるようにする。

【クラブ活動 (小学校)】

- 「クラブの計画や運営」、「クラブを楽しむ活動」、「クラブの成果の発表」の3つの内容を指導計画に明確に位置付け、自発的、自治的な活動が効果的に展開され、人間関係を形成する力が養われるようにする。

【学校行事】

- 学校行事における体験活動と各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間の学習活動との関連を図る。

ポイント2 特別活動の特質を踏まえた言語活動の充実

- 集団として意見をまとめる (集団決定をする) ための話合い活動を充実させる。
- 自己の生き方について考えを見定める (自己決定する) ための話合い活動を充実させる。
- 実践活動や体験活動、同年齢や異年齢の人たちとの交流活動を通して感じたり、気付いたりしたことなどを振り返り、文章でまとめたり、発表し合ったりする活動を充実させる。

ポイント3 評価を踏まえた指導の工夫・改善

- 学習指導要領の目標及び特別活動の特質を踏まえて各学校で具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明確にする。
- 児童生徒一人一人の評価のみならず、集団の発達や変容について評価し、指導に生かす。

ポイント4 各種指導資料等の活用 (文部科学省、国立教育政策研究所教育課程研究センター)

- 楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動小学校編 (リーフレット、指導資料)
- 学級・学校文化を創る特別活動中学校編 (リーフレット、指導資料)

生徒指導 (小・中)

児童生徒一人一人の個性の伸長を図り、社会的な資質や能力・態度を育成し、自己実現できるような指導援助に努め、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を図る。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 自校の実態に即した具体的な指導計画に改善し、機能的な生徒指導体制を確立する。	(1) 自校の課題を踏まえて、目指す児童生徒像、指導理念、共通実践事項などを明確にし、 自己肯定感を高めることや社会性の育成等 の課題解決のための具体的な指導計画に改善する。 (2) 明確な役割分担により一貫した指導ができる指導体制を確立したり、児童生徒 個々に応じたプログラム化 を図るなどして、日常的に機能するように改善する。
2 教育活動全体において、すべての児童生徒に積極的な生徒指導を進める。	(1) 全教育活動の中で、自己決定の場や自己存在感を味わうことができる場を設定するなど、 生徒指導の機能を積極的に発揮 できるようにし、主体的な生活態度の育成に努める。 (2) 児童生徒一人一人の思いや心情をとらえて個に応じた指導に努め、 人間的な触れ合いのある温かい学級の雰囲気 を醸成する。 (3) 地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動、自然体験活動、文化芸術体験活動などの 豊かな体験活動を通して、規範意識や思いやりなどを育成 するとともに、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力の育成に努める。 (4) 生徒指導委員会、教育相談部会等の校内組織を生かし、 教員間の連携の強化、全教職員の共通理解、同一歩調の指導 に努める。
3 教育相談の充実を図る。	(1) 児童生徒との日常的な触れ合いを通して、 信頼関係を築き 、個々の教員がカウンセリングマインドをもって相談に応じる。 (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を効果的に活用 し、教員間の連携を深め、学校が一体となって個に応じた支援を行うことができるよう、 校内のコーディネート力 を高める。 (3) 児童生徒の心のケアに留意 し、教育相談の知識や技能を高めるために、関係機関等やスクールカウンセラー等との連携を図りながら、 研修の充実 に努める。
4 いじめ等の問題行動等の未然防止と早期解決、問題行動発生時の的確な対応に努める。	(1) 日常の観察や問題行動等にかかわる諸調査による実態把握に努め、 問題行動の未然防止や児童虐待等の早期発見、早期対応、早期解決 に努める。また、問題行動が起きた場合の 初期対応 や重大事態が生じた場合の 緊急体制を確立 し、全教職員で組織的に対応する。 (2) 学校いじめ防止基本方針の基に、いじめの防止等の対策のための組織を機能 させ、「いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうるもの」との視点で、未然防止、早期発見、早期対応に努める。また、 法律に定められたいじめの定義 に従って、児童生徒の立場にたった 積極的な「いじめの認知」 に努める。 (3) 「新たな不登校を出さない」との認識のもと 、過去の児童生徒の欠席や遅刻・早退の状況の把握に努め、以前に不登校傾向を示した児童生徒が連続して欠席した場合は「不登校」と捉え、 初期対応の体制を整える 。また、不登校の状態にある児童生徒への支援について、短期的・長期的な視点をもってチームで対応する。 (4) スマートフォン等の取扱いについて、 学校における指導方針を明確にするとともに 、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪、違法・有害情報の問題を踏まえ、発達段階に応じた 情報モラルの指導の充実 を図るとともに 保護者への啓発 に努める。 (5) 人権尊重の精神の涵養 や生き方の指導、児童会・生徒会活動などへの指導・援助をもとに、 問題行動の根本的な解決 に努める。 (6) 家庭や地域、近隣校、関係機関との連携 を図り、地域ぐるみの 指導活動 などを通して、 問題行動の未然防止、早期解決 に努める。

キャリア教育（小・中）

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 学校や児童生徒の現状を把握し、目標を立て、課題を明確にして指導計画を作成・改善する。</p>	<p>(1) 各学校や児童生徒の実態に応じて、キャリア教育における基礎的・汎用的能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の具体化、重点化等を行い、自校の目指すべき児童生徒の姿（目標）を明確にする。</p> <p>(2) 教育活動全体を通じ、計画的、組織的に行われる進路指導は、キャリア教育の一環ととらえ、自校の教育活動との関連を明確にする。（中）</p> <p>(3) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動をキャリア教育の視点でつなぎ、機能するキャリア教育全体計画を作成し、教育課程に位置付ける。</p> <p>(4) 各学校が、学年・学校におけるキャリア発達の特性や、異なる学校種の活動について理解を深め、その理解を前提とした系統性のある指導計画を作成できるように努める。</p> <p>(5) キャリア教育の推進・充実のため、児童生徒の変容を把握する「見取り」を工夫するとともに、学校教育全体の改善につなげるための「点検」を行う。</p>
<p>2 キャリア教育の推進組織・体制を確立し、共通理解に立った指導に努める。</p>	<p>(1) 校務分掌で担当者の役割を明確にして、学校全体で取り組む推進体制を整える。</p> <p>(2) 学級担任がすべての教科等を見渡しやすいという特性を生かしながら、キャリア教育の視点で教科等をつなぎ体系的に取り組む指導体制づくりを進める。（小）</p> <p>(3) 教科部会や生徒指導部会と連携した推進体制となるようにする。（中）</p> <p>(4) 個別支援は、「二者面談」や「三者面談」などの機会に限定せず、休み時間の教室や廊下での短い会話や授業中の言葉かけなども、子どもが自分の長所や可能性に気付いたり、将来を展望したりする契機となり得ることを念頭に、児童生徒とのコミュニケーションを図るように努める。</p> <p>(5) 自分の生き方を見つめ、主体的に考えられるよう、個々の発達を踏まえて、先生が「語る」、児童生徒に「語らせる」、児童生徒たちに「語り合わせる」ことを大切にした指導を行う。</p>
<p>3 学校、家庭、地域社会や関係諸機関との連携を一層強化する。</p>	<p>(1) 各学校が児童生徒一人一人の発達の状況を的確に把握し、それに対するきめ細かな支援を行うために、児童生徒のキャリア発達に対する情報を、次の学年や学校に確実に引き継いでいくことができるようにする。</p> <p>(2) 「将来の夢」などについての家庭での会話や家事の手伝いなどを通して、将来の夢や希望を育むとともに、集団生活に参加しようとする意欲・態度を養う。（小）</p> <p>(3) 家庭での役割の理解と遂行、保護者や身近な大人の職業等の理解を通して、社会の一員としての自覚を高めるとともに、将来の生き方や進路への希望を育む。（中）</p> <p>(4) 地域の行事への参加や職場見学など学校を中心とする地域とのかかわりを通して、自分と地域とのつながりについて理解させる。（小）</p> <p>(5) 職場体験や地域の行事への参加などを通して、地域の一員としての自覚を得させるとともに、将来の生き方、進路を考える契機とさせる。（中）</p>

図書館教育（小・中）

児童生徒が、学校図書館を積極的に活用して情報収集能力や情報活用能力を高めたり、読書活動を主体的に進めたりすることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校図書館の活用を図った指導計画を作成・改善する。	(1) 各学校の実態に即して、各教科等の学習、読書活動、その他の教育活動と学校図書館との関連を密にし、 教育活動の効果 を高める指導計画を作成・改善する。 (2) 各教科や総合的な学習の時間等に学校図書館を意図的・計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒が主体的、探究的に 学習活動や読書活動 に取り組むことができるようにする。 (3) 図書の読み聞かせやブックトーク、必読書や推薦図書を定めるなど、児童生徒及び学校の実態に応じた 読書活動充実のための取組 を推進する。
2 蔵書や資料等の充実を図り、学校図書館の機能や役割を生かす整備充実に努める。	(1) 児童生徒の情報収集や学習活動に役立つ 蔵書、資料等の整備充実 及び 適切な廃棄 を進めるとともに、 環境整備 に努める。 (2) 学習・情報センターや読書センター としての機能を備えた学校図書館の整備を進め、より一層の利用や機能の活用が図られるようにするとともに、 地域ボランティアや公共図書館との連携 を図る。

※ 学校教育法において義務教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。」(第二十一条第五号)が示されたこと、国による「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」(平成25年5月)及び「福島県子ども読書活動推進計画(第三次)」(平成27年2月 福島県教育委員会)等を踏まえ、家庭、地域、学校等が連携して子どもの読書活動の推進に取り組むこと。

人権教育（小・中）

児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等のそれぞれの特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 人権を尊重する意識を高める教育を推進するための指導方法・内容を明確にする。	(1) 学習指導要領における人権教育にかかわる内容を踏まえ、 全ての教職員が学校の教育活動全体を通じて働きかけるとともに、具体的な指導場面を想定した指導方法・内容を構想し、諸活動それぞれの特質を生かした指導 を工夫する。 (2) 人権尊重の理念について、児童生徒及び教職員自身が十分に認識して 意識改革 ができるよう、 研修の充実 を図る。
2 学校生活の中で人権感覚を身に付けることができるよう児童生徒が自らについて一人の人間として大切にされているという実感がもてるような指導を工夫する。	(1) 児童(生徒)理解を深めるとともに、教師自身が一人一人の児童生徒のよさを認め、自分と他の人の大切さが認められるような環境づくり に努める。 (2) 児童生徒の 自我の確立を支援するとともに、思いやりに満ちた望ましい集団づくり に努める。 (3) 個に応じた学習活動の展開を工夫したり、児童生徒同士が 互いのよさを認め合える場や機会 を設定したりする。 (4) いじめは人権にかかわる重大な問題 であり、 人間として絶対に許されないという自覚 を教師自身がもつとともに、児童生徒一人一人の自覚を促し、心に響く指導の充実を図る。
3 指導の効果を高めるための評価を工夫する。	(1) 学校教育における諸活動を 人権尊重の視点から評価する機会 を設けるとともに、 保護者や地域からの評価 等も取り入れて児童生徒の変容等を具体的にとらえ、指導方法・内容や時期等の改善に生かす。

※ 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」(平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議(文部科学省設置))や「人権教育に関する特色ある実践事例」(文部科学省HP)を活用し、指導方法等の改善・充実を図ること。

環境教育 (小・中)

身近な環境についての理解を深め、環境に対する責任と役割を自覚し、環境保全活動等に参加する態度及び環境問題解決のための実践力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 総合的・系統的な指導計画を作成する。</p> <p>2 児童生徒が主体的に考え判断し行動できる資質や能力を高める指導方法の工夫改善を図る。</p>	<p>(1) 環境教育を推進するにあたり、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえてねらいを明確にする。そのねらいを具現化するために、系統性のある年間指導計画を作成し、教職員の共通理解と協力体制づくりを図り、組織的・計画的に指導を展開する。</p> <p>(2) 環境問題に主体的に関わる態度や幅広い実践力を育成するため、地域や学校の実態に応じた体験活動を重視し、各教科、道徳の時間、特別活動及び総合的な学習の時間それぞれの特質に応じ、相互に関連を図った計画を作成する。</p> <p>(3) 校種間の一貫性に配慮し、それぞれの段階におけるねらいを踏まえ、児童生徒の発達に応じて推進できるようにする。</p> <p>(1) 地域の自然を大切にする心情や態度を育てるため、環境教育関連の各種コンクール等への参加を促し、地域の様々な自然を意識させる工夫や、地域の自然環境等の教材化を図る。</p> <p>(2) 生活の中で省エネルギー、省資源を日常化する心情や態度を育てるため、地球環境問題と地球温暖化防止の意義を理解させ、学校の実態に応じて地球温暖化防止活動（福島議定書、エコチャレンジへの参加等）を通して、児童生徒の取組を促す。</p> <p>(3) 学校の実態に応じて家庭・地域・社会教育施設・民間団体等との連携を図り、学んだことが家庭や地域社会等との間で積極的に活用されたり、学びが実感を伴ったものに深化したりするよう展開する。</p>

情報教育 (小・中)

情報化の進展に対応した教育を充実し、児童生徒一人一人の情報活用能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 情報化に対応した教育を推進するために、指導体制の充実を図る。</p> <p>2 児童生徒の主体的な学習活動を支援するコンピュータ等の活用及びインターネット等の適切な利用についての指導を工夫する。</p>	<p>(1) 学校教育全体の情報教育を推進するため、校内に教育の情報化を促進する委員会等を組織し、計画的に研修を進めるなど校内の指導体制の確立を図る。</p> <p>(2) 情報教育の目標の3観点である「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」を児童生徒にバランスよく身に付けさせるために、学校の実態及び児童生徒の発達の段階に応じて、教科等の学習を活用し指導する。</p> <p>(3) 児童生徒がコンピュータ等に慣れ親しみ、積極的に活用できる環境を整備し、学校の実態に応じコンピュータ等の活用場面や活用方法を工夫する。</p> <p>(1) 様々なメディアを活用した情報収集・発信のルールやマナーを身に付けさせるとともに、発信する情報や情報社会での行動に責任をもたせ、児童生徒が主体的に情報を選択・活用する能力の育成を図る。</p> <p>(2) 各教科等においては、ICT機器等の適切な活用の仕方を工夫するとともに、デジタル教科書等を使用して児童生徒の学習意欲や学習効果の向上を図る。</p> <p>(3) 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、プライバシーや著作権の保護、情報セキュリティの基本的な知識、インターネットや情報機器を利用するときの留意点等、適切に指導するとともに、家庭との連携を図る。</p>

国際理解教育 (小・中)

我が国の伝統と文化を尊重する態度を育成するとともに、世界の文化や歴史についての理解を深め、国際社会に生きる日本人としての資質とともに国際協調の精神を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 学校や地域の実態に応じて、特色ある指導計画を作成する。</p> <p>2 我が国の伝統と文化を尊重し、広い視野から国際理解を深め、国際社会に生きる日本人としての自覚を高める。</p> <p>3 外国の人々との相互理解を深める交流の場と機会を拡充し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲と態度を育てる。</p>	<p>(1) 国際理解教育のねらいを踏まえ、学校や地域の実態等に応じて、各教科、道徳の時間、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などとの関連を図った全体計画、年間指導計画を作成する。</p> <p>(2) 総合的な学習の時間で実施する場合は、総合的な学習の時間及び国際理解教育の趣旨を踏まえ、適切な指導計画を作成する。</p> <p>(3) JICA二本松や各地の国際交流協会等との連携を図るなど、県内の関係機関や人材を有効に活用する。</p> <p>(4) 全校的な視野で定期的に評価を行い、事後の指導の改善に生かす。</p> <p>(1) 我が国や郷土の伝統と文化を理解し、尊重できる態度の育成に努める。</p> <p>(2) 世界と我が国とのかかわりに対する関心を高め、異なる文化や価値観をもつ人々を理解し尊重する態度を養うとともに、世界の中の日本人であることの自覚を高め、人権を尊重し国際協調の精神を養うように努める。</p> <p>(3) 帰国児童生徒や外国出身児童生徒の外国での生活体験などを教科等の指導に積極的に生かす。</p> <p>(1) 外国語指導助手や地域に在住する外国出身の人々との交流活動の設定に当たっては、会話演習等のみを目的とするのではなく、国際理解教育のねらいを踏まえて活動内容を工夫する。</p> <p>(2) 自分の考えをしっかりと持ち、対話力を高めるための表現活動や場面を意図的に設けるとともに、インターネット、電子メールや文通等を通して海外の学校等の情報を得たり、発信したりして交流を深める。</p>

へき地・小規模学校教育 (小・中)

少人数学級のよさや地域の特性等を生かし、児童生徒一人一人が主体的な学習態度、豊かな表現力等の「確かな学力」や、他者との関わりを通じた「豊かな人間性」を身に付けることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 児童生徒の実態を踏まえ、学校の特色及び地域の特性を生かした指導計画に改善する。</p> <p>2 児童生徒一人一人の特性を生かした教育活動を展開し、授業の充実を図る。</p> <p>3 児童生徒の自己実現を図る評価を工夫する。</p>	<p>(1) 児童生徒一人一人の個性の発揮、社会性の伸長、基礎的・基本的な知識や技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を含めた確かな学力の定着に配慮した指導計画にする。</p> <p>(2) 地域素材の教材化や人材活用、他学年や他校との交流学习など体験的な学習を工夫し、少人数のよさを生かした弾力的な指導ができる指導計画にする。</p> <p>(1) 集団思考の場や児童生徒主体の話し合い活動を積極的に取り入れ、思考力・判断力・表現力等の育成を重視した学習活動を展開する。</p> <p>(2) 少人数学級の特性を生かして、体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、学ぶ楽しさや成就感などを体得させる中で、主体的に問題を解決していく力を育てるための学習過程を工夫する。</p> <p>(3) 複式学級の学習指導においては、間接指導を個性や能力に応じて主体的に学習できる場として捉え、個に応じた補充・発展学習や課題別学習等を取り入れ、充実を図る。</p> <p>(1) 児童生徒一人一人の学習状況を的確に評価し、発展的な学習や補充的な学習、個別指導など個に応じたきめ細かな指導に生かすようにする。また、観点別評価等により指導と評価の一体化を図り、児童生徒のよさが学年を越えて発揮できるようにする。</p>

健康教育（小・中）

児童生徒一人一人が個人生活における健康・安全について関心を持ち、生涯を通じて主体的に健康な生活を営むことができる能力や態度を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>【保健】</p> <p>1 保健学習・保健指導の充実を図り、健康を保持増進するための実践力を育成する。</p> <p>2 健康相談・個別指導の充実を図り、個別の健康課題解決のために支援する。</p>	<p>(1) 科学的な思考と正しい判断のもとに意志決定や行動選択ができるようにするために、基礎的・基本的な知識の習得とその活用を図る学習活動を重視する。</p> <p>(2) 保健教育については、児童生徒の発達の段階やねらいに応じて児童生徒が身近な生活及び個人生活を振り返り、主体的に活動を行う場を設定するなど指導方法を工夫する。</p> <p>(3) 「性に関する指導」については、県版「性に関する指導の手引」を活用し、児童生徒の発達の段階や実態に応じて、組織的、計画的に指導する。</p> <p>(4) 「薬物乱用防止教室」については、関係機関の専門家や学校薬剤師等との連携を図り、中学校においては学校保健計画に年1回以上開催するよう位置付ける。小学校においても地域の実情に応じて開催に努める。</p> <p>(1) 児童生徒の心身の変化について早期発見・早期対応ができるよう日常的な健康観察を重視し、個別の健康課題及び自校や地域の健康課題を把握する。</p> <p>(2) 児童生徒の健康課題を解決するために、養護教諭や学級担任等が相互に連携して、組織的に健康相談・個別指導を行い、個に応じたきめ細かな対応に努める。</p> <p>(3) 県の健康課題（「肥満」「う歯」「こころ・性」）及び自校や地域の健康課題については、家庭、関係機関及び、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家、地域との連携を図り、学校保健委員会等の保健組織活動を活用して健康課題解決に努める。</p>
<p>【安全】</p> <p>安全指導の充実を図り、危険を予測し、回避する能力を育成する。</p>	<p>(1) 学校事故対応に関する指針に基づき、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の見直しや周知徹底を図るとともに、緊急時に適切に対処できるよう訓練の在り方を工夫する。</p> <p>(2) 学校における事故の発生要因を分析し、適切な判断のもと行動がとれるよう、具体的な安全対応策を計画に組み入れて指導する。</p> <p>(3) 学年の発達段階に応じて「福島県自転車安全利用五則」を理解させるとともに、危険予測学習や体験的な学習を通して、正しい自転車運転の指導を充実する。</p> <p>(4) 学校の実情に応じ、関係機関等と連携した安全教室や防災訓練等を実施するなど、地域や関係機関との連携による学校安全体制の強化及び防災教育の充実に努める。</p> <p>(5) 施設・設備及び用具等については、定期点検はもとより使用前、使用中の点検を確実に実施し、不備があれば迅速かつ適切に対応する。</p>
<p>【食育・学校給食】</p> <p>「ふくしまっ子食育指針（平成28年3月）」に基づき、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育成する。</p>	<p>(1) 児童生徒の食に起因する健康課題を把握し、その解決を図るための取組を食育全体計画や年間指導計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて食育を推進する。</p> <p>(2) 栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心に教職員の役割を明確にするとともに、家庭や地域との連携を図った食育の推進体制を確立する。</p> <p>(3) 給食の時間については、地場産物の活用など学校給食を生きた教材として活用し、教科等における指導内容との関連を図りながら、年間を通じて計画的、継続的に指導する。</p> <p>(4) 「学校給食衛生管理基準」を遵守し、異物混入の防止や食中毒の絶無、食物アレルギー対策の徹底に努め、食の安全に対する意識を高める。</p>

防災教育（小・中）

防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自らの安全を確保したり自分の役割を自覚して行動したりするなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 学校や地域の実状及び児童生徒の実態に応じながら教育課程の全体構造を念頭に置いた指導計画の充実を図る。</p> <p>2 児童生徒が状況に応じ、主体的に考え判断し行動する態度や能力を高めるための指導の充実を図る。</p> <p>3 安全で安心な社会づくりに貢献しようとする態度を身に付けることができるよう指導を工夫する。</p>	<p>(1) 各教科等との関連を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に確実に位置付け、学校の全体計画を作成・改善するなど、防災教育に取り組む組織や体制を整備する。</p> <p>(2) 地域の地理的・歴史的観点を踏まえた実状や児童生徒の発達の段階に応じて、特に重点的に指導すべき災害の内容を示して計画を作成する。</p> <p>(3) 関係機関や各種団体等との連携を図った学校安全計画や危険等発生時対処要領の改善に努める。</p> <p>(1) 「放射線・防災教育指導資料」等を活用し、特別活動や道徳、総合的な学習の時間及び理科、社会科、保健体育科等の教科において、災害に関する基本的な知識と防災に対する意識を高めるための学習活動を工夫し実践する。</p> <p>(2) 幼稚園・小・中学校等や関係機関、各種団体等と連携した避難訓練を実施したり、地域の防災マップを作成したりして、より実効的な防災教育の推進に努める。</p> <p>(3) 「防災個人カード」や防災マップ等、具体的な資料を活用して、登下校中や在宅時等、学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との集合場所や連絡方法等、多様な場面を想定した場を設定し実践する。</p> <p>(1) 地域や自治体等と合同での避難訓練、避難所設営、防災学習等、実践的な場の設定を通して、発達の段階に応じて、自分の役割を理解した行動ができるようにする。</p> <p>(2) 自助・共助・公助の視点から地域社会の安全・安心に視野を広げ、地域の人々との幅広い交流やボランティア活動など、社会貢献や社会参加に関する活動の場を工夫する。</p>

放射線教育（小・中）

未来を拓く社会の一員として、放射線等に関する基礎的な知識や身の回りで行われている復興への取組を基に、自ら考え、判断し、行動できる力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 学校や地域の実状及び児童生徒の実態に応じた指導計画及び指導内容を工夫し、実践する。</p> <p>2 放射線等の基礎的な知識や身の回りで行われている復興への取組を基に、自ら考え、判断し、行動する力を育む指導方法を工夫する。</p> <p>3 放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てる。</p>	<p>(1) 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、学校安全計画や学校保健計画及び各教科等の指導計画に位置付けることや全体計画を作成するなどして学校全体で組織的、計画的に取り組む。</p> <p>(2) 各学年において、学級活動や道徳、総合的な学習の時間、各教科等で放射線等に関する内容にふれるなど、様々な機会を捉えて時間を確保し、繰り返し実践する。</p> <p>(3) 放射線教育の必要性について、家庭や地域及び関係機関との連携を図り、具体的で実効性のある指導を工夫する。</p> <p>(1) 文部科学省の「放射線副読本」や県教育委員会の「放射線・防災教育指導資料」等を効果的に活用し、客観的な立場から指導する。</p> <p>(2) 放射線等の利用や影響について、科学的な根拠を基に考えたり、判断したりする態度の育成に努める。中学校卒業時点で、他者に科学的な根拠を基に情報発信できる力を身に付けさせるよう努める。</p> <p>(3) 放射線等の性質について理解を深めるとともに、身の回りで行われている食品の安全管理や健康調査、除染作業等の復興に向けた様々な取組についての理解を深める学習の充実に努める。</p> <p>(1) 放射性物質を体に取り込まないようにするための方法や、放射線から身を守る方法を確実に身に付けさせ、普段から実践できるようにする。</p> <p>(2) 放射性物質を扱う施設等で事故が起きた場合の放射性物質に対する防護や避難の仕方を身に付けさせる。</p>

特別支援教育（小・中）

障がいについての基本的な理解のもとに、障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に学ぶことのできる教育環境を整備し、合理的配慮の提供を本人・保護者と合意形成を図るとともに、児童生徒一人一人に対して、充実した指導・支援を行う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
《学校全体》	
<p>1 校内の支援体制を整備し、全教職員で指導・支援する。</p>	<p>(1) 管理職のリーダーシップのもと、児童生徒を学習面・生活面など多面的に把握し、校内の全教職員の共通理解を図り、適切な指導・支援にあたる。</p> <p>(2) 校内研修等を実施し、全教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を図る。</p> <p>(3) 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会やケース会議を開催し、支援が必要な児童生徒の実態把握、支援内容・方法等の検討、実践、評価、改善を行う。必要に応じて、特別支援学校のセンター的機能等の活用を図る。</p> <p>(4) 障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行う。その際、教育課程に位置付けるとともに、児童生徒の教育的ニーズに合わせた合理的配慮の提供をし、教科及び領域等の目標が達成できるように努める。</p> <p>(5) 学校だよりや保護者会等において、家庭や地域へ特別支援教育に関する継続的な理解啓発に努める。</p>
<p>2 児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う。</p>	<p>(1) 家庭との共通理解を図ると共に、医療、保健、福祉等の関係機関と連携する。</p> <p>(2) 一貫した指導・支援を行うために、本人・保護者が参画し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成するとともに、それらを活用しながら指導・支援にあたる。</p>
《通常学級》	
<p>1 児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。</p>	<p>(1) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任等の校内の資源を十分に活用しながら、児童生徒の教育的ニーズを把握する。さらに合理的配慮の提供を本人・保護者と合意形成を図るとともに、「個別の教育支援計画」の作成・活用に努める。</p> <p>(2) 「個別の教育支援計画」を入学時や進級・進学時等に、学校間や担任間での引継ぎにおいて活用する。</p>
<p>2 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の工夫を図る。</p>	<p>(1) 前述の小・中学校教育の内容を十分に踏まえるとともに、「個別の教育支援計画」に明記した合理的配慮を提供しながら、支援を必要とする児童生徒へ具体的で分かりやすい指導法を工夫する。</p> <p>(2) 「個別の教育支援計画」や各教科等の年間指導計画をも</p>

とに、「個別の指導計画」を作成するとともに「個別の指導計画」を活用し、日々の指導・支援に努める。

- (3) 落ち着いた教室環境の整備や児童生徒がお互いの存在を認め合える学級経営について、学校全体で検討し実践する。

《特別支援学級・通級による指導》

1 児童生徒の障がいの状態に応じた、適切な教育課程を編成する。

- (1) 原則的には、小・中学校の通常の教育課程に準じるが、特に必要がある場合「学校教育法施行規則第138条」の規定に基づき、児童生徒の障がいの状態に応じた、自立活動を含めた特別の教育課程を適切に編成し、児童生徒一人一人の持てる力を最大限に伸ばできるように努める。

2 児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、目標を立て、課題を明確にして年間指導計画を作成・改善する。

- (1) 年間指導計画は、一人一人の実態や教育的ニーズに応じ、「小・中学校学習指導要領」の趣旨を踏まえながら、「特別支援学校学習指導要領」及び「同解説」等を参考に適切に作成する。
- (2) 年間指導計画の作成に当たっては、児童生徒一人一人の障がいの状態、本人の教育的ニーズ、生活経験や興味・関心の状況、各教科等で学習してきた内容や学習の程度等についてを十分に実態把握を行って作成する。
- (3) 学校の教育活動全体を通して、児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難さを主体的に改善・克服することができるように自立活動の充実に努める。

3 一人一人の教育的ニーズに基づき、社会的・職業的自立に向けた教育活動を展開し、授業の充実に努める。

- (1) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任、交流学級担当教員等の複数の教職員により、児童生徒の教育的ニーズを把握する。さらに合理的配慮の提供を本人・保護者と合意形成を図るとともに、「個別の教育支援計画」の作成・活用に努める。
- (2) 児童生徒の社会的・職業的自立を見据えて、長期、短期の指導のねらいや方針を明確にして必要な資質が養われるようにキャリア教育の充実に努める。
- (3) ① 特別支援学級では、通常の学級との積極的な交流及び共同学習を推進し、集団活動の場を意図的、組織的、計画的に確保する。実施に当たっては、交流及び共同学習におけるねらいを明確にして、「個別の教育支援計画」に明記された合理的配慮を提供し学びの充実に努める。
- ② 通級による指導では、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」等を活用して、児童生徒の在籍学校・学級の教職員と連携し、積極的に情報を共有する。通級による指導での学習内容と関連を図るとともに、「個別の教育支援計画」に明記された合理的配慮を提供することで、在籍学級における指導の効果を一層高めるよう努める。
- (4) 必要に応じて特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学級や通級による指導における授業や指導・支援方法の充実に努める。

4 指導と評価の一体化を図る。

- (1) 各教科・領域等の年間指導計画を基に作成した「個別の指導計画」に基づいて単元や授業のねらいを明確にし、指導と評価の計画を作成する。
- (2) 単元や授業のねらいに沿って、観点別に評価するとともに、児童生徒の学習状況を適切にとらえる評価の場面や方法等を設定する。さらに、児童生徒がどのような状況にあるかを分析して評価の結果に基づき適切な支援を行うなど授業の改善に生かす。

高等学校教育

生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育

教育内容・方法の改善・充実

- 中学校教育との一貫性に配慮しながら指導内容を精選し、基礎的・基本的な内容の確実な定着に努める。
- 自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを育成するため、個に応じた指導など指導方法の工夫改善に努める。
- 学習指導要領に示された目標に照らして、その実現状況をみる評価を一層重視するとともに、生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するなど、指導と評価の一体化を進め、授業の一層の改善充実に努める。
- 各教科・科目等の指導に当たっては、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実に努める。
- 生徒の個性の伸長や創造性の育成を図るため、多様な選択科目を設け、選択幅の拡大に努める。
- 単位制の趣旨を踏まえ、進級の弾力化等単位制の積極的な活用に努める。
- 国際化や情報化の進展に対応し、国際社会に生きる日本人としての資質や情報活用能力の育成に努める。
- 人権についての理解を深めさせるとともに、人権を尊重する心の育成に努める。
- 自然と人間とのかかわりなどについて理解を深めさせ、環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成に努める。
- 総合的な学習の時間については、各学校において、各学年の目標・内容を含めて学校としての全体計画を作成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するよう努める。
- 国家及び社会の形成者として必要な政治的教養を豊かにするための教育の充実に努める。

自己指導能力の育成を目指した生徒指導の充実

- 中学校との連携を一層深め、入学後の早い時期に生徒一人一人の実態を把握し、高校生活への適応指導の充実に努める。
- 生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実に努める。
- ホームルーム活動を中心とした特別活動や各教科・科目等を通じて、人間としての在り方生き方に関する指導の充実に努める。

キャリア教育の視点に立った進路指導の推進

- キャリア教育の視点に立って、望ましい勤労観・職業観を身に付けさせるとともに、生徒が自らの在り方生き方を考え、将来を見通して自主的・主体的に自己の進路を選択・決定できるよう、早期からの進路意識啓発に努める。

体育・健康に関する指導の充実

- 健康・安全で活力のある生活を営むために必要な資質や能力の育成に努める。特に、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導の充実に努める。
- 自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付けさせるとともに、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育成する。

「言語活動の充実」について

1 学習指導要領における「言語活動の充実」について

(1) 学習指導要領から

高等学校学習指導要領には、「生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、生徒の言語活動を充実すること。」と示されている。習得した知識・技能を活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのも、すべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは言語に関する能力であることを示したものである。また、言語は、論理的思考だけではなくコミュニケーションや感性・情緒の基盤であり、豊かな心を育む上でも言語に関する能力を高めていくことが求められている。

(2) 言語活動の充実に関する指導事例集について

文部科学省では、言語活動について、国語科で培った能力を基本に、すべての教科等において充実するために、言語活動の充実に関する基本的な考え方や言語の役割を踏まえた言語活動の充実を解説するとともに、優れた実践事例を収録した事例集を発行しており、校内研修や授業に生かしたい。

※言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～

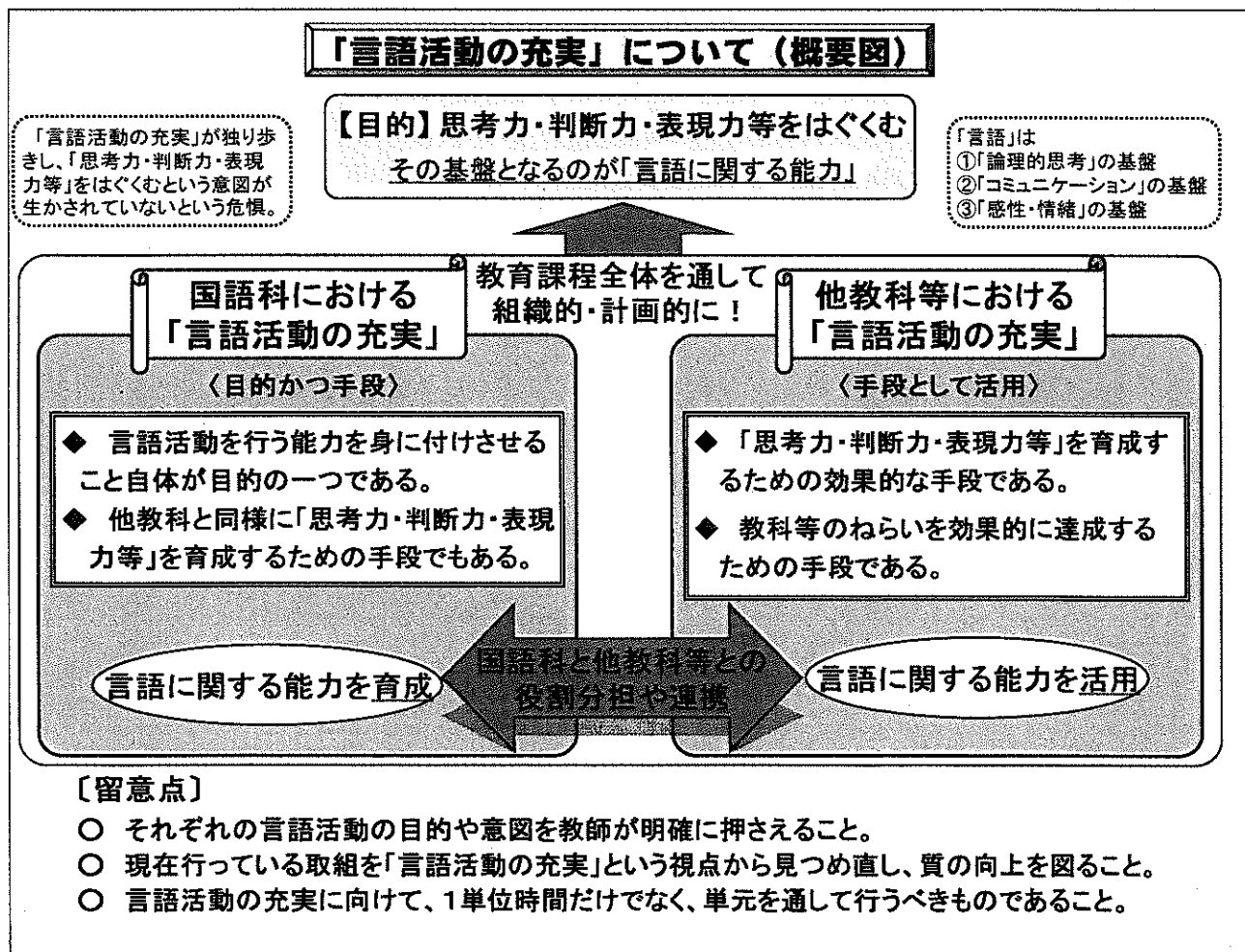
(高等学校版、平成24年6月発行) 文部科学省

※事例集は、各高等学校に1冊ずつ配付済み。また、文部科学省Webサイトからもダウンロード可能です。

【文部科学省Webサイト：<http://www.mext.go.jp/>】

2 県教育委員会の「言語活動の充実」についての取組

1のような観点から、県教育委員会としては、国語科とその他の各教科等での「言語活動の充実」についての役割や関連について、下の概要図のようにまとめた。



また、県教育委員会では、平成27年及び平成28年8月に、高等学校教育課程講習会で授業例DVDの参観と研究協議を実施し、各教科等における言語活動の充実に向けた取組を行っている。

学習評価について

1 学習評価の改善に関する内容

① 学習評価の意義・目的

- 生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すこと、個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善すること。

② 学習評価の改善に係る基本的な考え

- 学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する目標に準拠した評価を着実に実施すること。
- 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
- 学校や設置者の創意工夫を一層生かすこと。(現場主義を重視した学習評価の推進)

③ 効果的・効率的な学習評価の推進について

- 学習評価を、学習指導の改善や学校における教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付け、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施する。
- 学習評価の妥当性、信頼性等を高め、組織的・計画的に学習評価に取り組む。
- 教師の負担感の軽減のため、国等が示す資料を参考にしつつ評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量等の向上を図る。

(平成22年5月 文部科学省「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(通知)」(※1)、平成22年3月 中央教育審議会「児童生徒の学習評価の在り方について(報告)」に基づき整理)

2 評価の観点の設定

(1) 学習指導要領を踏まえた評価の観点に関する考え方

「関心・意欲・態度」

学校教育法及び学習指導要領の改正等により、主体的に学習に取り組む態度が学力の3つの要素の1つとして示されている。他の観点の資質や能力の定着に係る重要な要素でもあり、引き続き大切な観点。他の観点同様、目標に照らして「おおむね満足できる」状況にあるかどうかの評価を中心とする。

「思考・判断・表現」

従来の「思考・判断」に「表現」を加えて示し、この観点に係る学習評価を言語活動を中心とした表現に係る活動や生徒の作品等と一体的に行うことを明確化。

「技能」

各教科において習得すべき技能を生徒が身に付けているかどうかを評価。基本的には、これまで「技能・表現」で評価している内容は引き続き「技能」で評価することが適当。(例：算数・数学の式やグラフに表すことなど)

「知識・理解」

各教科において習得すべき知識や重要な概念等を生徒が理解しているかどうかを評価。従来の「知識・理解」の趣旨を踏まえた評価を行うことが重要。

(2) 各教科における評価の観点に関する考え方

上記の整理を基本としつつ教科の特性に応じて観点を設定。

各教科の観点については、国立教育政策研究所教育課程研究センターの資料を参照。

3 目標に準拠した評価の着実な実施について

(1) 目標に準拠した評価の着実な実施において必要なこと

一人一人の学習状況をきめ細かに把握し、学習状況に応じた指導の改善を行うことができるようにする(指導と評価の一体化)ためには、次の点が重要となる。

- ◇ 各教科の目標だけでなく、単元や内容項目レベルの指導の目標が整理され、明確になっていること。
- ◇ 生徒の学習状況において、どのような状態が学習指導のねらいが実現された状態であるか具体的に想定していること。

(2) 評価規準の適切な活用

目標に準拠した評価が観点別学習状況の評価として効果的に行われるよう、国立教育政策研究所教育課程研究センターで作成した資料等を参考にして、各学校において評価規準を設定する。評価規準を設定することで、生徒の学習状況の判断が教師の経験や主観に偏らない信頼性の高いものになる。

評価規準

学習指導要領の教科・科目の目標に基づいて定めた学習指導の目標を生徒が実現した状況を、評価の観点別に具体的に示したもの。

(3) 各学校における評価規準の設定に際しての参考事項

各教科における評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例（※2参照）
各教科における評価規準に盛り込むべき事項とは・・・

学習指導要領の各教科の目標及び内容の記述をもとに、学習評価及び指導要録の改善通知（※1）で示されている各教科の評価の観点及び趣旨を踏まえて作成したもの。

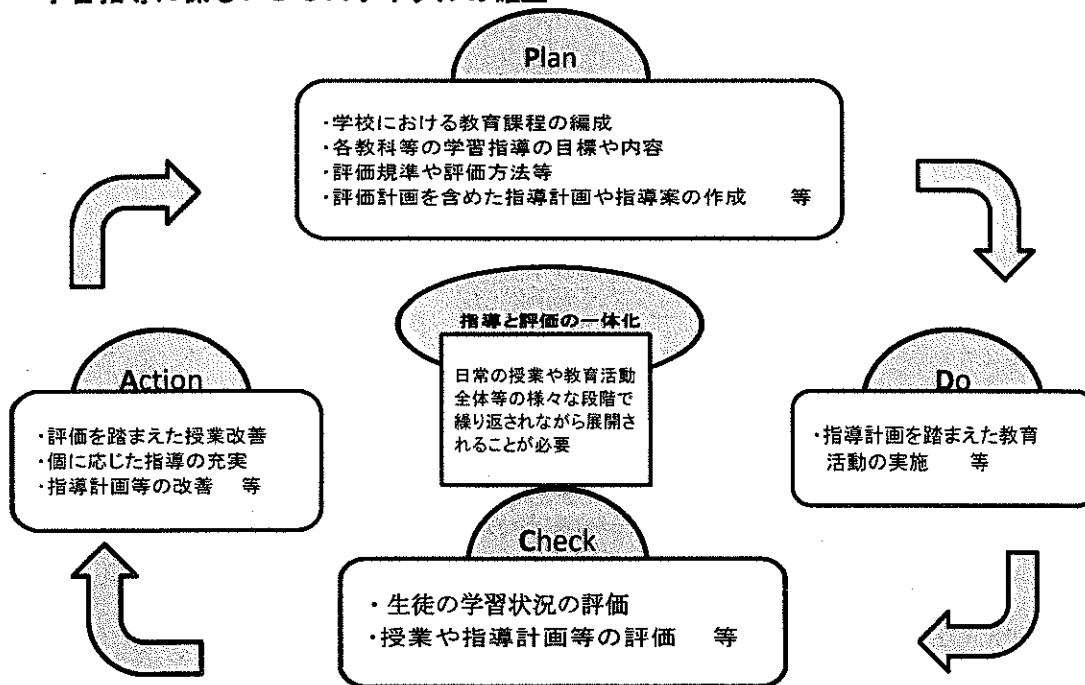
評価規準の設定例とは・・・

各学校において単元や題材ごとの評価規準や学習活動に即した評価規準を設定する際に参考となるよう「評価規準に盛り込むべき事項」をより具体化したもの。

評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例は、評価の観点別に「おおむね満足できる」状況を示すものである。

4 学習評価を踏まえた教育活動の改善

(1) 学習指導に係るPDCAサイクルの確立



学習評価を通じて、教師が授業の中で生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと等が求められる。また、このような学習指導に係るPDCAサイクルは、学校評価全体の枠組みの中で適切に位置付けられ、実施されることが必要である。

(2) 学校の創意工夫を生かす学習評価の推進

学習評価について、各学校における教育の目標や学習指導に当たって重点を置いている事項を、評価規準の作成等に生かすなどして、教育課程や学習指導の改善に結び付けるなど、学校の創意工夫を一層生かしていく方向で改善を図っていくことが求められる。

5 評価方法等の工夫・改善

観点別学習状況の評価を円滑に実施するに当たっては、適切な評価時期を設定することや学習指導の目標に沿った学習評価を行うこと等が重要である。

(1) 評価方法の工夫改善

各教科の学習活動の特質、評価の観点や評価規準、評価の場面や生徒の発達段階に応じて、観察、対話、ノート、ワークシート、学習カード、作品、レポート、ペーパーテスト、質問紙、面接などの様々な評価方法の中から、その場面における生徒の学習の状況を的確に評価できる方法を選択していくことが必要である。

評価を適切に行うという点のみでいえば、できるだけ多様な評価を行い、多くの情報を得ることが重要であるが、他方、このことにより評価に追われてしまえば、十分に指導ができなくなるおそれがある。生徒の学習状況を適切に評価し、その評価を指導に生かす点に留意し、教師が指導の過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが重要である。

(2) 評価時期の工夫

授業改善のための評価は日常的に行われることが重要である。一方で、指導後の生徒の状況を記録するための評価を行う際には、単元等ある程度長い区切りの中で適切に設定した時期において「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価することが求められている。

「関心・意欲・態度」については、表面的な状況のみに着目することにならないよう留意するとともに、教科の特性や学習指導の内容等も踏まえつつ、ある程度長い区切りの中で適切な頻度で「おおむね満足できる」状況等にあるかどうかを評価するなどの工夫を行うことも重要である。

なお、各学校で年間指導計画を検討する際、それぞれの単元（題材）において、観点別学習状況の評価に係る最適な時期や方法を観点ごとに整理することが重要である。これにより、評価すべき点を見落とししていないかを確認するだけでなく、必要以上に評価機会を設けて評価資料の収集・分析に多大な時間を要するような事態を防ぐことができ、各学校において効果的・効率的な学習評価を行うことにつながると考えられる。

(3) 学習指導の目標と学習活動の関係

各教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る学習活動と思考力、判断力、表現力等の育成を図る学習活動は相互に関連し合っており、はっきりと分類されるものではない。たとえば、同様の学習活動であっても、教師の指導のねらいに応じ、「知識・理解」や「技能」の評価に用いられることも、「思考・判断・表現」の評価に用いられることもあると考えられる。また、学習指導の目標に照らして実現状況を評価するという目標に準拠した評価の趣旨に沿って、学習活動を通じて生徒に身に付けさせようとしている資質や能力を明確にした上で、それに照らして学習評価を行うことが重要である。

(4) 効果的・効率的な学習評価の推進

学校や設置者においては、国等が示す評価に関する資料を参考にしつつ、評価規準や評価方法の一層の共有や教師の力量の向上等を図り、学習評価の妥当性、信頼性を高めるとともに、教師の負担感を軽減するための組織的・計画的な学習評価の推進が重要である。

□参考資料□

(※1)

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日 文部科学省初等中等教育局長）

(※2) 国立教育政策研究所教育課程研究センター

○ 評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料

(高等学校 「共通教科」) 平成24年7月

(高等学校 「専門教科」) 平成25年3月

○ 総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料(高等学校) 平成24年7月

掲載先：<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryou.html>

国 語

国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 教科及び科目の目標、生徒の実態等を踏まえた指導計画を作成する。	<p>(1) 指導計画の作成に当たっては、教科・科目の目標を的確に把握し、小・中学校との系統性にも配慮しながら、各学校の生徒の実態、特性等に応じた適切な指導計画を作成する。</p> <p>(2) 国語科の目標に示された各項目は、相互に有機的に関連しあうものであることに十分留意し、適切な言語活動を取り入れるなど、効果的な指導がなされるよう配慮する。</p> <p>(3) 「A話すこと・聞くこと」、「B書くこと」、「C読むこと」及び「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の密接な関連を図り、社会人として必要な基礎的、基本的な国語力の育成を図る。</p>
2 社会人として必要な基礎的、基本的な国語力の育成を図る。	<p>(1) 「A話すこと・聞くこと」の指導に当たっては、自分の考えについて根拠を明確にして述べたり、目的や場に応じて表現の仕方を工夫したりするとともに、互いに批評し合うなどして、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることを重視する。</p> <p>(2) 「B書くこと」の指導に当たっては、目的に応じて題材を選び、論拠に基づいて自分の考えを文章にまとめるとともに、優れた表現に接したり、自己評価や相互評価を行ったりすることを通して、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることを重視する。</p> <p>(3) 「C読むこと」の指導に当たっては、文章の内容を叙述に即して的確に読み取ったり、文章に描かれた人物、情景、心情等を表現に即して読み味わったりすることを通して、書き手の意図に触れるとともに、幅広く本や文章を読むことにより、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることを重視する。</p> <p>(4) 計画的に学校図書館を利用させ、読書活動を積極的に推進し、幅広い読書を日常生活に根付かせる。</p>
3 言語活動の充実を図る。	<p>(1) 思考力・判断力・表現力等を育むことに資するよう、言語活動を通して指導事項について指導するという枠組みを再確認し、指導事項にふさわしい言語活動を取り入れ、授業を改善する。</p> <p>(2) 言語に関する能力を育む教科として、言語活動を行う能力を培い、各教科の目標の達成に資する。</p>
4 指導と評価の一体化を図る。	<p>(1) 評価に当たっては、「関心・意欲・態度」「話す・聞く能力」「書く能力」「読む能力」「知識・理解」の5つの観点に基づいて評価する。</p> <p>(2) 教育活動の特質や評価の目的に応じ、評価方法、評価の場面や時期などについて適切な方法を工夫し、生徒の成長の状況を総合的に評価し、学習指導の改善に生かす。</p>

地理歴史

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 指導計画の改善及び充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地理歴史科の全体の目標と各科目の目標、内容を的確に把握し、科目間や公民科をはじめとする他教科との関連を図るとともに、地域や学校の実態と生徒の能力、適性、進路等を考慮した指導計画の作成に努める。 (2) 小・中学校の学習内容との関連に留意し、歴史的思考力や地理的な見方や考え方が育成されるよう指導計画の作成に努める。 (3) 学び方を学ぶ学習や主題学習等の多様な学習を生徒に保障するよう、指導内容の重点化を図り、各内容に適切な授業時間を配分して、バランスの取れた指導計画の作成に努める。
2 指導内容の精選及び構造化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒の実態を踏まえるとともに、各科目の特性に応じて、基礎的・基本的な内容を重点化し、生徒の学習効果が上がるよう教材の構造化を図る。 (2) 生徒の思考過程を重視した学習をより有効に進めるため、適切な資料の作成、準備について工夫する。
3 学習指導法の研究と授業の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒の能力、適性、進路等が多様化していることを踏まえ、指導の個別化、学習の個性化の観点から、生徒自ら学ぶ意欲を高める指導法を工夫し、その実践に努める。 (2) 各科目における課題を探究する学習を充実させることにより、生徒の理解や思考が一層深まり、主体的に学習に参加するように努める。 (3) 写真、図版、統計等の資料を活用し、生徒の思考力を高める指導法を工夫するとともに、生徒自らが的確に表現する力を育成するため、論述、討論等の言語活動の充実を図る。
4 指導と評価の一体化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 評価に当たっては、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「資料活用の技能」「知識・理解」の4つの観点を重視する。 (2) 学習活動の内容や評価の目的に応じ、評価規準、評価方法、評価の時期や場面などについて工夫するとともに評価の結果を学習指導の改善に生かすように努める。
5 必履修科目と選択科目の関連を図る。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生徒が主体的に科目選択ができるように配慮するとともに、必履修科目と選択科目、及び選択科目相互の有機的関連を一層図るよう研究を深める。 (2) 各科目とも、生徒の実態を踏まえ、身近で具体的な事象を教材化して、思考力や判断力及び資料活用の技能を養う。

公 民

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 指導計画の改善及び充実を図る。	<p>(1) 公民科の全体の目標と各科目の目標、内容を的確に把握し、科目間や地理歴史科をはじめとする他教科との関連を図るとともに、地域や学校の実態と生徒の能力、適性、進路等を考慮した指導計画の作成に努める。</p> <p>(2) 小・中学校の学習内容との関連に十分留意し、現代社会について理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方に対する自覚を育て、生徒一人一人が主体的に生きるための能力や態度が育成されるような指導計画の作成に努める。</p> <p>(3) 課題を追究する学習等の多様な学習を生徒に保障するよう指導内容を重点化し、各内容に適切な授業時間を配分して、バランスの取れた指導計画の作成に努める。</p>
2 指導内容の精選及び構造化を図る。	<p>(1) 生徒の実態を踏まえ、基礎的・基本的な内容を精選し、生徒の学習効果が上がるよう教材の構造化を図る。</p> <p>(2) 生徒の思考過程を重視した学習をより有効に進めるため、適切な資料の作成、準備について工夫する。</p>
3 学習指導法の研究と授業の充実を図る。	<p>(1) 生徒の能力、適性、進路等が多様化していることを踏まえ、指導の個別化、学習の個性化の観点から、生徒が自ら学ぶ意欲を高める指導法を工夫し、その実践に努める。</p> <p>(2) 各科目における課題を探究する学習を充実させることにより、生徒の理解や思考が一層深まり、主体的に学習に参加するように努める。</p> <p>(3) 写真、図版、統計等の資料を活用し、生徒の思考力を高める指導法を工夫するとともに、生徒自らが的確に表現する力を育成するため、論述、討論等の言語活動の充実を図る。</p>
4 指導と評価の一体化を図る。	<p>(1) 評価に当たっては、「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「資料活用の技能」「知識・理解」の4つの観点を重視する。</p> <p>(2) 学習活動の内容や評価の目的に応じ、評価規準、評価方法、評価の時期や場面などについて工夫するとともに評価の結果を学習指導の改善に生かすように努める。</p>
5 科目間の関連を図る。	<p>(1) 生徒が主体的に科目選択ができるように配慮するとともに、科目相互の有機的関連を一層図るよう研究を深める。</p> <p>(2) 各科目とも、生徒の実態を踏まえ、身近で具体的な事象を教材化して、思考力や判断力及び資料活用の技能を養う。</p>

数 学

数学的活動を通して、数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め、事象を数学的に考察し表現する能力を高め、創造性の基礎を培うとともに、数学のよさを認識し、それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 生徒の実態を踏まえた具体的な指導計画の作成に努める。	(1) 3年間を通して身に付けさせたい内容を明確にするとともに、中学校までの学習内容や各科目との関連を考慮し、学習内容の系統性・関連性に配慮した指導計画の作成に努める。 (2) 生徒の実態に応じて教材を精選し、学習内容の焦点化を図る。 (3) 生徒一人一人の能力や進路希望等に応じ、指導の充実を図る。
2 生徒の学びを深める指導方法の工夫と改善に努める。	(1) 授業の目標を明確にする。 (2) 数学的活動を充実させる。 ① 具体例を工夫したり結果を予想させたりするなど、課題や問題を自分事にさせる工夫をする。 ② 生徒の誤りや疑問を積極的に取り上げ、生徒が互いに学び合う場面を効果的に取り入れる。 ③ 学習した内容を生活と関連付け、具体的な事象の考察に活用したり、数学的に発展させたりする。 ④ 日々の授業において、生徒自身が授業を振り返り、自分の理解を確認する機会を設ける。 (3) 学習活動にコンピュータや教育機器などを活用することにより、学習の効果を高める。 (4) 教科会を充実させるとともに、教科内の連携を図り、指導方法の工夫と改善に努める。
3 言語活動の充実を図る。	言葉や数、式、図、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの言語活動を、明確にされたねらいに応じて授業過程に位置付ける。
4 評価の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 目標に準拠した評価と観点別評価の考え方及び評価の総括について一層理解を深めるとともに、4つの観点に基づき、指導と評価の一体化を図る。 (2) 評価を授業に生かす工夫をし、授業の改善に努める。 (3) 評価の方法・場面・時期などを工夫することにより、生徒のよさや可能性を見いだし自己実現に役立つ評価となるよう努める。

理 科

自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 生徒の実態等に応じて指導計画を作成する。</p>	<p>指導計画の作成に当たっては、次の点に配慮する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的を明確に把握し、見通しをもって観察・実験などを主体的に行い、自然の事物・現象に対する興味・関心や探究心を高め、科学的に探究する能力と態度を育成する。 (2) 科学の基本的な概念や原理・法則を理解させ、体系化された知識に基づいて、自然の事物・現象を分析的、総合的に考察する能力を養い、科学的な自然観を育成する。 (3) 各科目の指導内容については、中学校理科との関連を十分考慮するとともに、他の科目の内容との関連に留意する。 (4) 生徒の特性、進路等に応じて、適切な科目の履修ができるよう配慮する。 (5) 生徒の実感を伴った理解を図るために、大学や研究機関等と連携、協力を図る。 (6) 観察、実験などの結果を分析し解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現する学習活動の充実を図るために、言語活動をどの場面で行うか等を、指導計画に明確に位置付ける。 (7) 生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図るとともに、環境問題や科学技術の進歩と人間生活にかかわる内容等については、科学的な根拠に基づいて考察させるように努める。 (8) 情報の収集・検索、計測・制御、結果の集計・処理などにおいて、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を積極的に行う。
<p>2 評価の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 学習評価の在り方を見直すとともに、個に応じた指導の充実を図る。 (2) 学習指導要領を踏まえ「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「観察・実験の技能」「知識・理解」に基づく適切な観点を設定し、目標に準拠した評価による観点別学習状況の評価や評定を着実に実施し、生徒一人一人の学習の定着を図る。
<p>3 薬品の管理や観察、実験中の事故防止について、適切な措置を講ずる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 器具、薬品等の管理については、関連する法規等に従い、事故防止について十分留意するとともに、使用薬品の管理及び廃棄について適切な措置を講ずる。 (2) 事故防止の観点から、観察、実験においては、生徒に基本操作や正しい器具の扱い方などを習熟させるとともに、適切な服装等について指導する。 (3) 緊急事態の発生に備えて、連絡先、負傷者への応急処置、病院への連絡、他の生徒に対する指導等について準備する。

保健体育

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学習指導要領の理念を踏まえた指導計画を作成する。	(1) 学習指導要領の改訂の趣旨を理解し、生徒が学習したことを実生活や実社会において生かせることを重視するとともに、各学年における目標や内容の系統性、発展性を明確にした指導計画を作成する。 (2) 体育では、その内容の習熟を図ることができるよう、各領域に適切な授業時数を配当する。
2 生徒が自主的・自発的な学習を行うことができるよう指導方法の改善を図る。	[体 育] (1) 生徒が運動の特性や自己の能力に応じて自ら進んで運動種目を選択し、学習内容の深化が図られるよう、履修方法を工夫する。 (2) 運動そのものの楽しさや心地よさを味わい、精神的なストレスなどの解消に役立てることができる「体づくり運動」の学習を通して、健康や体力の必要性を認識させ、日常生活で継続的に実践できる能力を育てる。 [保 健] (1) 心身の健康の保持増進のため、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自己の健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力の育成を重視する。 (2) 生徒の思考力・判断力等を育成するため、知識を活用する学習活動や実習、実験及び課題学習などを取り入れるとともに、地域や学校の実情に応じて養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員など専門性を有する教職員等の参加・協力を推進する。 (3) 心と体を一体的にとらえ、「保健」と「体育」の内容を密接に関連づけて指導する。
3 言語活動の充実を図る。	(1) コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、主体的な学習活動が充実するよう、言語活動を重視する。
4 指導と評価の一体化を図る。	(1) 生徒の学びの姿を的確に評価し、個に応じた指導の充実に努める。 (2) 内容のまとまりごとの評価規準を作成するとともに、評価計画に基づき評価方法等を具体化する。
5 体力・運動能力の向上を図る。	(1) 「体づくり運動」、「体育理論」の指導内容を明確にし、体力づくりの意義やスポーツの合理的、計画的な実践等についての理解を深め、生徒自らが身体能力を高められるよう学習活動を工夫する。 (2) 体力の測定について計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用することができるよう、年間の指導計画を作成する段階で具体化する。 (3) 新体力テスト等の結果を踏まえ、自校及び個人の体力・運動能力の課題の解決に向けて体力向上推進計画を作成し、確実に実践する。特に柔軟性と体幹の強化を意識し、補強運動等の工夫改善を図る。
6 健康・安全に関する指導を徹底し、未然に事故防止を図る。	(1) 安全を十分に確保するため、体育施設・設備及び用具等の定期、臨時及び日常の安全点検を確実に実施する。 (2) 生徒一人一人の健康状態や技能の程度を十分掌握して指導に当たり、事故を未然に防止する。 (3) 授業時の事故防止に万全を期すとともに、事故発生時の連絡体制・緊急体制を整備する。また、応急手当や心肺蘇生法、AEDの使用についての手順や方法を理解し身に付ける機会を設けるよう努める。

芸 術

芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 生徒の個性を生かした創造的な活動を行い、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育て、芸術文化についての理解を一層深め尊重する態度を養う。</p>	<p>(1) 単元・題材の指導計画及び授業について、指導目標及び評価の観点を明確にするとともに学習構造の把握に基づいた指導と評価を行う。</p> <p>(2) 生徒一人一人が創造的な活動を主体的に展開できるよう、指導過程や学習形態について工夫改善を行う。</p> <p>(3) 学習指導要領改訂のポイントについて一層研究を深める。</p> <p>音楽 ・ 様々な要素が関連し合い音楽が形づくられていることに留意しながら、学習の対象となる要素の明確化を図る。 ・ 音楽の学習に即した言語活動の更なる充実を図る。 ・ 知的財産権の配慮に関する指導。</p> <p>美術 ・ 「A表現」の指導事項を「発想や構想の能力」と「創造的な技能」に分けて整理。 ・ 「B鑑賞」における適切かつ十分な授業時数と言語活動の充実を図る。</p> <p>工芸 ・ 「A表現」の指導事項を「身近な生活と工芸」と「社会と工芸」により再構成。</p> <p>書道 ・ 総合的な書についての理解が深められるよう「書道Ⅰ」においては、「A表現」の三分野をすべて学習する。 ・ 「B鑑賞」における言語活動の充実を図る。</p>
<p>2 生徒の学習ニーズ等に応じた教育課程や各科目の年間指導計画の改善に努めるとともに、新学習指導要領の趣旨を生かした年間指導計画の研究に努める。</p>	<p>(1) 生徒の進路希望や興味・関心などの学習ニーズに対応した多様な選択科目の弾力的な開設について配慮する。</p> <p>(2) 生徒の実態及び小・中学校における指導内容との接続や系統性に配慮した年間指導計画を作成する。特に「書道」については、中学校国語科の書写からの円滑な接続を図る。</p> <p>(3) 生涯にわたって多様な芸術文化に親しむ生徒を育てる観点から、表現活動との関連を図りつつ鑑賞活動の一層の充実に努める。特に我が国の伝統音楽を含めた音楽文化、我が国の美術や文化、書の文化について学習を重視する。</p>
<p>3 評価方法の工夫と改善に努める。</p>	<p>(1) 各教科の特性に応じた評価の観点及びその主旨を踏まえ、適切な評価規準を設定する。</p> <p>音楽：「音楽への関心・意欲・態度」「音楽表現の創意工夫」「音楽表現の技能」、「鑑賞の能力」</p> <p>美術・工芸：「美術（工芸）への関心・意欲・態度」「発想や構想の能力」「創造的な技能」「鑑賞の能力」</p> <p>書道：「書への関心・意欲・態度」「書表現の構想と工夫」「創造的な書表現の技能」「鑑賞の能力」</p> <p>(2) 生徒一人一人の主体的な学習活動の展開を支援するとともに授業の改善に生きる評価の在り方と実際について研究を進める。また、自己評価や相互評価を効果的に生かす工夫に努める。</p>

外国語（英語）

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 各科目の特性に応じて、生徒に身に付けさせたい能力を明確にして、年間、学期又は単元ごとの指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 各科目について相互の関連を図り、発展的、系統的な指導ができるようにする。 (2) 各科目の指導内容については、各事項のまとめ方及び重点の置き方に適切な工夫を加えて、効果的な指導ができるようにする。 (3) 学校や生徒の実態等に応じて義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を行うことで、高等学校段階の学習に円滑に接続できるようにする。 (4) 学習到達目標をCAN-DOリストの形で設定・公表し、達成状況を把握することにより、指導と評価、授業の改善を図る。 (5) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動を重視する。</p>
<p>2 4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成する言語活動を充実する。</p>	<p>(1) 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能の総合的な指導を通して、これらの4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成する言語活動を充実する。（知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を育成するための有効な手立てとして、言語活動を充実する。） (2) 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。 (3) コミュニケーション能力を養うために、生徒が実際に情報や考えなどの受け手や送り手となってコミュニケーションを行う活動を充実する。その際、言語の使用場面や言語の働きを適切に組み合わせることにより、各言語活動が効果的なものとなるように留意する。 (4) 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、当該文法を実際に用いて言語活動を行うことにより、文法をコミュニケーションに活用することができるようにするための指導を行う。 (5) 指導すべき語数が充実したことを踏まえ、コミュニケーションを内容的に充実したものとする。 (6) 各科目の指導に当たっては、指導方法や指導体制を工夫し、ペアワーク、グループワーク等を適宜取り入れたり、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク等を適宜指導に生かしたりするとともに、外国語指導助手（ALT）とのチーム・ティーチングを効果的に活用する。</p>
<p>3 目標に準拠した学習評価により、観点別学習状況の評価を行う。</p>	<p>(1) 目標に準拠した評価による観点別学習状況の評価に当たっては、「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」「外国語表現の能力」「外国語理解の能力」「言語や文化についての知識・理解」の4つの観点を重視する。 (2) 教育活動の特質や評価の目的に応じ、評価方法、評価の場面や時期などについて適切に工夫し、生徒の学習状況を総合的に評価するとともに、評価を指導の改善に生かす。</p>

家 庭

共通教科「家庭」では、人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

専門教科「家庭」では、家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発達を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学科や教科及び科目の目標、生徒の実態等を踏まえた指導計画を作成する。	(1) 教科・科目の目標を的確に把握し、各学校の生徒の実態や特性等に応じた適切な指導計画を作成する。 (2) 共通教科「家庭」においては、小学校家庭科、中学校技術・家庭科の学習内容を踏まえるとともに、学習指導要領に示される各項目間の関連を図り、系統的な学習ができるよう、指導計画を作成する。 (3) 普通科等においては、生徒の進路等を考慮し、適切な科目を選択する。 (4) 家庭に関する学科においては、生活産業に従事するスペシャリストを育成する視点から、就業体験などを取り入れた指導計画を作成する。
2 家庭や地域の生活及び生活産業と関連付け、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を充実する。	(1) 共通教科では生活を創造する主体として、専門教科では生活産業に従事する者として、必要な基礎的・基本的な知識と技術を、実践的・体験的な学習を通して定着させるよう努める。 (2) 習得した知識と技術を活用し、生活や生活産業にかかわる問題を主体的、合理的に解決できるように、指導方法を工夫する。 (3) ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動においては、自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けるよう指導する。
3 言語活動の充実を図る。	(1) グループで生活上の課題解決を目指す活動を行う等言語活動を工夫することにより、思考力・判断力・表現力が身が付くよう指導する。
4 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価の考え方について理解を深める。 (2) 目標の実現状況を的確に把握し、生徒の学習指導の改善に生かす評価を実践する。
5 事故や食中毒防止のため、安全管理や衛生管理を徹底する。	(1) 実習室などの安全管理や衛生管理を徹底するとともに、学習環境の整備に努める。 (2) 器具や材料の安全で衛生的な管理と取扱いについての指導を徹底し、事故や食中毒を防止する。

情 報

情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校や生徒の実態等に応じて指導計画を作成する。	<p>(1) 中学校での情報教育の成果を踏まえ、共通教科「情報」での学習が他の各教科・科目等の学習に役立つよう、他の教科・科目等との連携を図りながら指導計画を作成する。</p> <p>(2) 情報活用能力を確実に身に付けさせるために、実習と座学のバランスを考慮した適正な実習時間を確保して、十分な学習活動ができるように配慮するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れるように努める。</p> <p>(3) 情報機器を活用した学習を行うに当たっては、生徒の健康と望ましい習慣を身に付けさせる観点から、適切な作業環境と望ましい習慣で情報機器を活用することの大切さを理解させる。</p>
2 「情報活用能力」を育成するために、指導方法を工夫・改善する。	<p>(1) 情報教育の目標の3つの観点である「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」を相互に関連付けて、バランスよく育てることができるよう、指導方法を工夫・改善する。</p>
3 情報モラルの育成を図る。	<p>(1) 内容の全体を通して知的財産や個人情報の保護などの情報モラルの育成を図る。</p> <p>(2) 何々してはいけないという対処的なルールを身に付けさせるだけでなく、それらのルールの意味を正しく理解させ、新たな場面でも正しい行動がとれるような考え方と態度を身に付けさせる。</p>
4 言語活動の充実を図る。	<p>(1) 生徒が主体的に考え、討議し、発表し合う学習活動を取り入れ、言語活動の充実を図り、新たな情報を創り出したり、分かりやすく情報を表現したり、正しく伝達したり、他者と共同して問題を適切に解決する学習活動を充実する。</p>
5 評価方法の工夫・改善に努め、指導方法の改善及び指導と評価の一体化を図る。	<p>(1) 目標に準拠した評価及び「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価を行う。</p> <p>(2) 絶えず指導の成果を検証し、指導方法の改善に努めるとともに、生徒一人一人の変容を的確に把握して、適切な評価ができるように工夫する。</p>

農 業

農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の社会的な意義や役割について理解させるとともに、農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な農業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 各科目の目標をとらえ、学校や生徒の実態に即した指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 科目「農業と環境」における栽培や飼育、環境の調査など体験的、継続的な学習活動を通して、農業生物の成長や環境創造の喜びを体験させ、農業への興味・関心を高める指導を行う。</p> <p>(2) 実験・実習などの実践的・体験的な学習を十分に確保し、農業及び農業関連産業を志向するよう指導計画を工夫する。</p> <p>(3) 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、外部人材の積極的な活用に努め、職業意識を育成する。</p>
<p>2 基礎・基本の確実な定着を図るとともに、言語活動を充実させコミュニケーション能力や課題解決能力を育成するための指導方法を工夫・改善する。</p>	<p>(1) 個に応じた指導や「わかる授業」の実践に心がけ、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図る。</p> <p>(2) 生徒の実態を考慮し、特別な配慮が必要な場合には、基礎的・基本的な事項が確実に身に付くよう内容を精選するとともに、実験・実習など指導の工夫をこらす。</p> <p>(3) 実験・実習を通して、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを育むよう指導法の改善に努める。</p> <p>(4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の積極的かつ効果的な活用を図り、学習効果を高める。</p> <p>(5) プロジェクト学習を積極的に取り入れ、学習の過程を通して、課題解決型学習の面白さを実感させる。</p> <p>(6) 課題解決能力や創造性を養う観点から、科目「課題研究」についての研究を積極的に行い、成果について発表する機会を設けるなど言語活動の充実に努める。</p> <p>(7) 学校農業クラブの位置付けを明確にし、活動の活性化を図るための指導の工夫・改善を行い、活動の充実に努める。</p> <p>(8) 農業学習の場としての学校農場の位置付けを明確にし、その機能を十分に生かすことのできる運営に努める。</p> <p>(9) 環境・エネルギーに関する内容や食の安全等への対応に関する内容を充実させ、倫理観の育成に努める。</p> <p>(10) 教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める。</p>
<p>3 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>(1) 目標に準拠した評価及び「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価を行う。</p> <p>(2) 絶えず指導の成果を検証し、個々の生徒の変容を的確に把握した指導方法及び効果的な評価方法の工夫を行う。</p>

工 業

工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境及びエネルギーに配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、工業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 将来の専門性の基礎・基本の徹底を図るため、実験・実習等の実際的・体験的な学習を重視して指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 実験・実習の内容の精選とシステム化を図り、将来の専門性の基礎的・基本的な知識と技術を実際的・体験的学習をとおして習得できるように指導計画を作成する。</p> <p>(2) 生徒の進路希望等に応じて選択制・類型を導入するなど、特色ある多様な教育課程の編成に努める。</p> <p>(3) 問題解決能力、実践力、創造力などを養うため、課題解決型学習を教育課程の中に位置付けるとともに、学科の特性に応じた資格取得を推進できるように配慮する。</p> <p>(4) 施設・設備の整備を行い、その有効利用を図るとともに、安全教育や環境問題に関する教育の徹底にも努める。</p>
<p>2 思考力、判断力、表現力等の育成を図るため、言語活動を充実し、授業の構成や指導の在り方を工夫・改善する。</p>	<p>(1) 工業各科目の目標と指導事項との関連及び生徒の発達段階や言語能力を踏まえて言語活動を適切に位置づける。</p> <p>(2) 各科目の教育内容として、記録、要約、説明、論述、討論などの学習活動の充実を図り、効果的な指導を行う。</p>
<p>3 主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決する能力を身に付けることができるように、指導方法を工夫・改善する。</p>	<p>(1) 工業の基礎的な技能・技術を総合的な実験・実習により体験させ、興味・関心を喚起し、工業の意義や役割を理解させるように努める。</p> <p>(2) 具体的な事象をとおして学習させ、工業各科の専門教育に必要なとされる数理的な処理能力の育成に努める。</p> <p>(3) 校内研修を中心として、組織的・継続的に研究実践を進め、教師の専門性と指導力の向上に努める。</p> <p>(4) 多様化した生徒の能力や適性の伸長を図るために、学習の個別化に努める。</p>
<p>4 評価方法の工夫・改善に努め、指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>(1) 目標に準拠した評価及び「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価を行う。</p> <p>(2) 絶えず指導の成果を検証し、指導方法の改善に努めるとともに、生徒一人一人の変容を的確に把握して、適切な評価ができるように工夫する。</p>

商 業

商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスの意義や役割について理解させるとともに、ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって行い、経済社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 商業に関する基礎的・基本的な知識と技術の確実な習得を目指すとともに、知識と技術を活用する上で必要となる思考力、判断力、表現力等を育成するように努める。</p>	<p>(1) 商業を学ぶ目的や学び方等についてガイダンスし、目的意識の高揚と学習意欲の向上に努める。</p> <p>(2) 商業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、経済社会を取り巻く環境の変化や生徒の多様な進路へ対応した指導内容や指導方法を吟味して指導計画を作成する。</p> <p>(3) 生徒の個性の理解に努め、個に応じた指導方法を確立するとともに、適切な教材の選定や教育機器の活用を図るなど指導方法の改善に努め、個性の伸長を目指した指導計画を作成する。</p> <p>(4) 生徒の実態や学科の特性等を考慮し、資格取得や競技会への挑戦など、目標をもった意欲的な学習を通して確実な知識と技術の定着を図る。</p> <p>(5) 商業の科目の内容を確実に身に付けさせるために実験・実習などの体験的な学習を一層重視し、これに充てる授業時数を確保するようにする。</p>
<p>2 実際の・体験的な学習を通して、ビジネスの諸活動を主体的、合理的、かつ倫理観をもって行う態度の育成を図るとともに、言語活動の充実を図り、コミュニケーション能力の育成に努める。</p>	<p>(1) 自ら課題を発見し、解決できる能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を養う観点から、「課題研究」についての工夫改善に努める。</p> <p>(2) 「総合実践」が実践的活動による総合的な科目であることを踏まえ、学科の目標が十分達成できる特色ある実践体系づくりを目指す。</p> <p>(3) キャリア教育を推進するために、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界の人々と協力を積極的に得るように配慮する。</p> <p>(4) 言語活動の充実においては、ビジネスの諸活動に関する具体的な事例を取り上げ、考察、討論、発表などを行う学習活動や、ビジネスに関する具体的な課題を設定し、様々な情報を収集・分析・評価し、発表するなどの学習活動を充実する。その際、起業家教育や知的財産教育の視野にも配慮する。</p> <p>(5) 各分野において、顧客満足実現能力、ビジネス探求能力、会計情報提供・活用能力、情報処理・活用能力の育成に努めるとともに、倫理観、順法精神、規範意識、責任感、協調性など、ビジネスに必要な豊かな人間性を育むよう配慮する。</p>
<p>3 情報教育の積極的な推進を図る。</p>	<p>(1) 情報セキュリティ及び情報モラルに関する指導の充実を図る。</p> <p>(2) 情報通信機器の授業への積極的な活用を図り、指導の効果を高めるとともに、商業教育における情報の処理・活用能力を育成するための研究を推進する。</p>
<p>4 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>(1) 目標に準拠した評価及び「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価の考え方について一層の理解を深め、適切な評価に努める。</p> <p>(2) 絶えず生徒一人一人の変容を的確に把握し、指導の成果を検証して指導方法の改善に努め、指導と評価の計画を見直す。</p>

水 産

水産や海洋の各分野における基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、水産業及び海洋関連産業の意義や役割を理解させるとともに、水産や海洋に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な水産業及び海洋関連産業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 各科目の目標をとらえ、学校や生徒の実態に即した指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 科目「水産海洋基礎」における水産や海洋に関する実験、実習、見学及び実習船による体験乗船等の実際の、体験的な学習を通して、水産への興味・関心を高める指導を行う。</p> <p>(2) 実験・実習の実践的・体験的な学習を十分に確保し、水産及び海洋関連産業を志向するよう指導計画を工夫する。</p> <p>(3) 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、外部人材の積極的な活用に努め、職業意識を育成する。</p> <p>(4) 海洋実習・乗船実習においては、綿密な計画に基づき、緊急事態にも対応できるよう配慮するとともに、指導体制の確立に努める。</p>
<p>2 基礎・基本の確実な定着を図るとともに、言語活動を充実させコミュニケーション能力や課題解決能力を育成するための指導方法を工夫・改善する。</p>	<p>(1) 個に応じた指導や「わかる授業」の実践に心がけ、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図る。</p> <p>(2) 生徒の実態を考慮し、特別な配慮が必要な場合には、基礎的・基本的な事項が確実に身に付くよう内容を精選するとともに、実験・実習など指導の工夫をこらす。</p> <p>(3) 実験・実習を通して、自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力などを育むよう指導法の改善に努める。</p> <p>(4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の積極的かつ効果的な活用を図り、学習効果を高める。</p> <p>(5) プロジェクト学習を積極的に取り入れ、学習の過程を通して、課題解決型学習の面白さを実感させる。</p> <p>(6) 課題解決能力や創造性を養う観点から、科目「課題研究」についての研究を積極的に行い、成果について発表する機会を設けるなど言語活動の充実に努める。</p> <p>(7) 「海・水産物・船」を素材とした海の総合的な教育の充実に努める。</p> <p>(8) 環境・エネルギーに関する内容や食の安全等への対応に関する内容を充実させ、倫理観の育成に努める。</p> <p>(9) 教育活動全体を通じて、人間としての在り方生き方に関する教育が一層具体的に展開されるよう努める。</p>
<p>3 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>(1) 目標に準拠した評価及び「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価を行う。</p> <p>(2) 絶えず指導の成果を検証し、個々の生徒の変容を的確に把握した指導方法及び効果的な評価方法の工夫を行う。</p>

福 祉

社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸課題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 地域や学校、生徒の実態を踏まえた教科・科目の目標達成のための指導計画を作成する。	(1) 教科・科目の目標を的確に把握し、各学校の生徒の実態、特性等に応じた適切な指導計画を作成する。 (2) 知識や技術を断片的に学習させるのではなく、社会福祉施設の見学や実験・実習、調査研究及び日常的な実践活動などの実際の・体験的な学習を通して、活用できる知識と技術が総合的に身に付くよう指導計画を作成する。
2 指導方法を工夫し、授業の改善をする。	(1) 社会福祉に関する基礎的、基本的な知識と技術を総合的、体験的に習得させるため、教材研究、授業研究を行い、指導法の確立や教材開発に努める。 (2) 社会福祉関連の職業に従事する者として求められる福祉観や倫理観を高めるため、社会福祉の理念と社会的な意義の理解を深めるよう指導を工夫する。 (3) 福祉社会の一員として生活上の問題に関心をもち、社会福祉に関する課題を解決する能力と態度を育成する授業を工夫する。
3 言語活動の充実を図る。	(1) グループで課題解決を目指す活動を行う等言語活動を工夫することにより、思考力・判断力・表現力が身に付くよう指導する。
4 評価方法の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。	(1) 「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4つの観点に基づいた評価の考え方について理解を深める。 (2) 目標の実現状況を的確に把握し、生徒の学習指導の改善に生かす評価を実践する。

総合的な学習の時間

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 地域や学校、生徒の実態等に応じ、特色ある指導計画を作成する。	(1) 総合的な学習の時間の趣旨やねらいを踏まえ、「各学校において定める目標」「育てようとする資質や能力及び態度」「各学校において定める内容」「学習活動」「指導方法」「指導体制」「学習の評価」を明確にし、地域や生徒の実態に即して全体計画を作成する。 (2) 作成した全体計画を踏まえ、「教育目標」「生徒の実態」「各教科・科目等との関連」「学年間の関連」等に配慮した年間指導計画や単元計画を作成する。
2 学校の創意工夫を生かした学習活動を展開する。	(1) 教師の専門性と生徒の主体性を生かしながら、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」などの一連の探究的な学習が展開できるようにする。 (2) 問題の解決や探究活動の過程において、他者と協同して取り組む学習活動が行われるようにする。 (3) 地域の素材や学習環境を積極的に活用し、地域の人々の協力も得ながら全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制の工夫を図る。
3 言語活動を充実させる。	(1) 探究の過程において、言語活動を充実させ、分析し、まとめたり表現したりする学習活動が行われるようにする。 (2) 互いに教え合い学び合う学習活動や、地域の人との意見交換や交流活動における言語活動が円滑に行われるようにする。
4 生徒の主体的な学習を支える評価に努める。	(1) 学んだこと、感じたこと、今後その課題にどのようにかかわっていくべきか等について生徒が自ら振り返ることができるよう評価を工夫する。 (2) 総合的な学習の時間における育てたい力や取り組む学習活動や内容を、生徒の実態に応じて明確に定め、どのような力が身についたかを適切に評価する。 (3) 活動や学習の過程、報告書や作品、発表や討論などに見られる学習の状況や成果などについて、一人一人のよさや学習に対する意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価する。

特別活動

望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 各学校の創意工夫を一層発揮し、開かれた教育活動の充実を図る。</p> <p>[各 内 容]</p> <p>○ ホームルーム活動</p> <p>○ 生徒会活動</p> <p>○ 学校行事</p>	<p>(1) 教育課程の編成に当たっては、学習指導要領に基づき、各学校の創意工夫を生かし入学から卒業までを見通した全体計画と各学年の年間指導計画を作成する。</p> <p>(2) 高校生活への適応、学業や進路等における選択、自己の在り方に関して主体的な自己実現ができるよう、ガイダンスの機能を充実させる。</p> <p>(3) 特別活動の全体を通して、人間としての在り方生き方に関する指導を積極的に推進するとともに、社会とのかかわりを深めるような体験的な活動の場の設定を工夫する。</p> <p>(1) 生徒がホームルームや学校の生活に適応し、自己や集団生活の向上に主体的に取り組み、社会や集団の一員としての望ましい資質や能力・態度を育ていけるよう指導・援助する。</p> <p>(2) 生徒が自らの意志と責任に基づいて自己の将来を切り開き、着実に自己実現ができるよう指導・援助する。</p> <p>(1) 生徒の活動の場や機会を計画的に確保し、異年齢集団による自発的、自治的な活動が活発に行われるよう一層工夫する。</p> <p>(2) ボランティア活動など地域等における社会貢献や社会参画の活動を重視するとともに、地域の人々との交流を進め、自主的・実践的な態度の育成を図る。</p> <p>(1) 行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど、特色ある学校行事の創意工夫を行う。</p> <p>(2) 各行事間の関連を図りながら、生徒が社会の一員としての自覚と責任、共に生きる精神を育むことができるよう工夫する。</p>

道徳教育

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 生徒の発達段階に対応し、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の目標を達成する指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 公民科の「現代社会」及び「倫理」、特別活動を中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導計画を作成する。</p> <p>(2) 総合的な学習の時間や各教科においては、関連する場面において計画的に指導するよう、全体計画に位置づける。</p>
<p>2 人間としての在り方生き方について生徒自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するよう指導方法を工夫する。</p>	<p>(1) 生徒に固有な選択基準や判断基準が形成されるよう、様々な体験や思索の機会を通して自らの考えを深める機会を設ける。</p> <p>(2) 教師の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介にとどまることがないように、指導方法を工夫する。</p> <p>(3) 就業体験やボランティア体験など、体験的な活動を重視する。</p>
<p>3 各教育活動の特質に応じて、道徳性を構成する諸様相である、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的实践意欲と態度の育成に努める。</p>	<p>(1) 人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情である道徳的心情を養うよう指導する。</p> <p>(2) それぞれの場面において善悪を判断する能力である道徳的判断力を養うよう指導する。</p> <p>(3) 道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする道徳的实践意欲と態度を養うよう指導する。</p> <p>(4) 道徳的諸様相が全体として密接な関連を持つよう指導を工夫する。</p> <p>(5) 「ふくしま道徳教育資料集 第Ⅰ集・第Ⅱ集・第Ⅲ集」を活用するなど、指導の充実を図る。</p>
<p>4 道徳教育に関する理解を深め、指導力の向上を図る。</p>	<p>(1) 研修会、協議会等への参加や実践研究を通し、道徳教育への理解を深め、指導力の向上に努める。</p>

生徒指導

生徒指導は一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導・援助することであることを踏まえ、生徒の健全な成長を促し、生徒自ら自己実現を図っていくための自己指導能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 生徒指導計画の作成と、機能的な指導体制の確立を図る。	(1) 生徒の実態や自校の課題を踏まえて、目指す生徒像や指導理念、共通実践事項等を明確にし、課題解決のための具体的な年間指導計画を作成する。 (2) 生徒指導の機能が学校の教育活動の中で十分機能するよう、全教職員の共通理解を図り、学校全体としての協力体制、指導体制を確立する。
2 生徒の内面の発達を促すとともに、学校生活への適応を図る指導を推進する。	(1) 学校教育全体をとおして、人権尊重や人間としての在り方生き方について自覚を深める指導を積極的に推進する。 (2) 学校が、「心の居場所」としての役割を果たせるよう、教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係の醸成に努める。 (3) 生活の中で自己を生かし、自己実現を図る力を育成するとともに、集団や社会の一員としての自覚と責任感を深め、社会性の育成を図る。
3 教育相談の充実を図る。	(1) 教育相談体制を確立し、個に応じた手厚い指導を行うとともに、不登校やいじめ等の問題行動の兆候の早期発見に努め、人格形成への援助を図るための多面的な指導方法を工夫する。 (2) 生徒の心のケア等に努めるとともに、教育相談の知識や技能を高めるために、関係機関やスクールカウンセラー等との連携を図りながら、研修の充実を努める。
4 いじめや問題行動等の未然防止を図るとともに、事後の指導の充実を図る。	(1) 基本的な生活習慣の確立や規範意識の高揚に努めるとともに、いじめや問題行動等の未然防止と早期発見、早期対応に努める。 (2) 全教師が共通理解のもと一貫した態度で継続的に指導に当たるとともに、事故等が発生した場合、最悪の事態を想定し校内委員会を開催するなど組織的に対応する。さらに、問題に応じた事後の取組の充実を図る。
5 家庭、中学校及び関係機関との連携を密にし、地域ぐるみの生徒指導の推進を図る。	(1) 学校の教育目標や指導方針を明確にするとともに、家庭に対し理解と協力を求め、インターネット上での誹謗中傷や、いじめ、犯罪、違法・有害情報の問題等を踏まえた情報モラル教育や家庭教育の充実を図るよう啓発に努める。 (2) 中学校との連携を一層深め、相互の信頼関係に基づく中高一貫の生徒指導の推進に努める。 (3) 関係機関との連携のもとに、地域ぐるみの補導活動や研修活動の充実を図り、生徒のボランティア活動や社会参加の活動の推進に努める。

進路指導

生徒の能力・適性、興味・関心及び進路等が多様化していることを踏まえ、生徒一人一人に自己の将来の生き方と進路についての関心を深めさせ、自己の能力・適性等の発見と進路意識の啓発に努める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 キャリア教育との関連を踏まえ、教育課程における進路指導の位置付けを明確にした指導計画を作成する。	(1) 進路指導はキャリア教育（一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育）の中核をなすことを踏まえ、基礎的・汎用的能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の向上を図る。 (2) 各教科、特別活動、総合的な学習の時間との関連を図り、3年間を見通した計画的、組織的、継続的な進路指導を行うために、機能する全体計画を作成する。 (3) 啓発的な体験活動及び進路相談とホームルーム活動等の時間との関連を明確にし、系統的な指導を行うことができる年間指導計画に改善する。
2 進路指導の意義を確認し、校内の指導体制の強化を図る。	(1) 進路指導は単なる就職・進学を選択指導ではなく、将来の人生設計や望ましい生き方の確立を目指している。これらの目標を達成するため、高等学校教育全体を見通した進路指導計画を作成し、組織的な指導体制を整備・強化する。
3 発達段階に即した早期の進路選択を図るための教材の開発に努める。	(1) 中学校との関連に配慮し、生徒の発達段階に応じた適切な課題を設定して、早期の進路選択のための取組を促す。 (2) 自己理解、進路設計、進路の選択・決定に至るまでの一連の進路指導のために、教材の開発に努める。
4 進路の実態に対応した教育課程を編成する。	(1) 生徒の進路希望を的確かつ柔軟にとらえ、それぞれの進路実現が図れるよう、適切な教育課程の編成に努める。
5 進路指導資料、進路情報室等の整備を図り、指導力の向上に努める。	(1) 進路指導資料及び進路情報室等の整備を図り、効果的な活用を推進する。 (2) 進路指導の専門的事項について、研究と研修を深め、適切な進路指導に努める。
6 家庭や地域社会との連携を図る。	(1) 生徒・保護者の進路希望や高等教育機関及び企業等の状況を把握し、より適切な進路指導を行うため、中学校・家庭・関係諸機関との連携を図る。

健康教育

生徒一人一人が個人及び社会生活における健康・安全について関心を持ち、生涯を通じて主体的に健康な生活を営むことができる能力や態度を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>【保健】</p> <p>1 保健学習・保健指導の充実を図り、健康を保持増進するための実践力を育成する。</p> <p>2 健康相談・個別指導の充実を図り、個別の健康課題解決のために支援する。</p>	<p>(1) 科学的な思考と正しい判断のもとに意志決定や行動選択ができるようにするために、基礎的・基本的な知識の習得とその活用を図る学習活動を重視する。</p> <p>(2) 保健教育については、生徒の発達の段階やねらいに応じて生徒が個人生活を振り返り、主体的に活動を行う場を設定するなど指導方法を工夫する。</p> <p>(3) 「性に関する指導」については、県版「性に関する指導の手引」を活用し、生徒の発達の段階や実態に応じて、組織的、計画的に指導をする。</p> <p>(4) 「薬物乱用防止教室」については、関係機関の専門家や学校薬剤師等との連携を図り、学校保健計画に年1回以上開催するよう位置付ける。</p> <p>(1) 生徒の心身の変化について早期発見・早期対応ができるよう日常的な健康観察を重視し、個別の健康課題及び自校や地域の健康課題を把握する。</p> <p>(2) 生徒の健康課題を解決するために、養護教諭や学級担任等が相互に連携して、組織的に健康相談・個別指導を行い、個に応じたきめ細かな対応に努める。</p> <p>(3) 県の健康課題（「肥満」「う歯」「こころ・性」）及び自校や地域の健康課題については、家庭、関係機関及び、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家、地域との連携を図り、学校保健委員会等の保健組織活動を活用して健康課題解決に努める。</p>
<p>【安全】</p> <p>安全指導の充実を図り、危険を予測し、回避する能力を育成する。</p>	<p>(1) 学校事故対応に関する指針に基づき、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の見直しや周知徹底を図るとともに、緊急時に適切に対処できるよう訓練の在り方を工夫する。</p> <p>(2) 学校における事故の発生要因を分析し、適切な判断のもと行動がとれるよう、具体的な安全対応策を計画に組み入れて指導する。</p> <p>(3) 「福島県自転車安全利用五則」や「自転車運転者講習制度」の趣旨を理解させるとともに、危険予測学習や体験的な学習を通して、正しい自転車運転の指導を充実する。</p> <p>(4) 学校の実情に応じ、関係機関等と連携した安全教室や防災訓練等を実施するなど、地域や関係機関との連携による学校安全体制の強化及び防災教育の充実に努める。</p> <p>(5) 施設・設備及び用具等については、定期点検はもとより使用前、使用中の点検を確実に実施し、不備があれば迅速かつ適切に対応する。</p>
<p>【食育】</p> <p>「ふくしまっ子食育指針（平成28年3月）」に基づき、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育成する。</p>	<p>(1) 生徒の食に起因する健康課題を把握し、その解決を図るための取組を食育全体計画や年間指導計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて食育を推進する。</p> <p>(2) 食育推進コーディネーターを中心に教職員の役割を明確にするとともに、家庭や地域との連携を図った食育の推進体制を確立する。</p> <p>(3) 学校給食実施校においては、「学校給食衛生管理基準」を遵守し、異物混入の防止や食中毒の絶無、食物アレルギーへの対応策の共通理解に努め、食の安全に対する意識を高める。</p>

防災教育

地域の自然環境、災害、防災について正しい知識を身に付け、災害発生時における危険を理解し、状況に応じて、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動ができるとともに、災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができる態度及び能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 生徒が主体的に行動する態度を身に付けるための計画の充実を図る。</p>	<p>(1) 各教科や特別活動などの関連領域との調整を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に確実に位置付け、学校の教育活動全体を通じて防災教育に取り組む体制を整備する。</p> <p>(2) 生徒の発達の段階や地域の実情に応じて、特に重点的に指導すべき災害の内容を示して計画を作成する。</p> <p>(3) 関係機関や団体等と連携を図り、学校安全計画や危険等発生時対処要領の改善に努める。</p>
<p>2 生徒が状況に応じ、主体的に考え判断し行動する態度や能力を高めるための指導の充実を図る。</p>	<p>(1) 各教科、総合的な学習の時間、特別活動において、災害発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害等について学び、災害に関する基本的な知識と防災に関する意識を高めるための学習活動を工夫する。</p> <p>(2) 関係機関や団体等と連携した避難訓練の実施や、防災マップの作成など、より実効的な防災教育の推進に努める。</p> <p>(3) 保護者や地域等と連携し、登下校中や自宅など学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との待ち合わせ場所や連絡方法等、多様な場面を想定した指導や学習の場を設定する。</p>
<p>3 安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める指導を工夫する。</p>	<p>(1) 自らの安全確保だけでなく、地域社会の安全にも視野を広げることができるよう、ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など、社会貢献や社会参加に関する活動の場を工夫する。</p>

放射線教育

放射線等の基礎的な性質についての理解を深めるとともに、科学的な根拠を基にして、心身ともに健康で安全な生活を送るために、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 学校や地域の実情及び生徒の実態等に応じ、義務教育段階において学習したことを基盤にして指導計画及び指導内容を工夫する。</p>	<p>(1) 義務教育段階における放射線教育の成果を踏まえ、学校や地域の実情及び生徒の実態を考慮して、学校全体で組織的、計画的な指導計画を作成する。</p> <p>(2) 家庭や地域及び関係機関との共通理解を図り、実効性のある指導を工夫する。</p>
<p>2 放射線について、正確な知識を身に付け、自ら考え、判断する力を育成するための指導方法を工夫する。</p>	<p>(1) 各教科における放射線に関連する学習内容の指導の充実及び工夫を図る。</p> <p>(2) 放射線の利用や影響について、科学的な根拠を基に考え、判断する態度を育成する。</p> <p>(3) 文部科学省の副読本や県教育委員会の「放射線等に関する指導資料」等を基に、客観的な立場からの指導を行う。</p>
<p>3 放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうとする意欲や態度を育成する。</p>	<p>(1) 放射性物質を体内に取り込まないようにするための方法や放射線から身を守る方法を継続して実践できるようにする。</p> <p>(2) 放射性物質を扱う施設で事故が起こった場合の放射性物質に対する防護や避難の仕方を身に付けさせる。</p>

主権者教育

民主政治と政治参加に関する理解を深め、社会参画への意欲や態度を養うとともに、習得した知識を活用し、現代社会の諸課題について主体的に考察し、公正な判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の有為な形成者としての資質や能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
1 学校として指導のねらいを明確にし、系統的・計画的な指導計画を立て、校内指導体制を整えて適切に指導する。	(1) 公民科での指導だけでなく、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用し、各校の実態及び生徒の発達段階に応じた年間指導計画を作成する。 (2) 年間指導計画の作成に際しては、副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用場面を想定するとともに、公民科の指導との関連を図る。 (3) 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動の時間などにおいては、民主政治の基本である話し合いや討論の指導を行うよう努める。
2 民主主義の意義、政策形成や選挙の具体的な仕組みについての理解を重視するとともに、国家・社会の形成者として求められる力の育成を図る。	(1) 学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせる。
3 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、一層具体的かつ実践的な指導を行う。	(1) 現実の具体的な政治的事象については種々の見解があることを踏まえ、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させる。 (2) 選挙管理委員会との連携により実際の選挙の際に必要な知識を得るなど、外部機関等との連携を図りながら、現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めることができるよう指導する。
4 家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。	(1) 主権者教育は、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの場において養われることが望まれることから、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有することを通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。

特別支援教育（高）

障がいについての基本的な理解のもとに、生徒の一人一人のこれまでの学びの場を考慮し、教育的ニーズに応え、生徒が個々の学習や生活に必要な事項に対するの学び方を知り、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養うことができるよう指導・支援の充実に努める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 校内の支援体制を整備し、全職員で支援する。</p>	<p>(1) 管理職のリーダーシップのもと、生徒を学習面・生活面など多面的に把握し、校内の全教職員の共通理解を図り、適切な指導・支援にあたる。</p> <p>(2) 校内研修等を実施し、全教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識・技能の向上を図る。</p> <p>(3) 特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内の他組織と連携したケース会議等を開催し、支援が必要な生徒の実態把握、支援内容・方法等の検討、実践、評価、改善を行う。必要に応じて、スクールカウンセラーや特別支援学校のセンター的機能等の活用を図る。</p> <p>(4) 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動との関連を図り、生徒、家庭、地域へ障がいに対する理解や特別支援教育に関する継続的な理解啓発に努める。</p>
<p>2 生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、学校、家庭、地域及び医療等関係機関との連携を図る。</p>	<p>(1) 家庭との共通理解を図るとともに、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携する。</p> <p>(2) 特別支援教育コーディネーターや管理職、学年主任等による関係者、スクールカウンセラー等と連携し、生徒の教育的ニーズを把握し、合理的配慮の提供を本人・保護者と合意形成を図るとともに、「個別の教育支援計画」を作成し、活用に努める。</p> <p>(3) 関係機関と連携し、一貫した指導と支援を行うために、「個別の教育支援計画」を入学時や進級・進学・就職時等に、学校間や担任間、担当間での引継ぎにおいて活用する。</p>
<p>3 一人一人の教育的なニーズに応じた指導・支援の工夫を図る。</p>	<p>(1) 前述の高等学校の内容を十分に踏まえるとともに、「個別の教育支援計画」に明記した合理的配慮を提供しながら、支援を必要とする生徒へ具体的で分かりやすい指導法を工夫する。</p> <p>(2) 「個別の教育支援計画」や各教科等の年間指導計画をもとに、「個別の指導計画」を作成するとともに「個別の指導計画」を活用し、日々の指導・支援に努める。</p> <p>(3) 生徒がお互いの存在を認め合える学級経営について、学校全体で検討し、実践する。</p>

特別支援教育

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育

「障害者の権利に関する条約」の批准や「改正障害者基本法」の趣旨及び平成28年4月「障害者差別解消法」の施行等を踏まえ、インクルーシブ教育システムを推進するために特別支援教育に関する取組が進められている。

特別支援教育の推進に当たっては、幼稚園の教育要領、小・中学校、高等学校の学習指導要領では、「学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備」「障がいの状態に応じた指導内容・方法の工夫」を推進することが示されている。

平成24年7月に文部科学省から出された、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中では、今後、児童生徒個々の教育的ニーズに対応した連続性のある「多様な学びの場」の整備、個別支援の充実に加え、障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に学ぶことのできる教育環境の整備が求められるとされている。

県教育委員会では、従前より「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を特別支援教育の基本理念として掲げ、子どもたちが障がいのあるなしにかかわらず、地域に支えられるとともに、地域を支える一員として生きていくことができるよう、地域の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校、特別支援学校において、地域の関係機関による連携した支援の下、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育の実現を目指している。このことは、前述の文部科学省報告で示された内容と方向性を同じくするものである。

全国的な傾向と同じくして、県内の特別支援学級に在籍する児童生徒数は、10年前の約2倍、通級による指導を受けている児童生徒数、特別支援学校の在籍者数も増加している。「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現には、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実が不可欠である。あわせて、変化する時代に対応できる力を身に付けることが重要であることから、多様な一人一人のニーズに応え、個々の学習や生活に必要な事項の学び方を知り、自ら主体的に学ぶ意欲と態度を養い、生きる力をはぐくむことができるよう、それぞれの学びの場において、指導・支援の充実を図ることが必要である。さらに、高等学校における**通級による指導**が制度化され、**平成30年度から開始される**ことを踏まえ、高等学校においても、障がいに応じた特別の指導を行うことが求められる。今後、共生社会の形成に向けて、学校間の連携による地域の教育資源を活用した取組みが課題となる。

これらのことから、本年度の指導の重点を以下のように設定した。

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒（※以下「児童生徒」とする）一人一人の教育的ニーズを正確に把握する。
- 医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携し、一貫した支援を行うために、「個別の教育支援計画」を作成する。その際に、合理的配慮の提供を本人・保護者と合意形成を図り、

「個別の教育支援計画」の効果的な活用と見直しを行う。

- 一人一人の実態に応じた指導を充実させ、主体的に学ぶ意欲と態度を養うことができるよう、特別な支援を必要とする児童生徒に各教科・領域等の年間指導計画を基にした「個別の指導計画」を作成する。その際に、一人一人の学習状況を一層丁寧に把握するとともに、当該計画に基づいて行われた学習指導や児童生徒の学習状況を観点別に評価（※）するなど、**学習指導と学習評価の一体化、日々の授業の改善と充実**に努める。

※参考：評価の4観点 「**関心・意欲・態度**」「**思考・判断・表現**」「**技能**」「**知識・理解**」

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 児童生徒の自己理解を図り、主体的な進路選択を促すとともに、関係機関や家庭等と連携した多様な進路実現に向けての支援の充実を図る。
- 障がい者施策の動向を踏まえつつ、勤労を重んじ積極的に自立し社会参加する能力と態度を養うことができるよう、地域や産業界と連携し、外部評価などを活用した職業教育や進路指導の充実を図る。

交流及び共同学習の推進

- 共生社会の形成に向けて障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けることを推進する。
- 交流及び共同学習における「合理的配慮」の提供、交流校の理解啓発、教育課程の位置付け等、児童生徒の教育的ニーズに合わせて、教科及び領域等の目標が達成できるような学びの場の設定に努める。

障がいの重度・重複化、多様化に応じた指導の充実

- 重複障がいのある児童生徒の指導に当たっては、全校的な協力体制のもと、外部の専門家を積極的に活用するなどして教職員の専門性の向上を図り、学習効果を高めるような工夫改善に努める。

【全校種】

交流及び共同学習

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの推進のためには、障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場で学ぶことが重要であることから、障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、学校全体として「交流及び共同学習」を計画的、組織的に推進し、「地域で共に学び、共に生きる教育」の実現に積極的に取り組む。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 交流及び共同学習を通して、教科等のねらいが十分達成できるよう、教育課程に基づいた計画的な学習が展開できるように工夫する。</p> <p>2 継続的な指導を行うため年間指導計画を評価・改善する。</p> <p>3 地域の様々な人々と活動を共にする機会を設定し、地域の教育資源や学習環境を活用した特色ある教育活動の実践に取り組む。</p>	<p>(1) 教育課程に位置付け、指導の目標を明確にするとともに、学校・学級間で十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法、交流及び共同学習における「合理的配慮」の提供についてを事前に検討し、各学校や障がいのある児童生徒一人一人の実態に応じた活動が行えるように配慮する。</p> <p>(2) 各教科等のねらいが共同学習を通して効果的に達成されるよう、共に学ぶ機会の確保に努めるとともに、各教科等及び共同学習のねらいを明確にし、指導計画や授業の展開、ティーム・ティーチングの方法等について常に共通理解を図りながら、継続的な学習を行う。</p> <p>(3) 小・中学校等と学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを通して、お互いの学校の特色を生かした交流学習を展開する。</p> <p>(1) 学校の教育活動全体を通して、計画的、組織的に「交流及び共同学習」が行われているかを評価し、年間指導計画の改善や目標の見直しを図る。</p> <p>(1) 家庭や地域の人々の協力が得られるよう、各学校の教育方針や特色ある教育活動、児童生徒の状況などについて、事前に相互の意思疎通を十分に図る。</p> <p>(2) 都市化や核家族化の進行により、日常生活において児童生徒が高齢者と交流する機会が減少していることから、交流の機会を積極的に設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育てる。</p> <p>(3) 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住する地域の学校との交流の機会を設けるなどして、地域における豊かな人間関係の育成に努める。また、より学習効果のある交流学習を継続的に行っていくために、教育課程の工夫に努める。</p>

【特別支援学校】

特別支援学校の教育

特別支援学校においては、特に以下の点に重点をおいた指導に努める。

○ 一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

児童生徒一人一人の実態と教育的ニーズの的確な把握に努め、医療、福祉、労働等の関係機関と連携した一貫した指導と支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、提供する合理的配慮を本人・保護者ととともに確認し、効果的な活用と見直しを図る。また、各教科・領域等の年間指導計画から「個別の指導計画」を作成し、一人一人の学

習状況を丁寧に把握しながら授業づくりを行うとともに、当該計画に基づいて、**観点別学習状況の評価や、個人内評価を（※）**行うなど、日々の授業実践と改善に活用する。また、日々の**学習指導を振り返り**、児童生徒一人一人の実態を踏まえた**系統性のある**単元や題材の設定、授業展開、指導支援の方法等についても工夫・改善を図る。さらに、特別支援教育センターや教育センターにおける研修等の活用や校内研修の充実により、特別支援学校教員としての専門性をより高めるように努める。

※ **個人内評価**：観点別学習状況の評価では十分に示しきれない、児童生徒一人一人の**よい点や可能性、進歩の状況等**の評価

○ 言語活動の充実

言語は、学習活動の基盤であるとともに、論理的思考やコミュニケーション、感性・情緒の基盤でもあることから、言語活動に主体的に係わる能力や態度の育成が求められている。

各教科等の指導に当たっては、**児童生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視**するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、**教育課程全体を通して児童生徒の言語活動の充実**に努める。

○ 自立活動の充実

自立活動の指導に当たっては、「個別の指導計画」をもとに、各教科や領域との関連を図りながら、具体的な指導内容の設定・実施と評価・改善に努める。また、児童生徒が主体的に学習できる環境を整えることに努める。

○ 職業教育の充実

一人一人の進路目標の実現に向けて、卒業後自立し、社会参加できるよう「個別の教育支援計画」や「個別の移行支援計画」等を活用しながら、地域の産業の動向や児童生徒の障がいの状態などに応じた多様な職業教育の在り方を工夫し、全学部一貫したキャリア教育を推進する。また、地域、各職種の専門家、企業家団体等外部人材と連携した組織的な対応により、**地域を支える一員として主体的に生きる力を身に付ける**ことができるようにする。働くことや創造することの喜び、成就感、達成感を体得させる。生徒一人一人が進路への意識を高め、将来の自分の在り方や生き方を考えて、それぞれの進路実現に向けた取組を充実させることにより就職希望者を拡大し、就職率の向上を目指す。

本県の特別支援学校における就職率（18.3%：H27.3月卒業生：47都道府県中 45位）については、**全国平均（28.8%）を大きく下回っている現状を踏まえ、各学校では数値目標を設定するなど、実行性のある具体的な取組を行い、生徒の適切な進路実現を図る。**

○ 生徒指導の充実

児童生徒の健全な成長を促すため、一人一人の多様な実態の理解と日頃からの児童生徒の変化や状態の把握に努めるとともに、**教職員間における情報の共有に努め**、学校としての組織的な対応を工夫する。また、特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事を中心とした相談支援体制を充実させ、児童生徒の悩みや不安などに早期に対応するとともに、特別支援学校間の指導実践例の共有化、地域における関係機関との密接な連携によるネットワークの構築等に努める。

○ 交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習を**積極的に推進し**、特別支援学校の児童生徒の経験を広め、社会性や豊かな人間性を育てるとともに、障がいのあるなしにかかわらず共に学ぶことでお互いを理解し、**人間の多様性を尊重する心をはぐくむ**ことに努める。また、実施に当たっ

ては、指導の目標を明確にするとともに、市町村教育委員会や相手校と十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法、交流及び共同学習における合理的配慮の提供について事前に検討し、実施するよう努める。

○ 特別支援学校のセンター的機能の発揮

地域における特別支援教育のセンターとして、障がいのある子どもの教育についての専門性を高め、市町村教育委員会や各学校からの要請の主訴を踏まえ、そのニーズに応じた相談や研修等の支援を学校全体で行えるよう体制を整える。また、特別支援学級や通級による指導等への支援により、各学校等における特別支援教育の充実が図られるよう努める。

※【幼稚園、小・中学校、高等学校】

○通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育

○特別支援学級・通級による指導の教育 につきましては、



**※【特別支援教育（小・中）】 44 ページ、
【特別支援教育（高）】 76 ページ
それぞれの学校種に記載されております。**

各 教 科

一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、それらを活用し課題を解決するために必要な思考・判断・表現力等を育成する。また、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 一人一人の障がいの状態や発達段階等を十分に把握するとともに、各教科の「個別の指導計画」の作成と活用を図り、よりきめ細かな指導の充実を図る。</p>	<p>(1) 小・中学校教育、高等学校教育の各教科の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。 (2) 教科及び科目の目標を的確に把握し、小・中学校、高等学校の学習内容の系統性・関連性に配慮した年間指導計画の作成に努める。 (3) 年間指導計画の作成に当たっては、一人一人の実態や教育的ニーズを的確に把握し、個別に具体的な指導目標を設定し指導を行う。 (4) 各教科の指導に当たっても「個別の指導計画」を作成し、自立活動の指導との関連を図った指導を行い、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。</p>

<p>2 基礎を確実に身に付け、各教科や領域間のつながりを意識した授業の展開に努め、指導方法を工夫する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育、高等学校教育の各教科の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 指導を進めるに当たっては、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視し、小・中・高等部のこれまでの学習の積み重ねや学習内容の系統性を意識した指導の充実を図る。</p> <p>(3) 児童生徒の学ぶ意欲や学ぶ姿を重視し、体験的な学習や問題解決的な学習等を取り入れ、課題の発見と解決に向けて主体的・協同的に学んだ事項が日常生活に生かされるように配慮する。</p> <p>(4) 思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、各教科等の指導を通して児童生徒の言語活動の充実を図る。</p>
<p>3 児童生徒一人一人の特性に応じた適切な評価に基づき、指導内容の工夫と改善を図る。</p>	<p>(1) 小・中学校教育、高等学校教育の各教科の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 評価に当たっては、指導内容や児童生徒の特性に応じて、児童生徒の学習の過程を重視した観点別の学習状況評価や個人内評価を行うなど、障がいの状態等に即して適切に行い、より効果的な指導に生かす。</p> <p>(3) 各教科等の学習指導及び学習評価に当たっては、次の資料を活用するなどして観点を踏まえた指導と評価の一本化に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県授業改善研究会「授業改善ハンドブック『新授業の窓』」(平成25年3月) ・ 「生きる力をはぐくむ学習評価指導事例集」(平成25年3月) ・ 福島県教育委員会「定着確認シート」

道 徳

人間としての在り方や生き方についての自覚を深め、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培うことを重視した道徳教育を充実し、児童生徒の望ましい道徳性を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 学校や児童生徒の実態を踏まえた実効的な指導計画を作成するとともに、学校全体で取り組む推進体制を確立する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「道徳」及び高等学校教育「道徳教育」の内容による。 ※ 小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を図り、児童生徒が自己の障がいについての認識を深め、自ら進んで学習上又は生活上の困難を</p>

<p>2 道徳教育の「要」としての役割を踏まえ、道徳の時間における多様な指導方法・指導体制等を工夫し、道徳的実践力の育成を図る。</p>	<p>改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度や健全な人生観が育成されるよう、年間を見通した計画的・発展的な指導を行う。</p> <p>(3) より活用しやすい具体性のある指導計画の作成を工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の様々な機会を通して、実際的な体験を重視し、経験の拡充を図る工夫をする。 ○ 個々の児童生徒の障がいの状態や経験等に応じて内容を具体化し、適切な評価をする。 ○ 高等部においては、小学部や中学部における指導との一貫性を図り、青年期の心理的発達の状態や特性を考慮して、様々な人々との関係を適切に形成できるように計画する。
<p>3 家庭、地域社会等との連携を図りながら、開かれた道徳教育をさらに推進する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「道徳」及び高等学校教育「道徳教育」の内容による。</p> <p>※ 小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 障がいの状態や経験等に応じて、生活に結び付いた内容を実際的な場面で具体的な活動を通して指導する。</p> <p>(3) 児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係や温かい人間関係を基盤として、教師は児童生徒と共に考え、悩み、感動を共有し、学び合う姿勢で授業に臨む。</p> <p>(4) 「ふくしま道徳教育資料集[補訂版] 第1集・第2集・第3集」を積極的に活用するなど、指導の充実を図る。</p> <p>(1) 学校における道徳教育については、保護者や地域の人々の理解を図る機会を積極的に設け、家庭や地域社会における指導との関連性・一貫性を確立するよう工夫する。</p>

外国語活動

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 児童や地域の実態に応じて、各学年の目標を適切に定め、2学年間を通して目標の実現を図るよう指導計画を作成する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「外国語活動」の内容による。</p> <p>※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 児童の障がいの状態や興味・関心等を考慮して、適切な指導内容の設定に努めるとともに、重点の置き方等を工夫する。</p>

<p>2 外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図り、言語や文化に触れ楽しさを味わうことができるよう、児童主体の授業を展開する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「外国語活動」の内容による。 ※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。</p>
<p>3 指導と評価の一体化を図る。</p>	<p>(1) 小・中学校教育「外国語活動」の内容による。 ※ 小学校学習指導要領の内容に準ずる。</p>
<p>4 自立活動との関連を図った指導を工夫する。</p>	<p>(1) 児童の実態をもとに「個別の指導計画」を作成し、自立活動の指導内容である「人間関係の形成」「環境の把握」「コミュニケーション」等との関連を図りながら、学習効果を一層高めるようにする。</p>

総合的な学習の時間

横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。

指導の重点	努力事項
<p>地域や学校の実態、一人一人の児童生徒の障がいの状態や発達段階に応じた特色ある指導計画の作成及び改善に努めるとともに、学校の創意工夫を生かした学習活動を展開する。</p>	<p>(1) 小・中学校教育、高等学校教育「総合的な学習の時間」の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 児童生徒の障がいの状態や発達段階等は多様であることから、個々の児童生徒の実態に応じ、補助用具や補助的手段、コンピュータ等のICT機器を適切に活用するなど、学習活動が効果的に行われるように配慮する。</p> <p>(3) 少人数からくる種々の制約を解消するため、グループ学習など多様な学習形態を工夫する。</p> <p>(4) 自然にかかわる体験活動や社会とかかわる体験活動、ものづくりや生産、文化や芸術にかかわる体験活動などを展開するに当たっては、安全や保健に留意するとともに、学習活動に応じて小・中学校の児童生徒などと適切に交流及び共同学習を行うよう配慮する。</p> <p>(5) 各学校が自ら設定した目標や内容を踏まえて評価の観点を定め、探求的な学習を通して児童生徒にどのような力が身に付いたのかを適切に評価する。</p>

特別活動

望ましい集団活動を通して、心身の調和的な発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>望ましい集団活動の機会を確保し、児童生徒の自主的、実践的な態度の育成と互いに協力し合う生活態度の育成を図る。</p>	<p>(1) 小・中学校教育、高等学校教育「特別活動」の内容による。 ※ 小・中学校及び高等学校学習指導要領の内容に準ずる。</p> <p>(2) 指導計画の作成に当たっては、評価の観点を定め、学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態及び児童生徒一人一人の発達の段階等に配慮し、計画の企画段階から参画するなど、自主的、実践的な活動を促す。</p> <p>(3) 学級活動（ホームルーム活動）や児童会・生徒会活動においては、集団の構成上の創意工夫をするなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が展開されるようにする。</p> <p>(4) 学校行事においては、児童生徒の障がいの実態から、育てたい態度や能力を明確にする。また、効果的な指導を進めるために、児童生徒の負担過多にならないよう行事の精選に努める。</p>

自立活動

児童生徒一人一人が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、適切な指導計画の下に、各教科等の指導との密接な関連を図りながら、必要な知識・技能・態度及び習慣を養う。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>一人一人の障がいの状態や発達の段階等を的確に把握し、特別支援学校の教育要領並びに学習指導要領に示されている自立活動の内容に基づき、具体的な指導内容の設定が適切に行われるようにする。さらに、「個別の指導計画」の活用の視点を明確にして、継続的、段階的な指導の積み上げを図る。</p>	<p>(1) 児童生徒の障がいの状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にして「個別の指導計画」を作成し、一人一人の教育的ニーズに応じた具体的な指導内容を設定する。</p> <p>(2) 指導目標や指導内容を設定するに当たっては、その妥当性の向上に十分配慮する。</p> <p>(3) 指導に当たっては、児童生徒が自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲に支援を求めたりする機会を設定するなど、児童生徒の主体的な活動を一層進め、自己肯定感を高めることができるよう指導内容・方法を工夫する。</p> <p>(4) 自立活動の指導と各教科及び領域における指導を相互に</p>

関連付けた指導を行い、一人一人の自立活動の指導目標が達成できるようにする。

- (5) 学習状況を適切に評価し、具体的な指導の改善に生かすとともに、職員間及び外部の専門家との連携についても十分配慮する。

各教科等を合わせた指導

各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせた指導の形態による学習を通して、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動できる力の育成を図るとともに、各教科等の内容を十分に踏まえ、基本的な知識、技能、態度及び習慣を身に付けることができるようにする。

指導の重点	努力事項
<p>指導内容や目標を明確にし、授業形態、集団構成、授業展開の工夫など柔軟な発想による多彩な学習活動を展開する。</p>	<p>(1) 各教科等を合わせて指導を行う場合は、児童生徒の知的障がいの状態やこれまでの学習状況・経験等に応じ、年間計画において各教科等の具体的な指導内容を設定し、その内容がバランスよく扱われるよう工夫する。</p> <p>(2) 単元等の目標を踏まえて、一人一人の児童生徒の実態等に即したより具明確な個別の目標を設定し、その達成状況を評価する。</p> <p>(3) 日常生活の指導においては、生活上の自然な流れを大切にしながら、望ましい生活習慣を形成できるよう、具体的な場面において段階的、継続的、効果的な指導を計画する。</p> <p>(4) 生活単元学習の指導においては、児童生徒一人一人が目標や課題を意識し、主体的に活動に取り組み、身に付けた内容が学校生活や家庭生活に活かすことができるよう活動内容を設定する。</p> <p>(5) 作業学習の指導においては、生徒一人一人が成就感や働く喜びを味わえるように作業種を選定し、より実践的な学習の展開を図るとともに、卒業後の社会生活に備え、主体的に作業に取り組むことができるよう支援の工夫に努める。また、生徒が安全かつ衛生的、健康的に活動できるよう作業環境を整える。</p>

生徒指導

一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育成するとともに、規範意識をはぐくむ社会的資質や行動力の向上を図る。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 自校の実態に即した具体的な生徒指導計画の作成と、機能的な指導体制の確立を図る。</p>	<p>(1) 目指す児童生徒像や指導理念を明確化し、小学部から高等部まで一貫した指導を推進するため、各学部ごとの具体的、系統的な指導計画を作成し、指導方針を共有する。</p> <p>(2) 学校における指導方針の根拠となる校内規定を明確化し、児童生徒及び保護者に周知し、一貫性のある生徒指導ができる校内体制をつくる。</p> <p>(3) 全教職員の共通理解を図ることができるよう、「生徒指導提要」等を活用した研修を計画的に実施するなどして、学校全体の協力体制、指導体制を整える。</p> <p>(4) 生徒指導委員会等を定期的に開催し、校内での指導、家庭への支援、関係機関との連携等について指導方針を決定し、全教職員の共通理解、教職員間の連携の強化、同一歩調の指導により、計画的、組織的かつ継続的、具体的な指導を行う。</p> <p>(5) 日ごろから児童生徒の変化や状態を把握するとともに教職員間での情報交換を共有し、いじめや不登校、児童虐待等の早期発見と早期対応及び事件事例の考察に努め、事故の未然防止、早期解決に努める。</p>
<p>2 学校教育全体においてすべての児童生徒に積極的な生徒指導を進める。</p>	<p>(1) 児童生徒が自己存在感を味わう機会や自己決定ができる機会を設け、一人一人のよさや得意分野を生かすことで学習に対する充実感や達成感が味わえるようにする。また、学習指導の場を含む学校生活のあらゆる場や機会において自己理解を深め、将来の自分の在り方や生き方を考える基盤をつくる。</p> <p>(2) 個々の児童生徒の障がいの状態や発達の段階、特性等に配慮しながら、基本的な生活習慣の確立を図る。また、校則や学級のルールを守ることを通して、自らが考え、判断して行動できるように規範意識の育成を図り、自立と社会参加を見据えてきめ細かな生徒指導に努める。</p> <p>(3) 児童生徒との日常的なかかわりを通して信頼関係を築き、不安や悩み、思い、願いなどを的確にくみ取りながら、共感的な児童生徒理解に努め、学級運営と生徒指導が相互に補完し合って一人一人の自己実現を図ることができるよう指導する。</p> <p>(4) 生徒数の増加と実態の多様化を背景に、インターネット使用に伴うトラブルやいじめ、性の問題など生徒が抱える問題が様々になっている傾向を踏まえ、一人一人の実態に応じて自己指導能力を育成して規範意識の醸成を図る。</p> <p>(5) 学校いじめ防止基本方針を適切に見直しながら、いじめの防止等の対策のための組織を機能させ、全校で対応する。</p>

<p>3 家庭や地域社会及び関係機関等と連携した指導を進める。</p>	<p>(1) 家庭や病院、施設等での養育及び療育方針等を踏まえて、児童生徒の理解やその指導内容・方法等を共有し、一貫した指導の推進に努める。</p> <p>(2) 事件・事故等の被害・加害者にならないようにするために、地域社会及び関係機関に対する障がいの理解啓発を図り、連携した指導体制の構築に努める。</p> <p>(3) 事故等が発生した場合、あらゆる事態を想定した全教職員による緊急支援体制を確立するとともに、迅速で組織的な対応と綿密な連絡体制により、的確で毅然とした対応に努める。</p>
-------------------------------------	--

進路指導

社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を重視し、児童生徒が自らの在り方や生き方について考え、将来への夢や希望を抱き、その実現を目指して、自らの意思と責任で自己の進路を選択、決定する能力や態度を育てる。

指導の重点	努力事項
<p>1 校内の指導体制の強化を図る。</p>	<p>(1) 進路指導は単なる就職・進学の指導ではなく、児童生徒一人一人の将来の夢や希望等の実現に向けて、自らの在り方や生き方を考え、主体的に進路を選択する力を身に付けるために、小学部から高等部まで段階的、系統的に一貫した指導を行う。</p> <p>(2) 校務分掌で担当者の役割を明確にして、進路指導部を中心とした組織的な指導体制の強化を図り学校全体で取り組む。</p>
<p>2 自らの在り方や生き方を考え、将来の希望を実現することができるよう、計画的かつ組織的な指導を進める。</p>	<p>(1) 学校や児童生徒の現状を把握し、自校の目指す児童生徒の姿を明確にした進路指導計画・年間指導計画の作成をする。</p> <p>(2) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動との関連を図り、機能する進路指導計画を作成する。</p> <p>(3) 発達段階に即した自己と社会とのかかわりについて考え、将来の生き方や、進路選択・決定を図るための教材の開発に努める。</p> <p>(4) 指導に当たっては、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、「個別の指導計画」を作成・活用するとともに、自ら考え、判断し、実践する機会を設け、主体的に進路を考える力を育てるよう努める。</p> <p>(5) 職場体験や産業現場等における実習、特別支援学校作業技能大会等の体験的な学習活動との関連を明確にして、系統的な指導を行う。さらに、一人一人の職業意識を高め、</p>

<p>3 学校、家庭、地域社会や関係機関等との連携を図る。</p>	<p>自立と社会参加につながる能力や技能の向上を図る。 (中・高)</p> <p>(1) 家庭及び地域や福祉、労働等の関係機関と連携した指導・支援体制を作る。</p> <p>(2) 本人や保護者の希望、進路先に関する資料・情報を収集し、「個別の教育支援計画」や「個別の移行支援計画」を整理し、進路相談に活用する。その際、関係機関の助言等を含め生徒や保護者に対して適切な情報の提供に努める。</p> <p>(3) 職場体験や地域の行事等を積極的に活用し、地域の一員として生活していく意識を育てる。</p> <p>(4) 在学中から児童生徒の情報を家庭や進路先、労働、福祉の関係機関等と共有し、地域で円滑に生活できるように支援する。</p>
-----------------------------------	--

情報教育

情報化の進展に対応した教育を充実するとともに、児童生徒の障がいの状態や発達の段階等、実態に応じてコンピュータ等の情報機器を活用し、児童生徒一人一人の情報活用能力の育成に努める。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 情報化に対応した教育を推進するために、指導体制の充実を図る。</p> <p>2 一人一人の障がいの状態やニーズに応じた情報活用の実践的な能力と情報モラルについての指導の充実を図る。</p>	<p>(1) 学校教育活動全体でICT機器や情報通信ネットワークを効果的に活用できるよう校内の指導體制を整備する。</p> <p>(2) 教育の情報化の推進に向けて研修の充実を図り、ICT機器等の適切な活用を工夫するとともに、デジタル教科書等を使用して児童生徒の学習の意欲や学習効果を図る。</p> <p>(3) 著作権や個人情報の取扱い等について、全ての教員が正しい知識を持ち、適切な指導や情報の管理ができるよう、校内における情報モラルの育成・向上に努める。</p> <p>(1) 障がいのある児童生徒にとっての情報教育の意義と課題を理解し、「わかる授業」を実現するため、一人一人の身体機能や認知理解度に応じて、様々な支援技術（アシスティブ・テクノロジー）を活用できるよう研修・研究を深める。</p> <p>(2) 各教科等において、児童生徒がICT機器や情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、それを適切に活用できるようにするための学習活動の充実を努める。</p> <p>(3) 情報モラルに関する指導を教育課程に位置付け、家庭との連携を図り、プライバシーや著作権の保護、インターネットや携帯電話を利用するときの留意点等について、適切に指導する。</p>

健康教育

児童生徒一人一人が個人生活における健康・安全について関心を持ち、生涯を通じて主体的に健康な生活を営むことができる能力や態度を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>【保健】</p> <p>1 保健学習・保健指導の充実を図り、健康の保持増進のための実践力を育成する。</p> <p>2 健康相談・個別指導の充実を図り、個別の健康課題解決のために支援する。</p>	<p>(1) 科学的な思考と正しい判断の下に意志決定や行動選択ができるように、基礎的・基本的な知識の習得とその活用を図る学習活動を重視する。</p> <p>(2) 保健教育については、ロールプレイ等、児童生徒の発達の段階やねらいに応じて主体的に活動を行う場を設定するなど指導方法を工夫する。</p> <p>(3) 「性に関する指導」については、県版「性に関する指導の手引き」等を活用し、児童生徒の発達の段階や実態に応じて、組織的、計画的に行う。</p> <p>(4) 「薬物乱用防止教室」について、関係機関の専門家や学校薬剤師などの協力を得つつ、児童生徒の実情に応じて開催に努め、その指導の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 児童生徒の心身の変化について、早期発見・早期対応ができるよう日常的な健康観察を重視し、個別の健康課題及び自校の健康課題を把握する。</p> <p>(2) 児童生徒の健康課題を解決するために、養護教諭や担任教諭等が相互に連携して、組織的に健康相談・個別指導を行い、個に応じたきめ細かな対応に努める。</p> <p>(3) 県の健康課題（「肥満」「う歯」「近視」「こころ（性）」）及び自校や地域の健康課題については、家庭、関係機関及び、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門家、地域との連携を図り、学校保健委員会等の保健組織活動を活用して健康課題解決に努める。</p> <p>(4) 児童生徒の発達の段階や障がいの特性に応じ、家庭との連携のもと、県版「自分手帳」を活用するなどして、教育活動全体を通して児童生徒一人一人の望ましい運動習慣や食習慣、生活習慣の形成に努める。</p>
<p>【安全】</p> <p>安全指導の充実を図り、危険を予測し、回避する能力を育成する。</p>	<p>(1) 学校事故対応に関する指針に基づき、学校安全計画及び危険等発生時対処要領の見直しと周知徹底を図るとともに、緊急時に適切に対処できるよう訓練の在り方を工夫する。</p> <p>(2) 学校における事故の発生要因を分析し、適切な判断のもと行動がとれるよう、具体的な安全対応策を計画に組み入れて指導する。</p> <p>(3) 道路交通法を理解させるとともに、危険予測学習や体験</p>

<p>【食育・学校給食】 「ふくしまっ子食育指針」に基づき、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育成する。</p>	<p>的な学習を行うなど、交通安全指導の充実を図り、事故発生時の対応についても指導する。</p> <p>(4) 学校の実情に応じ、関係機関と連携した安全教室や防災訓練等を実施するなど、地域や関係機関との連携による学校安全体制の強化及び防災教育の充実に努める。</p> <p>(5) 施設・設備及び用具等については、定期点検はもとより、使用前、使用中の点検を確実に実施し、不備があれば迅速かつ適切に対応する。</p> <p>(1) 児童生徒の食に起因する健康課題を把握し、その解決を図るための取組を食育全体計画や年間指導計画に位置付け、学校の教育活動全体を通じて食育を推進する。</p> <p>(2) 栄養教諭や食育推進コーディネーターを中心に教職員の役割を明確にするとともに、家庭や地域との連携を図った食育の推進体制を確立する。</p> <p>(3) 給食の時間については、教科等における指導内容との関連を明確にするとともに、地場産物の活用を図るなど学校給食を生きた教材とすることを意識しながら、年間を通じて計画的・継続的に指導する。</p> <p>(4) 「学校給食衛生管理基準」を遵守し、異物混入防止や食中毒の絶無、食物アレルギーへの対応策の共通理解に努め、食の安全に対する意識を高める。</p>
---	--

防災教育

防災学習や各種訓練等を通して、災害や防災について正しい知識を身に付け、災害発生時に自らの安全を確保したり、自分の役割を自覚して行動したりするなど、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 児童生徒が主体的に行動する態度を身に付けるための計画の充実を図る。</p>	<p>(1) 各教科や特別活動、自立活動など関連領域との調整を図り、防災教育に関する事項を学校安全計画や各種指導計画に確実に位置付け、学校の全体計画を作成・改善するなど、防災教育に取り組む体制を整備する。</p> <p>(2) 児童生徒の発達の段階や地域の実情に応じて、特に重点的に指導すべき災害の内容を示して計画を作成する。</p> <p>(3) 関係機関や団体等と連携を図り、学校安全計画や危険等発生時対処要領の改善に努める。</p>
<p>2 児童生徒が状況に応じ、主体的に考え判断し行動する態度や能力を高</p>	<p>(1) 「平成27年度防災教育指導資料第3版」等を活用し、各教科、特別活動等において、災害発生のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害等について学び、災害に関する基本</p>

<p>めるための指導の充実を図る。</p> <p>3 安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める指導を工夫する。</p>	<p>的な知識と防災に関する意識を高めるための学習活動を工夫する。</p> <p>(2) 地域の幼稚園・小・中学校等や関係機関・団体等と連携した避難訓練を実施や防災マップを作成する等して、より実効的な防災教育の推進に努める。</p> <p>(3) 「防災個人カード」等、具体的な資料を活用して、保護者や地域等と連携し、登下校中や自宅など学校以外で災害に遭った場合の避難の仕方、家族との待ち合わせ場所や連絡方法等、多様な場面を想定した指導や学習の場を設定する。</p> <p>(1) 自らの安全確保だけでなく地域社会の安全にも視野を広げることができるよう、ボランティア活動や地域の人々との幅広い交流など、社会貢献や社会参加に関する活動の場を工夫する。</p>
---	--

放射線教育

放射線等の基礎的な性質についての理解を深め、心身ともに健康で安全な生活を送るために、自ら考え、判断し、行動する力を育成する。

指導の重点	努 力 事 項
<p>1 学校や地域の実状及び児童生徒の実態に応じた指導計画及び指導内容を工夫し、実践する。</p>	<p>(1) 本県における放射線教育の重要性を踏まえ、学校安全計画や学校保健計画及び各教科等の指導計画に位置付けることや全体計画を作成するなどして、学校全体で組織的、計画的に取り組む。</p> <p>(2) 放射線教育の必要性について、家庭や地域及び関係機関との共通理解を図り、具体的で実効性のある指導を工夫する。</p>
<p>2 放射線等の基礎的な性質について身に付けさせ、自ら考え、判断する力を育む指導方法を工夫する。</p>	<p>(1) 文部科学省の「放射線等に関する副読本」や県教育委員会の「放射線等に関する指導資料（第1版～第5版）」や「放射線教育用学習教材（DVD）」等を効果的に活用し、客観的な立場から指導する。</p> <p>(2) 視覚的な教材を活用し、放射線について具体的なイメージが持てるように指導方法を工夫する。</p> <p>(3) 放射線の利用や影響について、科学的な根拠を基に考えたり、判断したりする態度の育成に努める。</p>
<p>3 放射線から身を守り、健康で安全な生活を送ろうする意欲と態度を育てる。</p>	<p>(1) 放射性物質を体に取り込まないようにするための方法や、放射線から身を守る方法を確実に身に付けさせ、普段から実践できるようにする。</p> <p>(2) 放射性物質を扱う施設で事故が起きた場合の放射性物質に対する防護や避難の仕方について身に付けさせる。</p>

主権者教育

民主政治と政治参加に関する理解を深め、地域社会の一員として、社会参画への意欲や態度を養うとともに、習得した知識を活用し、現代社会の諸課題について主体的に考察し、公正な判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の有為な形成者としての資質や能力を育成する。

指 導 の 重 点	努 力 事 項
<p>1 学校・学級として指導のねらいを明確にし、系統的・計画的な指導計画を立て、校内指導体制を整えて適切に指導する。</p>	<p>(1) 公民科での指導だけでなく、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用し、生徒の実態に発達段階に応じた年間指導計画を作成する。</p> <p>(2) 年間指導計画の作成に際しては、副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用場面を想定するとともに、公民科の指導との関連を図る。</p> <p>(3) 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動の時間などにおいては、民主政治の基本である話合いや討論の指導を行うよう努める。</p>
<p>2 民主主義の意義、政策形成や選挙の具体的な仕組みについての理解を重視するとともに、国家・社会の形成者として求められる力の育成を図る。</p>	<p>(1) 学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせる。</p>
<p>3 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、一層具体的かつ実践的な指導を行う。</p>	<p>(1) 現実の具体的な政治的事象については種々の見解があることを踏まえ、議論の過程が重要であることを理解させる。</p> <p>(2) 選挙管理委員会との連携により実際の選挙の際に必要な知識を得るなど、外部機関等との連携を図り、指導する。</p>
<p>4 家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。</p>	<p>(1) 主権者教育は、学校教育、社会教育、家庭教育それぞれの場合において養われることが望まれることから、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有することを通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図る。</p>

国 語

国 語（高等学校）

国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし、心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。

○ 社会人として必要な基礎的、基本的な国語力の育成を図る。

- (1) 「A話すこと・聞くこと」の指導に当たっては、自分の考えについて根拠を明確にして述べたり、目的や場に応じて表現の仕方を工夫したりするとともに、互いに批評し合うなどして、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることを重視する。
- (2) 「B書くこと」の指導に当たっては、目的に応じて題材を選び、論拠に基づいて自分の考えを文章にまとめるとともに、優れた表現に接したり、自己評価や相互評価を行ったりすることを通して、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることを重視する。
- (3) 「C読むこと」の指導に当たっては、文章の内容を叙述に即して的確に読み取ったり、文章に描かれた人物、情景、心情等を表現に即して読み味わったりすることを通して、書き手の意図に触れるとともに、幅広く本や文章を読むことにより、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることを重視する。
- (4) 計画的に学校図書館を利用させ、読書活動を積極的に推進し、幅広い読書を日常生活に根付かせる。

国 語（中学校）

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を養い言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる。

○ 生徒一人一人が社会生活に必要な国語の能力の基礎を確実に身に付けることができるよう指導方法を工夫する。

- (1) 「A話すこと・聞くこと」の指導に当たっては、社会生活と関連付けた話題や題材を取り上げるとともに、学習したことが社会生活で生きて働くように配慮して、指導の効果を高める。
- (2) 「B書くこと」の指導に当たっては、取材・構成・記述といった文章の表現過程に応じた学習を展開するとともに、実際に文章を書く活動を多く設定する。
- (3) 「C読むこと」の指導に当たっては、生徒が自ら学び、課題を解決していくための学習過程を明確化するとともに、主体的に読書をしようとする態度を育成する指導を充実する。
- (4) 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の(1)「ア 伝統的な言語文化に関する事項」については、小学校から系統的に学んできている実態を踏まえ、一層古典に親しむ態度を育成することを重視する。(2)の内容については、適切な時数を確保し社会生活に役立つ書写の能力を身に付けることができるよう指導する。

国 語（小学校）

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

○ 児童一人一人が日常生活に必要な国語の能力の基礎を確実に身に付けることができるよう指導方法を工夫する。

- (1) 「A話すこと・聞くこと」の指導に当たっては、日常生活と関連付けた話題や題材を取り上げるとともに、学習したことが日常生活で生きて働くように配慮して、指導の効果を高める。
- (2) 「B書くこと」の指導に当たっては、取材・構成・記述といった文章の表現過程に応じた学習を展開するとともに、実際に文章を書く活動を多く設定する。
- (3) 「C読むこと」の指導に当たっては、児童が自ら学び、課題を解決していくための学習過程を明確化するとともに、児童の読書意欲を高め、読書活動が一層活発に行われるようにする。
- (4) 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の(1)の内容については、重点的に取り扱ったり、学年を渡って弾力的に取り扱ったりして指導する。(2)の内容については、硬毛の関連を図り日常生活における硬筆による書写の能力を高めることができるよう指導する。

社会、地理歴史、公民

地理歴史（高等学校）

我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。

○ 学習指導法の研究と授業の充実を図る。

- (1) 生徒の能力、適性、進路等が多様化していることを踏まえ、指導の個別化、学習の個性化の観点から、生徒自ら学ぶ意欲を高める指導法を工夫し、その実践に努める。
- (2) 各科目における課題を探究する学習を充実させることにより、生徒の理解や思考が一層深まり、主体的に学習に参加するように努める。
- (3) 写真、図版、統計等の資料を活用し、生徒の思考力を高める指導法を工夫するとともに、生徒自らが的確に表現する力を育成するため、論述、討論等の言語活動の充実を図る。

公民（高等学校）

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

○ 学習指導法の研究と授業の充実を図る。

- (1) 生徒の能力、適性、進路等が多様化していることを踏まえ、指導の個別化、学習の個性化の観点から、生徒が自ら学ぶ意欲を高める指導法を工夫し、その実践に努める。
- (2) 各科目における課題を探究する学習を充実させることにより、生徒の理解や思考が一層深まり、主体的に学習に参加するように努める。
- (3) 写真、図版、統計等の資料を活用し、生徒の思考力を高める指導法を工夫するとともに、生徒自らが的確に表現する力を育成するため、論述、討論等の言語活動の充実を図る。

社会（中学校）

広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

○ 学び方や調べ方の学習、作業的、体験的な学習や問題解決的な学習などを工夫し、生徒の主体的な学習を一層推進する。

- (1) 資料提示や発問構成の工夫、ICTの活用、作業的、体験的な活動の工夫などにより課題意識や追究意欲を醸成する。
- (2) 課題を追究、考察する学習などを通して、学び方や調べ方、資料活用能力、社会的事象についての見方や考え方を身に付けさせる。
- (3) 作業的、体験的な学習、問題解決的な学習を重視し、生徒が見通しをもった主体的な学習を通して、社会的事象を諸資料に基づいて多面的・多角的に考察したり、公正に判断し表現したりできるようにする。
- (4) 社会的事象の意味、意義を解釈する学習や事象の特色や事象間の関連を説明するなどの場を意図的に設定し、言語活動の充実を図る。
- (5) よりよい社会の実現を視野に、社会的事象についての課題を意欲的に解決しようとする態度を育成するよう学習活動を工夫する。

社会（小学校）

社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

○ 学び方や調べ方の指導を重視して、児童自ら目的意識をもって問題解決に取り組む授業を展開する。

- (1) 資料提示や発問構成の工夫、ICTの活用、作業的、体験的な活動の工夫などにより問題意識や追究意欲を醸成する。
- (2) 学び方や調べ方を身に付ける学習や資料活用能力を育成する活動、作業的、体験的な学習を意図的、計画的に位置付けた授業を展開する。
- (3) 児童一人一人が明確な問題意識、解決の見通しをもち、解決していく問題解決的な学習の一層の充実を展開する。
- (4) 観察・調査、体験などの具体的な活動を通して調べたことや、自分の考えなどをまとめたり表現したりする場、社会的事象の意味や動きなどをみんなで考える場を適切に位置付け、言語活動の充実を図る。
- (5) よりよい社会を考え、社会的事象についての課題を意欲的に解決しようとする態度を育成するよう学習活動を工夫する。

算数、数学

数 学 (高等学校)

数学的活動を通して、数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め、事象を数学的に考察し表現する能力を高め、創造性の基礎を培うとともに、数学のよさを認識し、それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。

○ 生徒の学びを深める指導方法の工夫と改善に努める。

- (1) 授業の目標を明確にする。
- (2) 数学的活動を充実させる。
 - ① 具体例を工夫したり結果を予想させたりするなど、課題や問題を自分事にさせる工夫をする。
 - ② 生徒の誤りや疑問を積極的に取り上げ、生徒が互いに学び合う場面を効果的に取り入れる。
 - ③ 学習した内容を生活と関連付け、具体的な事象の考察に活用したり、数学的に発展させたりする。
 - ④ 日々の授業において、生徒自身が授業を振り返り、自分の理解を確認する機会を設ける。
- (3) 学習活動にコンピュータや教育機器などを活用することにより、学習の効果を高める。
- (4) 教科会を充実させるとともに、教科内の連携を図り、指導方法の工夫と改善に努める。

数 学 (中学校)

数学的活動を通して、数量や図形などに関する基礎的な概念や原理・法則についての理解を深め、数学的な表現や処理の仕方を習得し、事象を数理的に考察し表現する能力を高めるとともに、数学的活動の楽しさや数学のよさを実感し、それらを活用して考えたり判断したりしようとする態度を育てる。

○ 主体的な学習を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、数学的な見方や考え方の育成を図るために、指導の工夫改善に努める。

- (1) 数や図形の性質などを見いだす活動、数学を利用する活動、数学的に説明し伝え合う活動などの**数学的活動の充実**を図る。
- (2) 数学的な思考力、判断力、表現力等を育成するため、**言葉や数、式、図、表、グラフ**を用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの**言語活動**を計画的に位置付けるとともに、思考過程を共有し、理解を深めるコーディネートを行う。
- (3) 生徒の興味・関心や理解の状況に応じた**補充的な学習**や**発展的な学習**を展開するとともに、習熟度別指導を取り入れた少人数指導や個別指導、グループ別指導などの**個に応じた指導**の充実を図る。
- (4) 学習の効果を高めることができるよう、**教具やICT等の活用**を図る。特に、「図形」や「資料の活用」領域において積極的に活用し、実感を伴った理解を促す。

算 数 (小学校)

算数的活動を通して、数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てるとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気づき、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。

○ 算数的活動を通して、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、数学的な考え方の育成を図るために、児童の思考過程を大切に、授業展開に努める。

- (1) **数学的な思考力、判断力、表現力等を育成するため、言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったりするなどの言語活動を充実させる。**
- (2) **数学的な考え方を育成するため、自力解決の時間や互いの思考を共有したり高め合ったりする時間、学んだことを確かにする振り返りやまとめ、適用問題を解く時間を充実させる。**
- (3) 児童の興味・関心や理解の状況に応じた**補充的な学習**や**発展的な学習**を展開するとともに、**個別指導**や**グループ別指導**、**少人数指導**など、**個に応じた指導**の充実を図る。
- (4) 学習の効果を高めることができるよう、**教具としてのICT等を積極的に活用する。**

理 科

理 科（高等学校）

自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。

○ 指導方法及び評価の工夫と改善に努め、指導と評価の一体化を図る。

- (1) 学習評価の在り方を見直すとともに、個に応じた指導の充実を図る。
- (2) 観察・実験などの結果を分析し、解釈して自らの考えを導き出し、それらを表現するため、言語活動の充実を図る。
- (3) 学習指導要領を踏まえ「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「観察・実験の技能」「知識・理解」に基づく適切な観点を設定し、目標に準拠した評価による観点別学習状況の評価や評定を着実に実施し、生徒一人一人の学習の定着を図る。

理 科（中学校）

自然の事物・現象に進んでかかわり、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な見方や考え方を養う。

○ 科学的に探究する能力の基礎と態度を育てるとともに、科学的な見方や考え方を育成する指導法の改善に努める。

- (1) 生徒一人一人が問題を見だし、主体的に課題を追究できるように、仮説の設定や結果の予想などの学習活動において目的意識をもたせる工夫をする。
- (2) 分析して解釈する能力の育成を図るために、生徒の主体性を生かした個別実験や集団の機能を生かしたグループ実験の工夫、原理や法則の理解を深めるためのものづくり、継続的な観察や季節を変えての定点観測など、各内容の特質に応じた観察、実験の工夫をする。
- (3) 科学的な見方や考え方を育成するために、結果を表やグラフに整理したり、科学的な概念を用いて表現したりする活動の充実を図る。
- (4) 指導の効果を高めるため、チーム・ティーチングによる指導や地域の施設、ICT機器などの活用を積極的に行う。

理 科（小学校）

自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。

○ 問題解決の能力を育て、科学的な見方や考え方を養うための指導法の工夫に努める。

- (1) 自然への興味・関心や知的好奇心を高め、主体的に問題を見いだすことができるような活動を工夫する。
- (2) 児童が見通しをもって観察、実験を行うなどの構想や自然の事物・現象に科学的にかかわる活動の充実を図る。
- (3) 児童が観察、実験などの結果を整理して、考察し、結論をまとめたり、学んだことを日常生活との関わりの中で見直したりする活動の充実を図る。
- (4) 指導の効果を高めるため、チーム・ティーチングによる指導や、地域の自然環境や施設、ICT機器などの活用を積極的に行う。

音楽

※ 高等学校「芸術」(音楽)へ発展

音楽(中学校)

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽を愛好する心情を育てるとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽活動の基礎的な能力を伸ばし、音楽文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

- 生徒が音楽活動の喜びを味わい、主体的・創造的に学習に取り組むような指導方法を工夫する。
- (1) 題材の目標に照らし、学習内容を厳選するとともに、魅力ある適切な教材を精選して、指導の充実を図る。
 - (2) 生徒が音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じ取ることができるよう、幅広い学習活動(歌う・奏でる・創る・聴く)を組織する。
 - (3) 生徒の実態とねらいに応じて、多様な学習形態を取り入れ、生徒の協働的な学習を促し、音と言葉によるコミュニケーションを図る指導を充実させる。
 - (4) 生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、音楽の多様性を理解することができるような指導を工夫する。
 - (5) 創作指導について、他の領域・分野との関連を図り、音楽をつくる楽しさを味わわせることができるように工夫する。

音楽(小学校)

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

- 児童が音楽活動を楽しみ、自ら進んで学習に取り組むような指導法を工夫する。
- (1) 題材の目標に照らし、学習内容を厳選するとともに、魅力ある適切な教材を精選して、指導の充実を図る。
 - (2) 児童が音楽を形づくっている要素を聴き取り、音楽のよさや美しさと結び付けて感じ取ることができるような授業の展開を構想する。
 - (3) 児童の実態とねらいに応じて、多様な学習形態を取り入れ、児童の協働的な学習を促し、音と言葉によるコミュニケーションを図る指導を充実させる。
 - (4) 我が国や郷土の音楽に対して、児童の興味・関心を高めるために、和楽器に親しむなどの体験を含めた学習活動を充実させる。
 - (5) 音楽づくりの過程を楽しみながら実際にいろいろな音楽表現を試し、互いの表現のよさを交流するなどして、音楽をつくる喜びを味わわせる。
 - (6) 鑑賞は、楽曲全体を味わって聴くことができるように工夫する。

図画工作、美術

※ 高等学校「芸術」(美術・工芸)へ発展

美術(中学校)

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

- 生徒が感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深めることができる授業展開を工夫する。
- (1) 育成したい資質や能力を明確にし、生徒自ら「やるべきこと」、「やりたいこと」、「やれること」ができる場や機会を適切に設定した題材を計画する。
 - (2) 表現と鑑賞の相互の関連を図った指導を工夫するとともに、[共通事項]を視点とした言語活動の充実を図り、造形的な視点で対象をとらえることができるようにする。
 - (3) 生徒が、自己の感性をもとに自信をもって表現や鑑賞の活動に取り組み、互いの表現のよさや個性などを認め合いながら活動できる場や機会の設定を工夫する。
 - (4) 伝統的な側面と創造的な側面から、生活の中の美術の働きや美術文化について理解を深められるようにする。

図画工作(小学校)

※ 一部は、技術・家庭科(技術分野)へ発展

表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、作り出す喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

- 児童が感性を働かせながら、造形的な創造活動の基礎的な能力を培うことができる授業展開を工夫する。
- (1) 育成したい資質や能力を明確にし、個々の児童の思いや願いの具現に向け、自らテーマや材料、方法、手順等を選択、決定できる場や機会を適切に位置付けた題材を計画する。
 - (2) 表現と鑑賞の活動の関連を図るとともに、諸感覚を働かせた能動的な鑑賞となるように活動を工夫し、発達に応じた適切な言語活動を位置付けた題材を設定する。
 - (3) 児童の主体的な学習の中で、発想や構想の能力、創造的な技能、鑑賞の能力が関連しながら働くような授業展開を工夫する。
 - (4) 形や色、材料などに関わりながら共に学び高め合う学習としての指導を充実する。

体育、保健体育

保健体育（高等学校）

心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。

○ 生徒が自主的・自発的な学習を行うことができるよう指導方法の改善を図る。

〔体育〕

- (1) 生徒が運動の特性や自己の能力に応じて自ら進んで運動種目を選択し、学習内容の深化が図られるよう、履修方法を工夫する。
- (2) 運動そのものの楽しさや心地よさを味わい、精神的なストレスなどの解消に役立てることができ「体づくり運動」の学習を通して、健康や体力の必要性を認識させ、日常生活で継続的に実践できる能力を育てる。

〔保健〕

- (1) 心身の健康の保持増進のため、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自己の健康を適切に管理し改善していく思考力・判断力などの資質や能力の育成を重視する。
- (2) 生徒の思考力・判断力等を育成するため、知識を活用する学習活動や実習、実験及び課題学習などを取り入れるとともに、地域や学校の実情に応じて養護教諭や栄養教諭、学校栄養職員など専門性を有する教職員等の参加・協力を推進する。
- (3) 心と体を一体的にとらえ、「保健」と「体育」の内容を密接に関連づけて指導する。

保健体育（中学校）

心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

○ 主体的な学習を通して健康を保持増進する基礎を培い、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するよう指導方法の改善・充実を図る。

〔体育分野〕

- (1) 生徒の発達の段階を考慮し、各運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識が身に付くように、指導内容の整理と体系化を図る。
- (2) **体づくり運動は、すべての学年で指導し、体ほぐしの運動や体力を高める運動の必要性を感じさせ、学習したことを実生活に生かすことができるような指導方法を工夫する。**

〔保健分野〕

- (1) 知識を活用する学習活動を積極的に行い、視聴覚教材の活用や実習、実験、課題学習等を取り入れるとともに、養護教諭や栄養教諭等の専門性を有する教職員の参加・協力を推進するなど多様な指導方法を工夫する。
- (2) 個人生活における健康・安全に関する内容を科学的に理解し、主体的に自己の健康課題を解決していく学習活動を工夫する。

体育（小学校）

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

○ 主体的な学習を通して生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの基礎が培われるよう指導方法の改善・充実を図る。

〔運動領域〕

- (1) 児童の発達の段階を考慮し、各運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識が身に付くように、指導内容の整理と体系化を図る。
- (2) **体づくり運動は、すべての学年で指導し、体ほぐしの運動や多様な動きをつくる運動（遊び）、体力を高める運動の必要性を感じさせるような指導方法を工夫する。**

〔保健領域〕

- (1) 知識を活用する学習活動を積極的に行い、視聴覚教材の活用や実習、実験、課題学習等を取り入れるとともに、養護教諭や栄養教諭等の専門性を有する教職員の参加・協力を推進するなど多様な指導方法を工夫する。
- (2) 身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を実践的に理解し、積極的に自己の健康課題を解決していく学習活動を工夫する。

家庭、技術・家庭（家庭分野）

家庭（高等学校）

〔共通教科「家庭」〕

人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。

〔専門教科「家庭」〕

家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発達を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

○ 家庭や地域の生活及び生活産業と関連付け、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を充実する。

- (1) 共通教科では生活を創造する主体として、専門教科では生活産業に従事する者として、必要な基礎的・基本的な知識と技術を、実践的・体験的な学習を通して定着させるよう努める。
- (2) 習得した知識と技術を活用し、生活や生活産業にかかわる問題を主体的、合理的に解決できるよう、指導方法を工夫する。
- (3) ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動においては、自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践することを通して生活を科学的に探究する方法や問題解決の能力を身に付けるよう指導する。

技術・家庭（家庭分野）（中学校）

衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活の自立に必要な基礎的・基本的な知識及び技術を習得するとともに、家庭の機能について理解を深め、これからの生活を展望して、課題をもって生活をよりよくしようとする能力と態度を育てる。

○ 日常生活との関連を図り、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を充実する。

- (1) 実践的・体験的な学習活動の内容を吟味し、基本的な概念などの理解を深めるとともに、生活をよりよくしようとする能力と態度の育成につながるよう、生徒の実態に即した活動を工夫する。
- (2) 生徒自らが問題に気づき課題を設定して、主体的に問題を解決できるよう、学習の過程や方法を工夫する。
- (3) 家庭や地域社会との連携を図ることにより、生徒が習得した知識と技術を生活に活用できるようにする。

家庭（小学校）

衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識と技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にしている心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。

○ 日常生活との関連を図り、実践的・体験的な学習活動や問題解決的な学習を充実する。

- (1) 自分の生活に結び付くような問題解決的な学習や実践的・体験的な学習活動の内容を工夫することにより、児童一人一人が、家庭生活への関心を高め、日々の生活の営みの大切さに気付くとともに、身近な生活の課題を見付けその解決を目指して考え工夫することを通して、自分の成長を自覚できるようにする。
- (2) 校内や家庭で賞賛や認め合う場を設定することにより、実践する喜びを味わうとともに、家族や近隣の人々とかかわる意味やよさについて実感できるようにする。
- (3) 児童の興味・関心や生活の実態に応じた学習ができるよう内容の選択の幅を広げる。

外国語活動、外国語（英語）

外国語（高等学校）

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。

- 4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成する言語活動を充実する。
- (1) 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能の総合的な指導を通して、これらの4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成する言語活動を充実する。（知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を育成するための有効な手立てとして、言語活動を充実する。）
 - (2) 生徒が英語に触れる機会を充実するとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。
 - (3) コミュニケーション能力を養うために、生徒が実際に情報や考えなどの受け手や送り手となってコミュニケーションを行う活動を充実する。その際、言語の使用場面や言語の働きを適切に組み合わせることにより、各言語活動が効果的なものとなるように留意する。
 - (4) 文法については、コミュニケーションを支えるものであることを踏まえ、当該文法を実際に用いて言語活動を行うことによって、文法をコミュニケーションに活用することができるようにするための指導を行う。
 - (5) 指導すべき語数が充実したことを踏まえ、コミュニケーションを内容的に充実したものとする。
 - (6) 各科目の指導に当たっては、指導方法や指導体制を工夫し、ペアワーク、グループワーク等を適宜取り入れたり、視聴覚教材やコンピュータ、情報通信ネットワーク等を適宜指導に生かしたりするとともに、外国語指導助手（ALT）とのチーム・ティーチングを効果的に活用する。

外国語（中学校）

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。

- コミュニケーション能力の基礎の育成を目指し、生徒が主体的かつ意欲的に学ぶことができる授業を創造する。
- (1) 英語で授業を進め、英語に触れる時間や機会を増やす。
 - (2) 単元や授業のねらいを明確にするとともに、単元構成・授業構成の改善を図り、ねらいに沿った活動を設定する。
 - (3) 生徒の学習意欲が高まるような課題を設定する。
 - (4) 知識を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育む場面を設定する。
 - (5) 技能を統合して活用する言語活動の充実を図る。また、言語活動を通して言語材料の確実な定着が図れるよう工夫する。
 - (6) 「見通す」「学び合う」「振り返る」学習活動を重視し、自律的学習者として主体的に学び続ける態度・姿勢の育成に努める。

外国語活動（小学校）

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。

- 外国語で積極的にコミュニケーションを図りながら、言語や文化について体験的に理解を深め、外国語の音声や表現に慣れ親しむよう児童主体の授業を創造する。
- (1) 教師自身が英語力の向上に努め、クラスルーム・イングリッシュを計画的に使用し、児童が英語に触れる時間を増やす。
 - (2) 1単元で授業を設計し、単元や授業のねらいを明確にして、単元構成・授業構成を工夫する。
 - (3) 積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するよう活動内容を工夫する。
 - (4) 児童の興味・関心に応じて、他教科等で学習した内容を取り入れるなど、内容や活動を工夫し、知識としての指導ではなく、体験的に聞いたり話したりすることを通して音声や表現に慣れ親しむようにする。
 - (5) 言語や文化については、さまざまな言語や幅広い題材を取り扱うとともに、自国理解を深めることができるよう配慮する。
 - (6) 語句や文の機械的な暗記により、コミュニケーションへの意欲や興味・関心を減じることのないように留意する。